

平成 29 (2017) 年度
自己点検・評価報告書

平成 31 (2019) 年 2 月

岡崎女子大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 ······	1
II. 沿革と現況 ······	1
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 ······	3
基準 1 使命・目的等 ······	3
基準 2 学生 ······	11
基準 3 教育課程 ······	42
基準 4 教員・職員 ······	62
基準 5 経営・管理と財務 ······	76
基準 6 内部質保証 ······	86
基準 A 地域との協働活動 ······	93
IV. エビデンス集（データ編）	

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

岡崎女子大学の建学の精神は「自己実現と社会貢献」であり、「自分の頭で考え、自分の心で感じ、自分の言葉や行動で表現する」という自律的な学習態度を通して学生が現代に生きる女性としての知恵と知識を獲得し、人間的な成長と目標の実現を目指すこと、また、意見の異なる人々をも含めて、周囲の人々と共生することの重要性を認識し、多くの人々の幸福実現のための努力を惜しまぬ誠実さを育むことを岡崎女子大学の精神としている。

大学設置基準第2条及び学校教育法第83条に則り、学生の女性としての豊かな人格形成への土台をつくり、専門的職業人としての確かな知識技能を養成し、学生が自己実現と共生への道を模索し続けるための支援を行ない、女性のための人格教育と専門職業教育との統合を通して、広く社会に貢献し得る教養ある人材を育成することが岡崎女子大学の使命である。この理念のもと、平成25(2013)年に幼稚園教諭・保育士の養成を意図して、子ども教育学部子ども教育学科を設置した。また、平成28(2016)年度には小学校教員免許教職課程の設置申請を行い、認可を受けている。

平成17(2005)年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」では「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」の必要性が指摘され、大学の機能が7つに分類されているが、その中において岡崎女子大学の特色は「幅広い職業人の養成」と「地域貢献」であるといえる。子ども教育学部は、教員や保育士の資質の向上を求める社会的要請に応えること、「知識基盤社会」(knowledge-based society knowledge-based society)に対応し得る人材育成への社会的要請に応えること、また、社会人教育などを通した大学教育へのユニバーサル・アクセスの実現に貢献することを使命とみなしている。

II. 沿革と現況

1. 清光学園と岡崎女子大学の沿革

本学園の沿革としては、昭和29(1954)年に学校法人清光学園を設立して、幼稚園3園を設置し、昭和40(1965)年に保育科の設置認可を受けて岡崎女子短期大学を開学した。昭和44(1969)年に保育科を幼稚教育学科へと改称するとともに、勤労学生を対象とする同第三部を増設し、昭和49(1974)年に初等教育学科、昭和61(1986)年に経営実務科を設置した。平成14(2002)年には初等教育学科を人間福祉学科へと改組転換したが、平成23(2011)年には人間福祉学科の学生募集を停止している。平成26(2014)年には経営実務科を現代ビジネス学科に改称し、現在の岡崎女子短期大学は幼稚教育学科第一部・幼稚教育学科第三部・現代ビジネス学科の三学科構成となっている。

岡崎女子大学は岡崎女子短期大学との併設形式で、平成25(2013)年に開学した教育・保育系単科大学であり、子ども教育学部子ども教育学科を設置し、平成28(2016)年度で完成年度を迎えた。また、同年、小学校教員免許教職課程の設置申請を行い、認可を

受けた。

2. 本学の現況

学名	岡崎女子大学
所在地	444 - 0015 愛知県岡崎市中町 1 - 8 - 4
開学日	平成 25(2013)年 4 月 1 日
建学の精神	自己実現と社会貢献
学部学科	子ども教育学部子ども教育学科
教育形態	教育・保育系単科大学
定員	100 人
学位名称	学士 (子ども教育)
英訳	岡崎女子大学 Okazaki Women's University 子ども教育学部 Faculty of Childhood Care and Education 子ども教育学科 Department of Childhood Care and Education 学士 (子ども教育) Bachelor of Childhood Care and Education
取得可能な資格	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状 保育士資格

・学生数、教員数、職員数

部・学科等名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	入学定員	入学者数	入学定員	入学者数	入学定員	入学者数
子ども教育学部 子ども教育学科	100	60	100	69	100	88

職名	学長	副学長 学部長	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	平均 年齢
大学 教育職員	1	2	13	5	1	0	1	23	56.4

職名	局長	部長・次長・ 参事	課長	課長補佐	一般職	合計	平均年齢
事務職員	2	5	4	4	17	32	48.8

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1 - 1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1 - 1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1 - 1 - ①意味・内容の具体性と明確性

岡崎女子大学の建学の精神は「自己実現と社会貢献」であり、「自分の頭で考え、自分の心で感じ、自分の言葉や行動で表現する」という自律的な学習態度を通して学生が現代に生きる女性としての知恵と知識を獲得し、人間的な成長と目標の実現を目指すこと、また、意見の異なる人々をも含めて、周囲の人々と共生することの重要性を認識し、多くの人々の幸福実現のための努力を惜しまぬ誠実さを育むことを岡崎女子大学の精神としている。

また、岡崎女子大学の使命・目的については、「大学の教育目的」として「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、女性の生き方への真摯な探究を通した人格形成を目指すとともに、専門の学術を研究教授することにより、社会の発展に貢献し得る教養ある女性職業人を育成することを目的とする。」とし、女性の人格形成と専門力の養成を重視し、教養ある職業人として社会に貢献し得る人材の育成を本学の教育目的とすることを明確に掲げている。

1 - 1 - ②簡潔な文章化

本学では、「建学の精神」「大学の理念（建学の精神が意味するもの）」「大学の教育目的」「大学が養成する人材像」を以下のように文章化している。

1) 建学の精神：「自己実現と社会貢献」

2) 大学の理念（建学の精神が意味するもの）

「自分の頭で考え、自分の心で感じ、自分の言葉や行動で表現する」という自律的な学習態度を通して学生が現代に生きる女性としての知恵と知識を獲得し、人間的な成長と目標の実現を目指すこと、また、意見の異なる人々をも含めて、周囲の人々と共生す

ることの重要性を認識し、多くの人々の幸福実現のための努力を惜しまぬ誠実さを育むことが、岡崎女子大学の精神である。

3) 大学の教育目的（大学学則 第1章 第1条）

「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、女性の生き方への真摯な探究を通した人格形成を目指すとともに、専門の学術を研究教授することにより、社会の発展に貢献し得る教養ある女性職業人を育成することを目的とする。」

4) 大学が養成する人材像

- I 深い人間理解と共感力を備えた品格ある女性の育成（人間力）
- II 高い使命感と倫理観を持つ専門的職業人の育成（専門力）
- III 知的探究心と実践力を持ち、社会を支える指導的人材の育成（課題探究力・地域貢献力）

上記のとおり、建学の精神、大学の教育理念、大学の教育目的、大学が養成する人材像は簡潔な形で文章化されている。

1-1-③個性・特色の明示

岡崎女子大学は、建学の精神に基づき、学生の女性としての豊かな人格形成への土台をつくり、専門的職業人としての確かな知識技能を養成し、学生が自己実現と共生への道を模索し続けるための支援を行ない、広く社会に貢献し得る教養ある人材の育成を目指すとともに、21世紀の「知識基盤社会」(knowledge-based society) に対応し得る人材育成への社会的要請に応えていくことを使命としている。「知識基盤社会」においては、新しい知識・情報・技術が諸活動の基盤として飛躍的な重要性を持つと言われるが、ここにおける「知識」とは一般に、「学び方を学ぶ (learning to learn)」ことであるとも言われている。グローバル化が進展し、知識のパラダイム転換が求められ、幅広い知識と柔軟な思考力、生涯学び続ける力が求められる現代社会において、国際的な学力標準とも一致する「鍵となる能力 (key competencies)」を見定め、生きる力を育む教育が、国内的にも国際的にも要請されている。知・徳・体のバランスのとれた「21世紀型市民」の育成という視点は教育・保育分野においても求められており、「他者とともに」「知恵と工夫を駆使し」「生涯にわたって学び続ける」能力を養う高等教育への現代社会の要請に応えていくことを本学は目指している。

本学が目指す全学的な人材養成の第一点は「深い人間理解と共感力を備えた品格ある女性の育成」であり、深い人間理解に基づく他者への共感力を持つつつ、女性をめぐる現代の社会的課題に向き合い、女性の尊厳ある生き方を探求することのできる、品格ある女性の育成を目指している。第二は、「高い使命感と倫理観を持つ専門的職業人の育成」であり、専門分野の確かな知識・技能を獲得し、職業人としての高い使命感と倫理観をもち、理想の実現に向けて努力し得る専門的職業人の育成を目指す。そして、第三は、「知的探究心と実践力を持ち、社会を支える指導的人材の育成」であり、自律的な

学習態度と知的探究心を持ち、実践の中から課題解決の糸口を見出し、他者との協働関係の中で社会に貢献していく指導的人材の育成を目指している。これら三つの教育目標は、「全学ディプロマ・ポリシー」に直接的に反映されている。

本学は、平成 17(2005)年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された大学機能のうち「幅広い職業人の養成」と「社会貢献機能」を担う大学として、教育・保育分野における資質の高い人材の育成を目指し、知の拠点として大学と地域をつなぎ、地域の発展や問題解決に貢献することを意図している。後者については、社会人入試や社会人教育などを通した大学教育へのユニバーサル・アクセスの提供を視野に、公開講座その他の大学開放を通じ、継続的な学習機会を地域に提供する努力を行っている他、卒業生・現職教員・現任保育士を対象としたリカレント教育の拠点として、教育・保育に携わる人材への長期的な支援を目指し、子ども教育学部の特色を生かして、地域の子育て支援事業への協力や、子どもと保護者を対象とした講座やカウンセリングなどの地域貢献活動を実践している。

上記のとおり、岡崎女子大学が養成する人材像には、「女子大学」としての個性、「専門分野の職業人を育成する大学」としての特色、学生の人間的・社会的成長を地域貢献・社会貢献につなぐことを目指す「地域貢献機能」を持つ大学としての特色が示されている。

1-1-④変化への対応

建学の精神や大学の使命・目的は大学の根幹となる理念であり、軽々に変化しない性質のものである。しかし、時代の変化や社会のニーズを考慮しつつ、建学の精神や使命・目的、大学や学部の教育目標等についても柔軟に見直す姿勢が求められている。特に、学部学科の人材養成に変化があった場合などは学部学科の教育目的の修正が必須となる。平成 28(2016)年度に小学校教員養成課程の設置申請を行った際には、子ども教育学部の教育目的に関して、「子ども教育学部は、現代人としての教養と教育保育分野の豊かな専門知識・技能をもち、子どもや保護者への共感力を持つとともに、高い使命感と倫理観に基づいて現代社会のニーズに応えていく小学校教諭・幼稚園教諭・保育士の養成を目的とする。」として新たに「小学校教諭」の文言を付加する改訂を行い、学部の教育理念における変化に対応している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神は簡潔に示されているが、時代の変化に即して、大学の個性・特色をより効果的に明示していくよう、今後も慎重に検討を継続していく予定である。岡崎女子大学の大学としての機能は、「幅広い職業人の育成」及び「地域貢献」であり、今後は、女子教育・専門職業教育に加えて、地域貢献の理念をより一層明確化していく予定である。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

《1-2 の視点》

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

建学の精神や大学の教育目的等は、大学設置準備にあたり、新大学の学長就任予定者（当時の短大学長）・大学設置準備室長・学部長予定者・学内外の学識経験者による討議を通して草案が示され、短大所属教員のうち新大学所属予定教員で構成されていた「準備教授会」での理解と支持を得て原案が作成された。その後、理事会や評議員会において審議され、平成 23(2011)年度に正式承認されたものである。現在も 3 方針等の見直しの際などには、建学の精神や大学の教育目的等を前提にした議論が学部学科や教授会、大学・短期大学運営会議などで進められ、常任理事会・理事会・評議員会でも了承されており、使命・目的及び教育目的に関しては、役員や教職員の理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

建学の精神や大学の理念、大学の教育目的、学部の教育目標・子ども教育学科の三つのポリシー（学位授与方針・教育課程編成実施方針・入学者選抜方針）等は「設置の趣旨」「履修要項」等を通して理事・評議員・監事・教職員・学生に周知されている。また、ホームページを通して広く社会に公開されている。年度初めの教授会では学長が建学の精神のさらなる理解の深化を図り、学部学科の会議では学部長が学科の教育目的に基礎を置く年間教育方針の確認を行っている。また、入学式・卒業式・入試説明会・オープンキャンパス・保護者懇談会・その他の機会において在学生・高校教員・高校生・保護者・地域の関係者等に対して本学の教育理念等の説明を行い、ステークホルダーへの周知を図っている。

1-2-③中長期的な計画への反映

大学の中長期計画は、学園全体の組織の在り方に関する中長期計画と大きく関係している。特に、併設短期大学の教育理念や将来設計とのバランスを図りつつ、総合的な視点からの検討が求められている。平成 29(2017)年度から子ども教育学部に小学校教員養成課程が設置されたこと、また文部科学省から全国の大学に対して「学力の 3 要素」を含めた形へと三つのポリシーの見直しが求められたことを受け、大学の理念や教育目的を時代のニーズにつなぐための検討がなされ、平成 29(2017)年度には全学及び学部の三つのポリシーが改訂された。さらに今後は、アセスメント・ポリシーの策定が急務となっている。また、子ども教育学部の理念に即しつつ、学部教育のさらなる充実化を図るため、現在は学長室会議、大学・短期大学運営会議、理事会などが中心となり、大学と短期大学の両方の将来像を見据えた中長期計画の検討が進められている。

1-2-④三つのポリシーへのつながり

大学の建学の精神は「自己実現と社会貢献」であり、それに基づいて「大学の教育目的」が学則に明記されているとともに、「大学が養成する人材像」が以下のように定められている。

- I 深い人間理解と共感力を備えた品格ある女性の育成（人間力）
- II 高い使命感と倫理観を持つ専門的職業人の育成（専門力）
- III 知的探究心と実践力を持ち、社会を支える指導的人材の育成

(課題探究力・地域貢献力)

また、「大学が養成する人材像」を反映して、「全学ディプロマ・ポリシー」「全学カリキュラム・ポリシー」「全学アドミッション・ポリシー」が作成され、さらにその「全学 3 ポリシー」を反映して「学部 3 ポリシー」が定められている。

1-2-④-1 全学 3 ポリシー

1) 全学ディプロマ・ポリシー（全学 DP）

以下の力や資質を獲得したものに学士の学位を授与する。

- DP I: 現代人としての教養と豊かなコミュニケーション能力を獲得している。
- DP II: 専門分野の確かな知識・技能を持ち、現代社会のニーズに対応し得る専門的職業人の資質を獲得している。
- DP III: 主体的で自律的な学習態度・課題探究能力を修得している。
- DP IV: 実践知を修得し、社会や地域への貢献力を獲得している。

2) 全学カリキュラム・ポリシー（全学 CP）

① 教育課程編成方針

以下の方針に基づき、カリキュラムを編成する。

CP I : 教育課程に教養科目と専門科目を置く。

CP II : 基礎的・一般的な学習から発展的・研究的学習へという順序性を持つ教育課程を編成する。

②教育課程実施方針

以下の方針に基づき、教育を実施する。

CP III : 教室内での学びと実践の場での学びを組み合わせた教育を行う。

CP IV : 学生の学びを引き出す、アクティブラーニングを行う。

CP V : シラバスにおいて、举証可能な学習成果と評価方法を示す。

3)全学アドミッション・ポリシー（全学 AP）

本学への入学者に以下の力や資質を求める。

AP I : 現代人に求められる教養の基礎やコミュニケーション基礎力を持っている。

AP II : 専門の知識・技能を修得するための基礎学力や、専門的職業人になるための意欲・関心・適性を持っている。

AP III : 自律的な学習態度や、課題に対する思考力・判断力の基盤を持っている。

AP IV : 実践から学ぶ姿勢と地域貢献への意欲を持っている。

1-2-④-2 子ども教育学部の「教育目的」「教育目標」「学部 3 ポリシー」

大学の教育目的を反映し、学部の教育目的が以下のように定められている。

1)学部の教育目的（学則第 1 条第 2 章）

「子ども教育学部は、現代人としての教養と教育保育分野の豊かな専門知識・技能をもち、子どもや保護者への共感力を持つとともに、高い使命感と倫理観に基づいて現代社会のニーズに応えていく小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士の養成を目的とする。」

2)学部の教育目標

「大学が養成する人材像」を反映し、「学部の教育目標」が以下のように定められている。

- ①現代人としての教養と豊かなコミュニケーション能力の育成（人間力）
- ②専門職としての確かな知識と技能を持ち、教育・保育現場の現代的ニーズに対応し得る小学校教諭・幼稚園教諭・保育教諭・保育士の養成（専門力）
- ③自律的学習態度・課題探究能力の育成（課題探究能力）
- ④教育・保育分野における実践知と地域貢献力の育成（実践力・地域貢献力）

3)子ども教育学部の 3 ポリシー

全学 3 ポリシーを反映し、学部 3 ポリシーが以下のように定められている。

①学部ディプロマ・ポリシー（学部 DP）

以下の力や資質を獲得したものに「学士（こども教育）」の学位を授与する。

DP I: 現代人としての教養と豊かなコミュニケーション能力を獲得している。

DP II: 専門職としての確かな知識・技能を持ち、教育・保育現場の現代的ニーズに対応し得る教諭・保育者の資質を獲得している。

DP III: 自律的学習態度・課題探索能力を修得している。

DP IV: 教育・保育分野の実践知を修得し、社会や地域への貢献力を獲得している。

②学部カリキュラム・ポリシー（学部 CP）

（ア）教育課程編成方針

以下の方針に基づき、子ども教育学部のカリキュラムを編成する。

CP I : 教育課程に教養科目と専門科目を置く。

CP II : 基礎的・一般的学習から発展的・研究的学習へ、という順序性を持った科目配置とする。

（イ）教育課程実施方針

以下の方針に基づき、子ども教育学部の教育を実施する。

CP III: 教室内での学びと教育・保育現場での実践的な学びを組み合わせた教育を行う。

CP IV: 学生の学びを引き出す、アクティブラーニングを行う。

CP V: シラバスにおいて、举証可能な学習成果と評価方法を示す。

③学部アドミッション・ポリシー（学部 AP）

子ども教育学部への入学者に以下の力や資質を求める。

AP I: 現代人に求められる教養の基礎やコミュニケーション基礎力を持っている。

AP II: 専門の知識・技能を修得するための基礎学力や、教諭・保育者になるための意欲・関心・適性を有している。

AP III: 自律的な学習態度や、課題に対する思考力・判断力への基盤を持っている。

AP IV: 教育・保育の実践から学ぶ姿勢と地域貢献への意欲を持っている。

以上、「建学の精神」「大学の教育目的」「大学が養成する人材像」「全学 3 ポリシー」は子ども教育学部の「教育目的」「教育目標」「学部 3 ポリシー」に反映されて、相互に一貫したつながりと関連性を有している。

1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性

岡崎女子大学の使命・目的及び教育目的を具現化するものとして子ども教育学部子ども教育学科が設置されている。本学科は「知識基盤社会への対応」や「ユニバーサル段階への対応」などを視野に、女子教育に焦点を当てつつ、教育・保育分野の幅広い専門知識と専門技術の教育を行い、幼稚園教諭・保育士・小学校教諭の養成を意図して、教

育の質の保証と向上に継続的に努力している。研究においては、対象学問領域である教育学・保育学の研究を深め、研究成果の公表と国内外への発信を行い、最新の研究成果を教員養成・保育者養成、教育・保育現場に還元し、地域社会への貢献も目指している。上記のとおり、大学の使命・目的や教育目的と教育研究組織との整合性は維持されている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神や大学の使命・教育目的・全学 3 ポリシー・学部 3 ポリシーに関しては、今後も理事会・評議員会・教職員・学生・その他ステークホルダーの関心をさらに高めるべく、様々な機会を捉えて周知を図っていく。また、大学の中長期計画の策定に際しては、大学の使命・教育目的が正しく反映されることを念頭に、慎重な協議を重ねつつ実施する。大学の使命・教育目的が 3 ポリシーを通して学部の教育成果に反映するよう、カリキュラムマップやシラバスの精緻化を行い、学科の教育成果に関する有効なアセスメントのあり方を検討していく。今後は、アセスメント・ポリシーの明確化と教育評価のシラバスへの具体的な反映方法の検討が必要である。

[基準 1 の自己評価]

本学は建学の精神を「自己実現と社会貢献」と定め、大学の教育目的や養成する人材像を簡潔に明文化している。また、大学の個性・特色を明示するとともに、社会の変化に対応する姿勢を維持している。大学の使命・目的及び教育目的は役員・教職員の理解と支持を得ており、学内外に周知されている。大学の使命・目的や教育目的は全学 3 ポリシー・学部 3 ポリシーに適切に反映されており、設置されている教育研究組織は大学の使命・目的・教育目的との整合性を有している。以上により、基準 1 を満たしている。

基準2. 学生

領域：学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

「基準項目 2-1をおおむね満たしている。」

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

1) アドミッション・ポリシーの策定

平成 29(2017)年度から教育課程が改定（小学校教員養成課程の設置）されたことを踏まえ、学部の教育目標を以下の 4 点とした。

- ・現代人としての教養と豊かなコミュニケーション能力の育成（人間力）
- ・専門職としての確かな知識と技能を持ち、教育・保育現場の現代的ニーズに対応し得る小学校教諭・幼稚園教諭・保育教諭・保育士の育成（専門力）
- ・自律的学習態度・課題探究能力の育成（課題探究能力）
- ・教育・保育分野における実践知と地域貢献力の育成（実践力・地域貢献力）

同時に、この教育目標に即したディプロマ・ポリシーが策定されるとともに、将来の教育者・保育者にふさわしい人物の選抜方針として以下のアドミッション・ポリシーが策定された。本学は単科大学であるため、全学アドミッション・ポリシーと学部アドミッション・ポリシーは事実上重なっている。

本学部への入学者に以下の力や資質を求める。

- ・現代人に求められる教養の基礎やコミュニケーション基礎力を持っている。
- ・専門の知識・技能を修得するための基礎学力や、教育・保育者になるための意欲・関心・適性を有している。
- ・自律的な学習態度や、課題に対する思考力・判断力への基盤を持っている。
- ・教育・保育の実践から学ぶ姿勢と地域貢献への意欲を持っている。

2) 入学者受け入れ受入れ方針の周知

アドミッション・ポリシーを受験生や関係者に周知するため、大学案内及び募集要項に明記するとともに、大学説明会やオープンキャンパスなどにおいて学部のアドミッシ

ヨン・ポリシーに関する丁寧な説明を行っている。

アドミッション・ポリシーに沿った学生を確保するため、受験生・高校生、保護者、高等学校の教員に対して、本学での学習・教育システムなどの情報を的確に提供することが必要である。以下の媒体や機会を通して、アドミッション・ポリシーの周知に努めると同時に、受験生や高校教員の様々な質問に対応できるようにしている。

- ①大学全般についての概要が記載された冊子（大学案内）
- ②就職・進路支援についての概要が記載された冊子（卒業生進路）
- ③上記内容のホームページ
- ④大学主催のオープンキャンパス、入試相談会
- ⑤大学主催の入試説明会（高等学校教員対象）
- ⑥業者主催の大学展等の会場ガイダンス（進学説明会）
- ⑦高等学校主催の高校内ガイダンスでの説明会
- ⑧高等学校への模擬授業（大学主催、業者主催）
- ⑨高等学校訪問による説明

上記のように、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知がなされているといえる。

2 - 1 - ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れのため、以下のような入学者募集活動、選抜体制の整備、選抜方法の工夫を行っている。

1) 入学者募集活動

募集活動においては、愛知県を中心に行っている。年5回のオープンキャンパス、年1回の入試相談会を学内で実施し、それぞれ最大で400人近くの参加者を集め、教育、学生生活、進路支援などについて説明し、直接相談を受ける進路相談を行っている。また、学外においては、大学展などの会場ガイダンス（のべ89会場）、高等学校で行われる高校内ガイダンス（のべ63校）などにも積極的に参加し、募集活動を行っている。その他、2か月に1回程度、近隣の高等学校を訪問し、前年度の入試の報告や在校生の近況報告、次年度のお願いなどを行っている（訪問回数はのべ583回）。地元の夏祭りや清掃活動に参加したり、市役所や商工会議所との連携を図ったりするなど、本学のプレゼンスを高めることで間接的に募集につなげる活動も行っている。

授業や学生の活動、イベントなどについて、最新の情報をホームページやブログに掲載し、情報システムを活用した広報活動も展開している。更に、ガイダンスなどで説明した高校生には、現在の教育・保育者を取り巻く環境などを説明し、4年制大学で学ぶ意義を伝えている。

オープンキャンパスは、本学の教育内容、在学生の活動を直接見ることができる機会であるため、参加した高校生の入学意欲を高め得るよう、様々な工夫を行っている。カ

リキュラム・ポリシーに基づいた教育の実践や成果を示すため、体験授業や在学生との交流を企画・実施したり、在学生がオープンキャンパスのスタッフとなって高校生のサポートを行ったりしている。

2) 入学者選抜体制の整備

入学者選抜試験の実施体制としては、入試制度・入試選考に関する業務及び学生募集活動の支援に関する業務を主管する入試広報課を大学事務局に常設し、入試募集委員会と入試広報課が中心となって、選抜の具体的方策（制度、入学試験教科・科目、日程など）について立案している。また、入学試験実施に先立ち、担当者全員に対して入念な説明を実施し、厳正な入試を実施するための取組みを行っている。

出題・採点については、十分な機密性を確保すべく、学長が各入試科目の出題者・採点者として適任である者をそれぞれに委嘱し、全体的な管理・運営については入試広報課が行っている。平成 29(2017)年度からは、学長が新たな入試問題検分体制を取り入れ、入試問題検分委員を委嘱して、適切な入試問題作成に向けて更に万全の体制をとっている。最終的な合否の決定については、入試広報課が作成した合否判定資料を入試選考会議に諮り、了承を得た上で学長が決定している。

3) 入学者選抜の方法

平成 29(2017)年度に実施された入学者選抜の方法は、以下の（表）「入試区分と選抜方法」のとおりである。

（表）入試区分と選抜方法

入試区分	選抜方法
1. 推薦入試	指定校推薦入試（10月下旬）、及び一般推薦入試Ⅰ期（10月下旬）とⅡ期（12月上旬）を行っている。高等学校長の推薦に基づき、調査書、小論文、面接などにより、入学志願者の能力・適性などを総合的に判定している。
2. AO入試	Ⅰ期（9月中旬）、Ⅱ期（10月上旬）、Ⅲ期（11月中旬）の3回に渡り実施している。学科試験だけでは見いだしがくい、受験生の持つ多面的な能力、本学での学習意欲や適性を、音楽・美術・身体表現・言語表現などの実技や自己アピール、面接・書類選考によって評価している。オープンキャンパスの段階から受験生と教員が顔を合わせ、体験授業などで大学の教育内容の理解を十分に図った上で実技、面接などを行っている。
3. 一般入試	Ⅰ期A日程（2月上旬）、Ⅰ期B日程（2月上旬）、Ⅱ期（2月中旬）の3回に分けて実施している。上記までの

	すべての試験を奨学生制度対象入試とし、特に優秀な受験生については、岡崎女子大学奨学生 A（入学金全額・初年度授業料半額免除）または岡崎女子大学奨学生 B（初年度授業料半額免除）の資格を与えている。
4. 大学入試センター試験 利用入試	I期（2月中旬）、II期（3月中旬）に分けて実施している。「大学入試センター試験」受験生の中から、本学が求めている能力を持った者を総合的に選抜する。必須の国語総合（近代以降の文章）と、地理歴史・公民、数学、理科、外国語のうちの高得点1教科（1科目）により選考している。奨学生制度の対象入試である。
5. 編入学試験	本学では、3年次からの編入学を認めており、特別選考を9月中旬と2月上旬、一般選考を2月上旬に実施している。募集定員は若干名である。試験内容は、小論文と面接である。
6. 社会人入試	2月中旬に実施している。社会人のために特別な入学定員枠（定員2人）を設け、社会人を学生として受け入れている。試験内容は、小論文と面接である。

4) アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの検証

大学が設置された平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの入学者受入れ状況は、平成25(2013)年度63人、平成26(2014)年度86人、平成27(2015)年度60人、平成28(2016)年度69人、平成29(2017)年度88人となっており、いずれも入学定員に達していない。しかし、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れが適切に実施されてきているか、また、適切な教育成果につながるものとなっているかについては、以下の観点から検証し、確認を行っている。

- ①入学者の選考については、「入学者選考会議規程」に従い、定められた手続き審議を経て、適切に行われている。
- ②本学の教育目標が大学案内や進学説明会などで説明されている。また、オープンキャンパスの参加者の中から多数の学生が入学していることから、アドミッション・ポリシーが理解されていることが伺える。
- ③平成29(2017)年度入学生AO入試の試験項目は、「自己アピール」「音楽実技」「美術」「身体表現」「言語表現」「その他の実技」であったが、平成30(2018)年度入学生AO入試から「音楽実技」を「音楽」に名称変更した。「独唱」などの試験内容もあることから、保育・教育志望者に求められる資質の幅広さがより伝わりやすい形になった。
- ④小学校教諭志望者のためのコースが新設され、周知された。平成29(2017)年度入学生に関しては、従来型の「幼児教育・保育コース」か、小学校教諭一種免許状が取得

できる「学校教育コース」のいずれかを2年次に選択する2コース制となる。2回の「学校教育コース説明会」(5月と10月に実施)、学生の将来の希望を踏まえた面談と相談活動(10月から実施)により、29年度入学生88人のうち23人が2年次から学校教育コースに配属される予定である。

⑤高校で一定基準以上の総合学力を獲得して本学入学を強く希望する学生を対象とする「指定校推薦入試」、保育・教育分野への志望動機の強い学生のための「一般推薦入試」、本学を強く志望し、保育・教育に関連する特定分野の技能や資質を持つ学生を対象とする「AO入試」、国語・英語その他の教科において一定以上の学力を有する学生を対象とする「一般入試」や「センター利用入試」、その他の入試を行っているが、入学後の就学態度はいずれも良好である。入試区分によるGPAに若干の相違はあるものの、保育・教育への性格適性という視点を加味すると、多様な入試形態によって多様な能力をもつ持つ入学者の受入れが適切にできていると判断し得る。

⑥アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れが実現できているか否かの検証として、特記すべきは、第一期生・第二期生の専門職への就職率の高さである。平成29(2017)年3月卒業の第一期生の専門職への就職率は100%であり、公務員(保育職)への合格者も全体の52%という高率であった。また、平成30(2018)年3月卒業の第二期生の専門職への就職率は100%であり、公務員への合格率も一期生を上回り、54%であった。(平成29(2017)年11月発行の「東洋経済」誌において、本学は実質就職率が全国の大学中10位、全国の女子大中3位と紹介されている。)保育・教育の専門職及び公務員(保育職)へ就職率の高さは、保育者・教育者を目指す入学希望者を求める本学のアドミッション・ポリシーが正しく受験生に理解されていること、またそのような志望動機を持った学生の選抜が適切に行われたことの証左であると判断している。

上記のように、本学ではアドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証がなされている。

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学子ども教育学部の入学定員は100人で収容定員は400人であり、平成29(2017)年度在籍数は、4年生83人(編入学1人含む)、3年生57人(編入学生2人を含む)、2年生68人、1年生88人の計296人である。開学後5年であるため大学の認知度が十分でないこともあり、定員を充足していない点が大きな課題である。(ただし、平成30(2018)年4月の入学者は98人であり、加えて編入学生2人も入学しており、入学者数に改善傾向が見られる。)入学定員と在籍数は、ホームページで公表している。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の確保を目標にして、入試募集活動の活発化を図ってきている。本学で開催するオープンキャンパス・入試相談会、大学展などの会場ガイダンス、高等学校で行われる高校内ガイダンス等、積極的な入試募集活動を行って

いる。平成 28(2016)年度末の初めての卒業生の就職実績が 100%（公務員 52%）であったことを、高等学校訪問で直接伝えるとともに、広報誌などを通して大きく周知を図っている。岡崎女子大学・岡崎女子短期大学同窓会報による周知も行っている。また、12 月に行われる「子ども教育フォーラム」では、高大連携校の高校生を招待し、本学学生の学修成果の発表を参観する機会を設けることで、本学の魅力に触れることができるように工夫している。

11 月には、入試募集委員会主催で、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学が共同して「広報コンセプト検討会」を開催した。「他大学との比較」「学内での比較」「高校生にどう伝えるか」について、全教職員参加による基調提案、グループ討論、全体討論を行い、意見交換と共通理解を図った。これらのことと、以後のオープンキャンパスなどでの広報活動に役立てている。

上記のように、本学では、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の確保に向けて努力を続けている。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

①入学定員の確保

入学定員の確保は本学開学以来の大きな課題である。平成 29(2017)年度入学者数は、平成 28(2016)年度より増やすことができ、今まで最大の入学者数であったが、なお定員に達しない状態である。1 期生の就職状況（就職実績 100%、内・公務員 52%）や 2 期生の就職内定状況（就職実績 100%、内・公務員 54%）を高等学校に積極的に広報したり、オープンキャンパスや「子ども教育フォーラム」で在学生の成長した姿を積極的に高等学校に示したりする必要がある。入試募集委員会と入試広報課が連携して積極的な広報活動を行うとともに、学部全体で短期、中長期における学生募集のための取り組みを検討する必要がある。

②アドミッション・ポリシーを具体化した入試の検討

平成 29(2017)年度から、小学校教諭一種免許状の取得が可能となる「学校教育コース」が開設されたことに伴い、新たなアドミッション・ポリシーを作成した。今後もアドミッション・ポリシーにかなう学生を確保するために、平成 31(2020)年度から導入される大学入試改革を見据えながら検討を更に進めていく。

③学部での新課程運用方法の共有化

平成 29(2017)年度に、「学校教育コース」が開設されたことに伴い、教育課程の改訂がなされた。平成 29(2017)年度入学生の 2 年次から、「学校教育コース」と「幼児教育・保育コース」の 2 コースに分属される。新設された「学校教育コース」の指導方針・指導内容を丁寧に、かつ具体的に高等学校へ周知し、平成 30(2018)年度以降の入学者に安心感を与える必要がある。新課程運用方法について、学部の教員と大学職員が情報を共有し、広報活動や学生指導にあたっていく必要がある。

④本学の特色・魅力の端的な表現

本学については、大学の特色や魅力がまだ十分効果的に高等学校や高校生に伝わっていないことが考えられる。オープンキャンパスや行事などで実際に本学に来て理解される場合はよいが、本学に関心を持ってもらうために、本学で学ぶ利点や学修の成果を分かりやすく、より効果的に伝える工夫が必要である。そのために、パンフレットなどの配布物やホームページをより分かりやすく、高校生が読みたくなるような内容とすること、本学の特色を端的に示すキャッチフレーズなどを考えることなどが挙げられる。

これらの課題は「入学定員の確保」につながるものであり、早急な検討が必要である。平成30(2018)年度には、これらについて具体的な対策案を提示し、実行することが求められる。

2 - 2 学修支援

«2 - 2 の視点»

2 - 2 - ①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2 - 2 - ②T A (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2 - 2 の自己判定

「基準項目 2 - 2 を満たしている。」

(2) 2 - 2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2 - 2 - ①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

1) 教職協働による支援の機関

本学の特徴の一つとして、教職員がともに学生とのより近い関係を構築し、学生支援を行っており、学修支援体制においても常に教員と職員等は協働関係にある。前提として、一人一人の学生に対してきめ細かい学修支援を行う風土が形成されており、学生たちは分かること、心配なことなどを身近な教員だけでなく、様々な部署の職員にも相談している。気になる学生に対しては、教員とともに教務課、学生支援課、進路支援課、保健室などの職員が連携し支援を行っている。また、教務委員会、学生委員会、進路支援委員会、教職・保育職委員会などの委員会には、教員だけでなく職員も構成メンバーとして参加し、教職協働による支援体制を整えている。そして、学生の自律的な学びを支えるために「学修支援センター」を設置している。また、本学は保育士・幼稚園教諭・小学校教諭の養成を目指しているため「教職・保育職支援センター」を設置し、実習における学びにも力を入れている。さらに、学生の実践力を育成するために、地域の子どもや保護者と触れ合える場として「親と子どもの発達センター」も設置している。「親と子どもの発達センター」では、地域の子育て中の保護者と子どもに来所してもらい、

遊びなどを通して子どもの発達を促すようなプログラムを実施したり、子育て講座を開催したりしている。そこに学生も参加し、体験型学習を展開している。

学生の学修支援において、特に気になる学生への支援をスムーズに行うために各部署間での情報連携を行う組織体として、「学生総合支援ネットワーク会議」を平成28(2016)年度より運用している。この会議には、学生委員会、学修支援センター、保健管理センター、教職・保育職支援センターの3部署から教員が、学生支援課、保健室から職員がそれぞれ参加し、月1回ごとに学生の学修支援環境を整備するための体制の計画と検討、気になる学生についての情報交換などが行われている。平成28(2016)年度自己評価において各委員会の横の連携が必要であることが改善点として挙げられていたが、平成29(2017)年度はこの点において情報連携を行うための教職協働体制が組まれたと判断できる。

2) 障がいのある学生への配慮

障がいのある学生への合理的配慮について、平成29(2017)年度において、学生総合支援ネットワーク会議において配慮事項に必要なワークフローと、各部署がどのように連携していくのかについて取りまとめ、学長へ提案を実施した。入学前は入試広報課と保健室が、入学後は学生支援課と教務課及び保健室が連携して、情報交換と支援にあたることが確認され、学部学科の指導教員（クラス指導主任教員またはゼミナール指導担当教員）が個別の要望について職員と連携して対応していくことになっている。大学生への対応例はまだないが、平成29(2017)年度には短期大学の該当学生への支援のために、合理的配慮をもとめる手続きが実施された。

3) オフィスアワー

これまででも随時、さまざまな機会と時間を利用して学生からの相談に応じてきていたが、平成26(2014)年度から、さらに学生からの質問や相談を受ける体制を整備するために、すべての専任教員がオフィスアワーを設けている。オフィスアワーを設けたことについては、平成29(2017)年度においても電子掲示板や紙面掲示板を利用して学生に伝えるとともに、各教員のオフィスアワーの予定表と活用について説明したものを印刷し学生に配付した。配付資料には教員への連絡や簡単な相談ができるように各教員のメールアドレスも記載してある。

平成28(2016)年度から非常勤講師に対するオフィスアワーの実施を開始している。これは平成29(2017)年度も継続して実施し、来講時の前後に設定して学生の質問等に対応している。

4) 教員による学修支援

大学1年生、2年生は各学年を2つのクラスに分け、それぞれにクラス指導主任教員

が配置され学生に対応している。3年生以降は、ゼミナール担当教員が学生へのきめ細かな対応を行う。1年生、2年生は、クラスごとに話し合うクラスミーティングを各学期に複数回設けている。これにより学生同士の仲間意識が高まるとともに、学生にとって教員がより身近に感じられ、相談しやすい関係作りにも役立っている。

また、授業を欠席した学生に対する指導にも配慮しており、特に学外実習に関する授業を欠席した学生については、実習への準備に関する内容が多いため、欠席した授業内容の補充を行うように努めている。

授業回数については、学生支援課より全教員（非常勤講師含む）に対して3回以上欠席について報告をする制度が運用されている。これらの情報は、学生支援課から学生総合支援ネットワーク会議を経由して、各部署で情報交換されている。

さらに、教員が平成25(2013)年度から、ミニ講座を昼休み等に開講している。ミニ講座は各教員の専門領域などの話題を取り上げ実施している。この講座によって学生の関心がより広範なものになるとともに、学修への関心や意欲が高まることが期待できる。

以上より、教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制は整備されているといえる。

2 - 2 - ②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1) TA等の活用

本学は大学院を設置していないため、厳密な意味でのTA(Teaching Assistant)制度はない。しかし、コンピュータに関する授業において情報メディアセンター職員が授業に入って支援している。また、学修支援センターにおいては、母語が外国語の学生など特別な支援を必要とする学生がいた場合に、他の上級生をチューターとして付けるなどのSAによる学修支援を隨時行っており、学修成果の保証に努めている。

平成28(2016)年度に、学生同士の相互支援として、「ピアソポーター」による学修支援について検討を開始し、平成29(2017)年度に、ピアソポーターの養成のための単位互換認定等の必要な手続きが完了した。平成30(2018)年度から、ピアソポーター制度を3年生・4年生など上級生を中心に展開していくように努める予定である。

2) 学生のための学修の場、機材等

学生たちが気軽に集まりグループ学習をしたり、個人でのレポートを作成したりするなど、様々な学修活動を可能にするアクティブ・ラーニングの場としてラーニングプラザを設置している。ラーニングプラザはインターネットを利用できるパソコンを配置するとともに、図書館に隣接しているため、様々な資料を活用することができる。また、ラーニングプラザには可動式の机が置かれているため、人数に合わせて机を動かしグループ学習などを行いややすいようにしている。学生はレポートやプレゼンテーション資料作成などのためにコンピュータをしばしば利用する。そのためのコンピュ

ータ設置教室を利用できるようにしたり、パソコンの貸出しを行ったりしている。

教材研究等のアクティブ・ラーニングの場として設定されている「子ども図書室」(絵本等) 及び「児童文化財展示室」(遊具等) については、次の通りである。子ども図書室については学外実習前後によく活用されている。また、児童文化財展示室は随時学生が使用し、授業における教材としても利用できるようになっている。

以上より、TA (Teaching Assistant) 制度に準じた体制づくりが進んでおり、学修支援の充実については、積極的に取り組んでいるといえる。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

学修支援に関して、本学では教員と職員の協働体制が敷かれ、機能しているとはいえるものの、さらなる情報共有と連携強化の方策が必要である。

平成 30(2018)年度組織改編によって、学修支援センター、教職・保育職支援センター等のセンター機能は、学修相談室、実習支援室に移行し、保健管理センターが廃止されて保健室が機能を集約する形となった。また、これまで単独の形で組織運営されていた学修相談室が、図書館の下部組織として設置されることになり、学生総合支援ネットワーク会議は、学生支援ネットワーク会議へと改称された。組織改編によりこれまで学生の学修支援を後方支援してきた図書館と学修相談室が連携することができ、様々な部署がより効果的に活動できるようにするための教職連携が促進されるメリットがある。その一方で、そのためにはそれぞれの役割について整理確認する作業を実施し、効率の良い運営を目指さねばならない。図書館が加わったことにより、業務が複雑になる側面もあり、その整理も必要である。

教員が昼休みに開講しているミニ講座に学生が興味を持って参加するようになっている。今後も学生の興味、関心に添えるようにアンケート調査を実施し、それに応える内容の講座を開講していくようとする。

今後、さらなる学生の学びのために、SA 制度やピアサポーターが有効性を持つ授業について検討を重ねる必要がある。特に、ピアサポーターについては、学校教育コースの学生を中心に資格の取得を図れるように支援していくことが必要であり、平成 30(2018)年度より、学部においてワーキンググループを設置して検討を行う予定となっている。

障害のある学生への合理的配慮については、学生総合支援ネットワーク会議において取り決めたワークフローを中心に作業をしていくことが求められる。しかし、ワークフローだけでは実施は不可能である。これらの中身を確かなものにするためには、教職員の研修を行う必要性がある。平成 30(2018)年度では、FD の一環としてこれらの周知と研修を実施する予定である。

2-3 キャリア支援

《2-3 の視点》

2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 進路支援の体制と機能

キャリア支援のための事務組織として進路支援課を設置している。進路支援課職員 4 人、非常勤職員 1 人と非常勤のキャリアカウンセラー 1 人の計 6 人を配置し、土曜日を含む週 6 日、8：30 から 18：30(土曜日は 12：30)（土曜日は 12：30）まで、学生の個別の希望に沿ったきめ細かい就職や進学に関する相談・助言及び進路先の開拓を行っている。また、学生が希望する分野別にオリエンテーションや進路ガイダンス・講座を行っている。

進路支援課に相談コーナーを設け、常時学生の相談・指導にあたるほか、就職・進学資料室を設置し、就職求人票や進学入学案内を自由に閲覧できる環境を整備している。更に、キャリアカウンセラーによる個別のキャリアカウンセリングのスペースも確保している。

本学独自の求人マッチングシステム「お仕事ナビ」を設置することにより、事前に「希望職種」や「希望勤務地」「取得予定資格」等を登録することで、本学に寄せられた求人情報から学生一人一人の能力や適性に合った情報を効率よく生かせる求人情報システムも整備している。携帯電話のメールや Web 上の各学生のマイページを通して新着の求人情報を提供し、厳しい就職環境の中で学生に効果的な支援を行っており、特に実習期間中や授業期間外での情報提供に有効に機能している。これらの進路支援の機能を果たすために、大学教員 4 人、短期大学教員 4 人、進路支援課職員 4 人の計 12 人で組織された進路支援委員会を、毎月 1 回開催している。学生に対する、適切な進路支援の推進を目的として、具体的には、学部・学科との連携を図るとともに、学生の指導をはじめ、ガイダンス等の企画・運営を検討し、より一層の教育的効果の高揚を図っている。

2) 進路状況

平成 29(2017)年度は、大学設置（平成 25(2013)年度）から 5 年目を迎える、二期生が就職した。就職内定率は 100% である。その内訳は就職希望者 78 人中、保育職 75 人、建設業 1 人、卸売・小売業 1 人、金融・保険業 1 人である。ほぼ全員が保育職に就職し、就職希望者中 42 人 54% が公務員（保育職）に合格しており、入学時から高い目的意識を持って専門知識を学び、仲間と協同しながら目的を達成したことを読み取ることができる。また、1 人が他大学の大学院に進学をした。

3) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

教育課程内で行われているキャリア支援については、幼稚園教諭、保育士養成を行っている本学においては、ほとんどの授業がキャリア育成、キャリア支援につながっていると考えられる。その中でも、最も直結していると考えられるのは実習である。実習では、保育現場で子どもと関わったり、保育者の姿を間近で見たり、実際に保育者の援助を実践したりすることにより、保育者という専門的な職業について実践を通して理解する。そして、実習後は、実習で学んだことを大学で振り返り、自分について見つめ直し、さらに保育者になるために必要な学びを明確にし、授業に取り組んでいく。このように、実習は、保育者になるためのキャリア形成のスタートとなる。また、本学では、社会人及び保育者としての自己実現をするために、女性としてのキャリアを考え、信頼される社会人としてのマナーや初步的な対人業務スキルを身につけることを目的に、「女性のキャリアとマナー」という科目を置いている。社会人に必要とされるスキルやマナーを理論や実践から学ぶ機会を設けている。その他、本学には付属幼稚園が3園、子育て支援施設である「親と子どもの発達センター」がある。そのため、専門ゼミナールをはじめ様々な授業を通して、学生が子どもやその保護者と関わる機会が豊富にあり、保育者になるためのキャリア支援の一翼を担っていると考えられる。

教育課程外のキャリア支援の指導やガイダンスについて、以下に示す。

① 進路ガイダンス

進路選択にあたって、大学1・2・3・4年生それぞれにガイダンスを実施している。大学1年対象のガイダンスは3コマで出席87人、大学2年対象のガイダンスは3コマで出席56人、大学3年対象のガイダンスは4コマ行われ、出席51人であった。大学4年生対象のガイダンスは6コマ行われ、66人が出席した。

本格的に就職活動を行う3・4年次のみならず、1・2年次の段階から、学生一人一人の職業的自立の支援を行うことにより、本学が目指す「品格ある女性の育成」「専門的職業人の育成」「社会を支える指導的人材の育成」の一端を担っている。

各種講座を「社会人の品格講座」「合格支援講座」「就職支援講座」「資格取得支援講座」に分類し、1・2年次では社会人の品格講座と並行して、合格支援講座の基礎力養成講座を受講できるように日程が組まれている。3・4年次では更なる試験対策として就職支援講座が設定されている。各講座において、事前告知並びに内容の充実により、高い参加率となっている。

② 社会人の品格講座

教育理念である「品格ある女性」を目指し、礼儀やマナー、人間関係を学び、日本女性としての品格を磨くことができるよう講座を設定している。

(ア) 茶道講座 対象 大学1年 2コマ 受講者88人

礼儀やマナーの「型」のみならず、「型」の背景に在る精神的な土台を学ぶ講座とし

て、茶道講座を実施し、おもてなしの心を学ぶ。

(イ) 着付け講座 対象 大学1年 2コマ 受講者 71人
浴衣の着付けを体験し、日本文化について学ぶきっかけとする。

(ウ) フラワー・アレンジメント講座 対象 大学1年 2コマ 受講者 91人
フラワーデザインやフラワーデコレーションの技術と知識を学ぶことを通じて、自然に親しみながら表現することを楽しむ講座である。

(エ) 「すてきな保育者になるために」 対象 大学1年 1コマ 受講者 78人
同窓の先輩から、保育に役立つ内容について、体験を通して学ぶ講座である。手遊び、身体表現、パネルシアター等の表現を通じて子どもたちが楽しめる遊びについて学ぶ。

(オ) レクリエーション講座 対象 大学1年 1コマ 受講者 87人
レクリエーションを通じて人間関係を円滑にし、新しい友人と関わる機会である。体を動かしてコミュニケーションを深める場である。

③合格支援講座
様々な就職試験に必要な知識やスキルを身に付けることができるよう設定している。

(ア) 基礎力養成講座 I 対象 大学1年 20コマ 受講者 88人
1年次からの就職試験対策として学力アップに早期から着手し、卒業までの段階的な学びのスタートとなる講座である。2回の実力診断テストで効果測定を行う。

(イ) 基礎力養成講座 II 対象 大学2年 20コマ 受講者 63人
社会科学・人文科学・自然科学を中心に、一般知識分野の理解を深めるための講座であり、実力診断テストを行う。

(ウ) 公務員試験（基礎）講座 対象 大学3年 20コマ 受講者 48人
公務員試験を目指す学生のための講座である。専門試験、教養試験対策と実力診断テストを行う。

(エ) 公務員試験（応用）講座 対象 大学3年 30コマ 受講者 44人
公務員試験の教養科目、専門科目を学び、実力診断テストで学力の定着を図る。

(オ) 公務員試験直前専門対策講座 対象 大学4年 28コマ 受講者 75人
公務員試験直前の対策講座として実践形式で学ぶ講座である。

(カ) eラーニング（オンライン講座） 対象 大学4年
公務員試験の教養科目、専門科目をオンラインで視聴できるため、場所を選ばず学習が行える。

④就職支援講座

(ア) SNS利用講座 対象 大学1, 2年 1コマ 受講者 94人
ソーシャルネットワークサービスの利用に関して学ぶ講座である。SNSの利用の危険性や注意事項について学ぶ。

(イ) ライフデザイン講座 対象 大学1, 2年 1コマ 受講者 141人

ライフデザインとは、自分の過去から現在までを振り返り、将来の方向性を考えることである。将来の自分を考えながら、新しい自分を発見する講座である。

(ウ) 履歴書の書き方（美文字）講座 対象 大学3年 2コマ 受講者 29人
履歴書は、その人を的確に表し、魅力を最大限に活かすための資料である。内容とともに表現方法を学び、美しく見える字の書き方のコツを学ぶ。

(エ) 面接の仕方講座 対象 大学3年 2コマ 受講者 40人
面接の基本となる、服装、入退室、立ち居振る舞い、心構え等を学ぶ。また、話し方やコミュニケーション能力の向上も目指す講座である。

(オ) メイクアップ講座 対象 大学3年 2コマ 受講者 39人
面接に向けて素敵な笑顔になるために、フェイス基礎ケアや、表情の作り方を体験し、自分に合ったメイクを学ぶ講座である。

(カ) 人間力UP講座 対象 大学2年 4コマ 受講者 50人
キャリアカウンセラーによる魅力ある女性を目指す講座である。声のトーンや挨拶等について体験を通して学ぶことにより、面接対策講座としても有益である。

(キ) 自己表現講座 対象 大学4年 2コマ 受講者 71人
自分の性格や学生生活について、今までの経験やその時の思いを履歴書やエントリーシートにまとめられるように学ぶ講座である。

(ク) 面接対策ワークショップ 対象 大学4年 2コマ 受講者 82人
教員から面接の心得についての講義を受け、その後実際に集団面接と個人面接の練習を行う。グループ討議も行い、自己理解を深める講座である。

(ケ) 模擬面接 対象 大学4年 随時 受講者延べ 695人
昼休みの時間を利用して、面接を希望する学生に対して教員と職員で模擬面接を行う。
(コ) グループディスカッション対策講座
対象 大学4年 6コマ 受講者延べ 95人

就職試験における集団討論の進行手順、注意点、役割等を学ぶ。集団討論では、他者との関わりや問題解決能力を見られるので、スムーズに進めるための手順を実際に経験することで理解する講座である。

(サ) 学内教員による採用試験直前対策講座
対象 大学4年 15コマ 受講者 82人

公務員採用試験の一次試験の直前の週に教員による講座を開催している。内容は、保育の専門教養、一般教養、論作文の書き方等である。

(シ) 公務員試験二次対策 対象 大学4年 12日間
受講者 面接延べ 93人、集団討論延べ 20人、保育実技
延べ 55人、ピアノ延べ 46人

公務員試験一次試験合格者に対して、各市町別に対策講座を実施している。過去の出題を参考にして、実践形式で学ぶことができる。

⑤資格取得支援講座

関心のある資格を、自ら選択して取得できる講座を開催している。専門性にとらわれない幅広い視野で、現代社会で働くために必要な知識を学び、更に専門職に就いた場合にも生かすことができるような内容である。

(ア) サービス接遇検定対策講座 対象 大学2年 8コマ 受講者 68人

対人心理の理解や対応の技術、会話の仕方や話すときの態度について学び、おもてなしの心と形を学ぶ講座である。検定試験合格者には合格証が交付される。サービス接遇のポイントは笑顔とコミュニケーション能力であり、それは、保育においても必要とされる要素である。

(イ) 語彙読解力検定講座 対象 大学1・2・3・4年 1コマ 受講者 10人

主に国語辞典に掲載されている語句の知識や運用力を推定することで、思考力・判断力・表現力等、社会人に求められるコミュニケーション能力の向上につなぐことができる講座である。検定試験合格者には認定証が交付される。

(ウ) おもちゃインストラクター養成講習

対象 大学1・2・3・4年 6コマ 受講者 16人

遊ぶ力、作る力、指導する力を身につける体験型プログラムである。手作りおもちゃ、玩具の遊び論やおもちゃの世代間交流論等の講義を通して、子どもとの付(つ)き合い方を学び、おもちゃでの遊びを体験する。養成講習終了後にはおもちゃインストラクター認定証が交付される。

(エ) 救急法救急員養成講習 対象 大学1・2・3・4年 15コマ受講者 16人

日常生活における病気や怪我の予防及び応急手当(止血法、包帯の巻き方、固定法)、搬送及び救護の心得等の方法について正しい知識と技術を3日間の講習で習得する。

(オ) 公認キッズリーダー講習会

対象 大学1・2・3・4年 2コマ 受講者 17人

サッカー指導の方法について講義を受け、トレーニングを通じて、ボールを使う楽しさを体験し、球技に対する理解を深める講座である。

⑥その他

進路選択に際して、学生の満足度を高めるために卒業生や官公庁等の外部の機関との連携体制を強化する目的で、保育系採用担当・卒業生による進路支援特別講演会を開催した。講演会の対象と件数は、愛知県内の市役所延べ20件、愛知県私立幼稚園連盟1件、私立保育園連合会1件であり、各役所の人事課職員や、幼稚園園長、保育園園長とともに卒業生も延べ12人が講演を行った。

また、卒業学年とそれ以外の学生との交流会を多数企画し、実施した。7月実施の「先輩との交流会」は、卒業学年の学生27人、在学年の学生約40人の参加があった。さらに、先輩や卒業生、学長などとの懇談会である「陽だまりカフェ」を企画し、11月～12月の昼休みに合計18回開催した。女性としての生き方、職業選択のポイント、採

用試験対策の方法などをお互い知る有効な交流ができた。加えて、「リエゾン陽だまりカフェ」を企画し、就職が内定した大学4年生、短期大学2・3年生と在学年の学生との交流会を1月に開催した。卒業学年の学生は26人、在学年の学生は43人が参加した。

なお、就職試験終了後、学生から提出された報告書をまとめ、面接試験過去質問集、試験内容報告集を市町別に作成し、次年度の卒業学年の学生全員に配布している。

4) 卒業生への進路支援体制

短期大学では毎年7月末に「お帰りなさい岡短へ」という卒業生のためのホームカミングデーを開催してきたが、平成29(2017)年度は大学の1期生が就職したため、「お帰りなさい岡女・岡短へ」と名称を変更し、大学の卒業生も対象にして開催した。平成29(2017)年度は、「虹の花束」という演題で、本学非常勤講師のプロの演奏家によるコンサートを開催した。歓談を挟み、午後からは「保育所保育指針」の改定について本学教員が講義を行い、最新の保育知識を提供する機会を設けた。「お帰りなさい岡女・岡短へ」は、教職員や同窓生と旧交を温め、更に社会人としての教養を身につけ、自らの仕事を振り返り、次の日からの仕事への意欲につながる場となっている。

求人マッチングシステム「お仕事ナビ」は、卒業生向けにも展開しており、何件か就職先を紹介し、成立に至った。今後、将来の再就職、潜在的な保育者の掘り起しにも活用していく予定である。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

本学においては、進路支援委員会・進路支援課を中心として、学生一人一人のニーズに合わせたキャリア支援を行い、向上改善に努めている。3・4年生に関しては、平成28(2016)年度からは公務員試験対策講座の受講料を免除する制度を設けている。平成29(2017)年度からは就職試験対策として、eラーニングという名称でインターネットを利用した学習環境を整えた。平成29(2017)年度のeラーニングは一般教養のみの導入であったため、平成30(2018)年度は保育専門についても導入し、学生のニーズに対応したい。

加えて、充実した学生生活のスタートとなる1・2年生が、保育・教育職の魅力やキャリア形成の大切さについて理解を深めることも重要な課題である。また、将来の目的がはっきりせず、就職に意欲的ではない学生に対する個別支援の充実を引き続き図る必要がある。

早期離職を予防するために、平成29(2017)年度から7月の同窓会開催とともに、卒業生が就職した園をゼミ担当教員が訪問し、働いている状況を見学し、職員と面談を行う取組みを実施した。しかし、平成29(2017)年度卒業生については、64人中7人が1年以内に離職するという結果となってしまった。就職先の選択に関しては、本人の満足

度や意向を重視しつつ、求人先とのマッチングをより確実なものとし、就業継続していくよう支援したい。そのためには、就職後の現職研修等の機会を含め様々な支援を提供するなど、長期的な視野に立った卒業生に寄り添ったキャリア支援方策を立案する必要がある。

平成 29(2017)年度からこれまでの保育士、幼稚園教諭に加えて小学校教諭の免許も取得できるようになった。2年生からの学校教育コース希望学生を対象に、小学校教員採用試験対策講座の設置を本格的に準備する必要がある。これらを含め、学生一人一人の希望が叶うよう、専門職だけでなく、関連する職業、一般職、進学も含めて、よりきめ細かな支援をしていきたい。

今後、進路支援課・進路支援委員会においては、企画・立案・審議に時間をかけ、委員間で問題点や方向性を共有化し、担当教員とも連携しながら、より一層学生に活用されるキャリア支援の推進に努める。

2-4 学生サービス

《2 - 4 の視点》

2 - 4 - ①学生生活の安定のための支援

(1) 2 - 4 の自己判定

「基準項目 2 - 4 を満たしている。」

(2) 2 - 4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 学生支援体制・組織・環境

①学生支援体制

充実した学生生活のための万全な支援体制を目指して、学生支援課が中心となって総合的な支援活動を実施している。学生支援課の主な業務内容は、①学籍異動、②奨学金等事務及び経済的支援の相談、③学生生活の安全確保のための地域との連携支援、④休・退学者発生の未然防止のための支援、⑤大学生活に適応できない学生の早期発見及び他部署との連携支援、⑥クラス指導主任制による教員と学生支援の連携、⑦学友会活動、大学祭活動の支援・指導、⑧各クラスの学生代表で構成される各種委員会活動の活性化のための支援、⑨クラブ・サークル活動活性化のための支援、⑩傷害・災害保険の案内、⑪アルバイト・ボランティアの紹介、⑫学生ロッカーの管理、⑬各種証明書交付、⑭下宿・アパート紹介、⑮学生の意見を汲み上げる意見箱の管理、⑯そのほか学内外の学生生活全般の指導・相談などである。また、学生にとって利便性のある 2 号館 1 階に学生支援課窓口を設け、学生利用の促進を図るとともに、窓口対応においては職員から積極的に声をかけ、相談しやすい環境作りを目指している。

②学生支援組織

学生支援について協議する教職協働の組織として「学生委員会」が設置されている。同委員会は大学教員・短期大学の教員・学生支援課職員で組織され、大学教員3人、短期大学教員5人（内学生部長1名及び学生委員長1人）、学生支援課職員4人、保健室職員1人の合計13人が所属している。「学生委員会」は、毎月定例会議を開催し、学生生活全般の諸問題を協議して、学生支援の充実化を図っており、内容に応じて、教職員連絡会、教授会、学科会議、及び大学・短期大学運営会議で報告等を行っている。また、大学祭等の全学的な行事では、学生委員のみでなく、全教職員による支援、指導の協力体制が敷かれている。

③学生生活の環境整備

快適な学生生活のための環境整備にも配慮している。学生が授業の合間に休息するための施設・空間としては、学生ホール（2号館1階、4階、7号館2階）、ホワイエ（2号館2階）、学生ラウンジ（1号館2階）、及びカフェテリア234席（6号館2階）、売店（6号館2階）がある。カフェテリアは、高台から街の風景を眺められる快適な空間となっている。また、6号館1階にラーニングプラザ（オープンスペース）を開設し、自主学習、自主ゼミ、情報交換などを行い、学生が集う場所として活用されている。

2) 支援の状況

①正課外活動への支援

本学園には、学生自治組織である「学友会」、大学祭実行委員会、クラブ・サークル、学生による各種委員会などがあり、大学と短期大学の混成で組織されている。学生支援活動の一つに、このような学生組織による正課外活動への支援が挙げられる。

（ア）学友会活動への支援

学友会は、選挙によって選出された大学及び短期大学の学生役員が「学友会執行部」となって運営し、学友会費の收支決算・予算立案、大学祭やクラブ予算の検討、各種行事の企画などを行っている。学友会執行部からの要望などについては、学生支援課及び学生委員会が対応し、学生企画行事への企画段階からの支援や助言、教職員の行事参加を通して、学生とのコミュニケーションを図っている。学友会執行部の自主企画行事としては、4月のクラブ勧誘活動・新入生歓迎会、クラス対抗別スポーツ大会、七夕飾りやハロウィンパーティー、クリスマス会等の季節ごとの行事がある。

また、学生による各種委員会として、クラス委員の集まりの他、学生生活向上委員会・ボランティア委員会・大学祭サポート委員会・卒業パーティー委員会・卒業アルバム委員会があり、大学生活向上のため、学生自身が主体的に各委員会を運営している。学友会執行部やクラスの委員が中心となり、学内活動のみでなく町内清掃活動（春・秋）や市民団体との交流など、年間を通して学外活動にも積極的に参加している。岡崎警察署管内での「自転車無事故無違反ラリー」に応募し、目標達成の表彰を受ける委員会もあ

り、学外からも学生活動の取組みが評価されている。

(イ) クラブ・サークル活動への支援

クラブ・サークル活動を行う学生と教職員との信頼関係強化のための「クラブ連絡協議会」が設置されており、クラブ・サークル団体間の交流と活性化を目的に、毎月定例で開催されている。同連絡協議会では、各クラブ・サークルの活動状況報告や要望・問題点などが協議され、学生支援課及び学生委員会の教職員はその議論を受けて必要な指導を行っている。また、教員は学生のクラブ・サークルの顧問として深く指導・監督にあたっており、顧問の支援によりクラブ・同好会の活動がより積極的なものとなり、学生参加の促進につながっている。

年度当初には、クラブ運営が円滑に始動できるよう、教職員が同連絡協議会との共催で「リーダーズ・キャンプ」と題した講座を開催し、各クラブ・サークルのリーダーを招集して、リーダーの使命や役割を再確認するための指導を行っている。

クラブ・サークルの活動団体実数は、平成 29(2017)年度は、文化部 13 団体、運動部 7 団体の計 20 団体、登録者数は、延べ 314 人であり、参加加入率は、77.0% となった。クラブ・サークルに加入し、学業と両立しながら、積極的に活動する学生が増加している。また、これまで短大生が運営してきた既存クラブの半数以上において、近年は大学生のクラブ長（リーダー）も誕生し、リーダーシップを發揮している。クラブ連絡協議会役員執行部として各クラブをまとめるなど、今後、ますます大学生が短期大学の学生を牽引していく存在になると考えられる。

活発な活動を行っているクラブには、学友会予算に加えて、大学からの特別助成金が与えられている。平成 29(2017)年度に特別助成金を交付した団体は、ダンス部・児童文化研究部・Hobbit・バスケットボールサークル・ソフトテニスサークル・陸上同好会の 6 団体である。クラブ・サークル活動を円滑に実施できるよう、教育後援会からの経済的支援も実施されている。

また、クラブ・サークルの活動内容に応じて、様々なコンテスト、コンクールなどの紹介と応募申請の支援を行っている。平成 29(2017)年度には、一般社団法人サポートセンター主催の「学生ボランティア団体支援事業」にダンス部が採択された。

(ウ) 大学祭への支援

大学祭に関しては、大学生と短期大学生が合同で「大学祭実行委員会」を組織して、企画運営にあたっている。大学祭を開催にするにあたり、学生が大学側との交渉や地域との連携・折衝などにおいて主体的に行動できるよう、大学祭実行委員会と学生支援課・学生委員会との打合せ会議を月例で行い、学生支援課及び学生委員会は、学生からの相談に応じ助言などを行っている。

平成 29(2017)年度の大学祭テーマは「chain of smile～笑顔の連鎖～」であり、近隣の学校・幼稚園他へチラシ配付し、メディアを通して広報を行った。学内からは、クラス・ゼミ・クラブ単位で大学、短期大学合わせて 40 団体が参加した。子ども教育学部

の学生にとって大学祭は学修成果発表の場でもあり、1年生・3年生は幼児を対象とするブースを設置し、2年生は演劇発表、4年生は模擬店の出店などを行った。大学祭への参加学生は82.8%(学生満足度調査結果による)であり、高い参加率を示している。また、保健所・市役所・自動車学校・警察署等の外部団体による特設ブースも設置され、学外からの来場者数も増加し、地域に開かれた大学祭が実施できた。

②下宿・アパートなどの宿舎の斡旋体制

下宿・アパートなどの斡旋については、学生支援課において、近隣のアパートなどの住宅情報をまとめ、入学手続要項発送時に同封して紹介し、入学予定者からの照会に応じている。学生寮は設置されていない。また、本学は女子大学のため、学生の安全を第一に考え、防犯セキュリティが整備されている物件や家主との連携が図れる物件のみを斡旋している。

また、下宿学生を対象に「一人暮らしの料理教室」を開催し、簡単で栄養にも配慮した献立を教職員が考え、参加学生とともに調理・会食をしている。この活動が学生間交流の糸口となり、一人暮らしの悩み等を聞く機会ともなっており、学生生活が円滑に運ぶためのサポートとして効果的に機能している。

③通学に関する支援

徒歩7分の最寄りバス停からの徒歩学生に加え、自転車での通学生が近年増加していることを踏まえ、狭い通学路での学生の安全確保と安全意識の向上のため、「グッドモーニングプロジェクト」と題して、教職員が毎朝通学路に立ち、学生への朝の挨拶勧行と通学指導を行っている。

近年、道路交通法改正に伴い自転車による交通違反がより厳しく取り締まられることになり、昨年度、改善すべき点に挙げられた通学上の安全策として、自転車通学者に対し「自転車講習会」を強化し、実施している。受講した学生には、自転車にステッカーを貼るように指導し、安全確保と加害者にならないための指導を行っている。

なお、現在、地域の住民と一体となり、安全確保のため、通学路上にある横断歩道の移設を要望し続けた結果、横断歩道の移設が実施された。これにより、学生は横断歩道を活用することができ、より安全に通学できる環境になった。

④奨学金などの経済的支援

学生への経済的支援としては、本学独自の奨学金制度（減免制度）と日本学生支援機構及び各都道府県等が扱う各種奨学金制度がある。

平成29(2017)年度の入学初年次生を対象とする本学奨学金制度としては、入学者選抜試験（特別奨学生選抜試験）または一般試験の成績上位者に対して、入学金の全額及び当該授業料の半額を免除する「奨学生A制度」と当該年度の授業料の半額を免除す

る「奨学生 B 制度」がある。在学生については、旧特待生、特別奨学生制度が適用され、成績優秀者(GPA の上位者)に対し、当該年度の授業料が奨学生区分に応じて全額または半額免除されている。また、公務員採用試験の受験意欲が高い者に対して、月額 1 万円の公務員試験対策支援奨学金を支給しており、資格該当者の 86.3% の学生がこの制度を活用している。

本学では、奨学金制度の充実及び他団体の奨学金制度の紹介などにより学生の勉学を奨励し、経済的事情による修学困難の解消を目指している。

⑤クラス指導主任制と生活指導

(ア) 指導主任制

生活指導の充実策として、クラス制を導入し、1 年次には、各クラスに男女各 1 人計 2 人の教員をクラス指導主任として配置し、2 年次には、各クラス 1 人のクラス指導主任教員を置き、学修上の疑問や悩みを持つ学生に対し、面談等による指導、助言を行っている。進級時や学期途中には、クラスミーティングを実施し、「学修の記録」(履修カルテ) の記入、更に、より細やかな個人的指導やクラス単位の行事への参加や運営についても助言している。3 年次からは、「専門ゼミナール」の担当教員が、指導主任として個別指導を行っている。

(イ) オフィスアワー制度

全教員がオフィスアワーを設け、学業や学生生活全般の相談に応じるために研究室に在室し、学生の相談を受入れる体制を整えている。また、非常勤講師は授業前後の時間用いて学生の相談に対応している。

(ウ) 新入生オリエンテーションと健康診断

新入生に対しては、毎年入学式後にオリエンテーション期間を設け、教務上の手続きや学生生活についてのオリエンテーションを実施するとともに、同期間に学生健康診断を実施している。

(エ) 保護者懇談会

毎年 5 月には保護者を対象とした「保護者懇談会」を実施しており、学生生活や家庭内の様子等について保護者と指導主任教員が直接意見を交換し、学生の現状を把握する場となっている。日ごろの学生生活の様子が理解できるとして、保護者からも高いアンケート評価を得ている。また、大学への理解を深めてもらうよい機会となっている。

⑥休・退学防止のための対応

休学・退学の防止は大きな課題であるが、平成 29(2017)年度の該当者は、除籍者 1 人・退学者 3 人・休学者 2 人であった。保育・教育系の単科大学であるため、専門職への就職意欲を失った学生が休退学に至る傾向がある。そのため、入学前に保護者を含めた情報の共有を図るとともに、学生の欠席などの兆候を把握し、学修意欲が削がれる前

段階で、就職などの進路支援を含めた軌道修正のサポートをする必要がある。

対策の一つとして学生の授業欠席調査を行い、欠席回数が合計 3 回（注意段階）、5 回（危険段階）に達した学生については、授業担当教員から学生支援課に欠席調査票を提出して、学科教員が学生の出席状況を事前に共有できる体制をとっている。調査票のコピーは、学部長・学科長・クラス指導主任（またはゼミ担当教員）へ、速やかに配付され、担当者が当該学生と電話連絡、面談などの個別指導を実施し、単位取得への助言、休・退学などの防止に努めている。

きめ細やかな学生指導体制を維持するとともに、保健室でのカウンセリングや学修支援センターにおける学修相談などの支援の強化を図り、各部署で情報共有と連携を行い、休・退学者の予防に努めている。

⑦保健管理センター・保健室による支援

学生や教職員の健康保持・増進に携わる機関として保健管理センター及び保健室が置かれている。保健管理センターは、大学教員 2 人（保健管理センター長 1 人を含む）、短期大学の教員 1 人、職員 1 人の 4 人で構成され、講習会や講演会の企画、健康管理の在り方などを検討する場となっている。

保健室には職員（看護師）1 人と非常勤職員（養護教諭）1 人が常駐し、学内での病気や怪我への対応、身体計測、悩み相談、実習前の細菌検査対応、健康診断証明書の発行、近隣の医療機関への紹介などを行っている。平成 29(2017)年度に病気や怪我で保健室を利用した学生数は延べ 260 人であった。学生の健康診断を毎年 4 月に実施（受検率 100%）し、再検査・精密検査や経過観察が必要な学生に対しては指導を行った。新入生には今後の実習に備えて抗体検査（麻疹・風疹・水痘・ムンプス）の血液検査を実施し、基準値に満たない学生に対しては、教職・保育職支援センターと連携して追加接種の推奨を行った。

メンタルケアでは、健康診断時の問診で悩みがあると答えた学生には、学生相談を受けるよう案内した。平成 29(2017)年度は、7 人の学生が年間 49 回の学生相談を利用した。

その他の活動として、4 月に「ひとり暮らしの料理教室」、5 月には学生を対象に AED の講習会を実施した。また、6 月と 12 月には保健室と学生相談室協働で「こころをほぐすリラックス体操」を実施した。

⑧ハラスメントの防止と対策

ハラスメント防止の措置については、ハラスメント相談員をキャンパス内外に配置し、相談体制を整備している。ハラスメント関連規程及びハラスメント防止ガイドラインを策定し、「(学) 清光学園岡崎女子大学・岡崎女子短期大学セクシャル・ハラスメントパンフレット」に記載して学生・教職員に配付し、周知を図っている。

⑨保険制度への加入

正課授業・大学主催の行事及び課外活動中の事故等、不測の事態に備えるための「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」や通学中の事故・学校施設等の移動中の事故に備える「通学中等傷害危険担保特約（通学特約）」に学生全員が加入している。

また、学生の正課授業、研究活動、諸行事及び課外活動としてのインターンシップ・学外実習・ボランティア活動等における対人・対物損害賠償を補填するための「学生教育研究賠償責任保険（学研賠）」にも全員が加入している。また、学生生活を幅広くサポートする学生生活総合保険への任意加入についても案内している。

上記のように、本学の学生支援体制・組織・環境は整備され、学生生活安定のための支援は、具体的且つ適切に行われている。

（3）2・4の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、休学、退学を未然に防止することが課題である。休退学理由から想定し得る有効な防止策としては、①経済支援制度の確立（奨学金制度など）、②学習意欲の低下を防ぐ学修支援体制の確立、③メンタルケア体制の強化改善、が挙げられる。休学期間終了後に復学することなく退学に至るケースも多いため、在学中の指導はもちろんのこと、休学中の学生に対して、大学に復帰できるようなサポート体制の充実も不可欠である。また、過剰なアルバイトによる生活リズムの崩れから体調不良をきたす学生もいる。引き続き、学内のアルバイト情報の提供に注意するとともに、危険を伴う作業・夜間の時間帯労働やブラック企業等でのアルバイトの現状などに関し、周知徹底する必要がある。

学生の安全確保の面では、最寄り駅からの自転車通学生が約7割を占めていることから、「自転車講習会」を強化し、安全確保と加害者にならないための指導をしているが、今後も自転車通学のルール・マナーを周知徹底させる必要がある。また、通学路で起これり得る犯罪（変質者や勧誘等）についての回避方法等のガイダンスも引き続き実施していく必要がある。

学友会活動・大学祭活動への学生の参加率を上げるため、学生委員会・学生支援課はもとより、クラス指導主任・ゼミ担当教員にも協力を仰ぐ必要がある。また、地域とのつながりを持つ活動の支援に、より積極的に取組む必要がある。

クラブ・サークルへの加入率をさらに上げるため、活動内容の活性化が必要であり、クラブ活動への助成金の充実や引き続き顧問の関わりの強化を図ることが重要である。

下宿等に関しては、引き続き安心安全な下宿・アパートを斡旋していく必要がある。また、学生のニーズに合わせた物件提供に向け、地域に密着した地元の不動産業者及び家主との密接な連携が必要である。

インターネットやスマートフォンの普及により、学生が容易に情報を得られる反面、

危険性も増加しており、正確な情報を選択できる能力を育て、巧妙な誘惑を回避するための方法を具体的に指導する情報マナー教育の充実が必要である。特に、SNSなどは、利用の仕方次第で加害者にもなりかねない怖さを含んでいることについての注意喚起が必要である。

2-5 学修環境の整備

«2-5の視点»

2-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

「基準項目 2-5をおおむね満たしている。」

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学のキャンパスは、1号館から7号館までの7棟の校舎とグラウンド、テニスコートにより構成されている。区分としては、グラウンド・体育館（大体育室・小体育室）のスポーツエリア、カフェテリア・購買・学生ラウンジ・ホワイエ等のアメニティエリアのほか、学修施設では、ラーニングプラザ・親と子どもの発達センター・子ども図書室・SKホール、講義室・実習室・自習室・研究室等を配備している。

1) 校地校舎面積

校地については、岡崎女子短期大学と全て共用している。校地面積 21,093.45 m²は、大学設置基準上必要な面積 4,000 m²を満たしている。

校舎については、短期大学と一部を共用している。大学専用部分と短期大学との共用部分を合わせた校舎面積は 17,819.57 m²あり、設置基準上必要な面積 3,305 m²を満たしている。

2) 教室等

大学専用の講義室は 5 室、演習室は 4 室、実験・実習室は 2 室、語学演習室は 1 室である。短期大学との共用は、講義室 16 室、演習室 17 室、実験・実習室 1 室、情報処理学習室 2 室である。

上記には、ピアノレッスン室やピアノ練習室、ML 教室、美術・造形教室などの専門

的な技能を高める教室もある。

3) 研究室

専任教員全員に個人研究室を確保し、各室には机、椅子、キャビネット、書架、ロッカー等を整備している。

4) 体育施設

体育館・グラウンドは、短期大学との共用である。体育館は、3,815.13 m²（収容人員1,000人）の広さがあり、グラウンドは、3,611.81 m²である。体育館・グラウンド共、授業やクラブ等の活動において十分余裕をもって利用している。

また、グラウンドに併設された2面のテニスコートにおいては、地域にも開放し、申請により休日等に近隣住民の利用も可能となっている。

5) SKホール

SKホールは、約300人収容できるホールである。短期大学と共に、ガイダンス、授業成果発表、クラブ活動、オープンキャンパスや各種講演会、更に、年1回開催される「丘の上の音楽会」などに広く使用している。ホールピアノは、コンサート用グランドピアノが設置されているため、音楽の発表では学生の満足度は高い。

6) アメニティ施設

カフェテリア、学生ラウンジ、ホワイエ、クラブ室を設けている。カフェテリアはランチタイム以外の時間にも学生の自習や憩いの場として利用されている。また、可動式パーテーションで仕切ることで各種ミーティングや設置されたプロジェクター・スクリーンを利用した発表会・プレゼンテーション等にも利用可能となっている。

学生ラウンジやホワイエでは学生がコミュニケーションを図りながら学修の場としても利用している。

平成25(2013)年度に1号館耐震改修工事を実施し、それに伴い、2階、3階を学生のためのスペースとするべく改修工事を併せて実施。2階は6号館2階のカフェテリアと渡り廊下で結び、カフェテリアの延長スペースとして自由に利用できるよう同様の椅子、テーブル、照明機器、自販機等を設置した。3階は学生がクラブ活動や作品等製作スペースとして自由に使用できるオープンスペースとした。

7) ラーニングプラザ

大学設置に併せて平成25(2013)年度より開設したラーニングプラザは6号館1階のオープンスペースで、通常時は学生の自習スペースとして機能している。併設された学修支援センターで、PCやタブレットを貸し出しており、無線LANによって学内LAN

やインターネット接続も可能である。学修支援センターへの申請により講義やゼミも行われたり、勾玉型の可動式テーブルとイスを自由に配置し各種セミナー、講演等も行われたりするなど、アクティブ・ラーニングの拠点として機能している。

施設等の管理運営は、「固定資産及び物品管理規程」「学校法人清光学園施設・設備使用許可規程」「学校法人清光学園業務組織規程」等に基づき、適切に行っている。

以上により、本学は、学生の教育目的達成のために、校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理がなされている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 実習施設

- ・情報演習用教室は短期大学と共に用で 2 教室ある。コンピュータ教室は、授業がない空き時間に自由に自習できるように便宜を図っている。
- ・2601 教室（デザイン系授業用）：ハードウェア面では高性能デスクトップ PC56 台と高精細液晶ディスプレイを備え、ソフトウェア面ではデザイン、CAD ソフトの使用が可能となっている。
- ・2603教室：ノートPC56台とオフィスソフトを備え、通常の情報リテラシー系の授業を前提としている。
- ・PC は全てシンクライアントとなっており、個々のメンテナンス管理を集中で行える体制となっている。また、ハードディスクを全て SSD に変更し、起動時間の短縮化により、授業時間の有効活用を図っている。
- ・語学演習室は、大学専用で、50台のノートPCを設置し、主に語学学習用e-ラーニングソフト（ALC社のNetAcademy2）を導入し、利用している。
- ・学修支援センターにも貸出用ノート PC70 台とタブレット 20 台があり、授業外に空いていれば併設するラーニングプラザ等で自由に利用できる体制を整えている。
- ・ピアノ実習室は短大と共に用で、複数台のピアノのある実習室が 8 室。44 台の電子ピアノによる ML（ミュージック・ラボラトリー）室が 1 室完備されている。また、個人練習室が 11 室あり、朝や放課後、休み時間等にいつでも利用できる体制を整えている。

2) 図書館

図書館は 581.54 m²あり、閲覧室 160 m²で、閲覧席数は 120 席ある。短期大学とあわせて、収容定員に対する座席数の割合は、30.0%である。

図書の所蔵数（平成 29(2017)年度末）は 95,273 冊あり、開架図書数 41,825 冊である。定期刊行物の種類では、内国書 90 種類、外国書 9 種類あり、視聴覚資料の所蔵数 5,524、電子ジャーナルの種類 6 種、データベースの契約数は 4 である。

図書館の年間利用者数は、20,575 人あり、学外利用者は、201 人である。貸出傾向

としては、子ども向け絵本やペーパーサートのほか、DVD ソフトの利用者が増えている。

購入図書の選定は、年 2 回、専任・非常勤講師から要望された「授業参考図書」や「教員購入希望図書」からの選定や、学生から出された購入希望による選定、司書の選定などによって購入している。

開館時間は、平日 8 時 30 分から 19 時、土曜日は 8 時 30 分から 16 時である。学生の利用状況からみると、学生の学習環境としては対応していると思われる。

また、学内で開催されている各種講座、セミナー等を受講される方々にも開放している。

以上により、実習施設、図書館等の施設に関して、充分な有効利用がなされている。

2 - 5 - ③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学のバリアフリーへの対応は、2 号館 1 階出入口 2 箇所と、7 号館の出入り口に自動ドアを設置、また、それぞれにエレベータ、障がい者用トイレを設置している。また、6 号館出入口 2 箇所に自動ドアを設置、図書館入口には、スロープと自動ドアにより対応し、利便性と安全性の確保に努めている。また、平成 29(2017)年度末にラーニングプラザに面した 2 階への階段手摺りを、踊り場から 1 階フロアまで延伸し、階段昇降の補助機能を向上させた。

校舎間のアクセスについては、2 号館と 6 号館、7 号館がそれぞれ 3 階の連絡通路で結ばれ、雨天時等でも校舎外に出ることなく行き来が可能となっている。また、2 号館 1 階から、1 号館・6 号館へのアクセスについては屋根付きの通路が確保されている。

トイレに関しては、現在の学生たちへの利便性・快適性確保に対応するため、和便器を洋便器に更新している。平成 28(2016)年度には、6 号館 1 階及び 2 階のトイレを全てシャワー機能付き洋便器に更新し、ブース、内装についても改修工事を実施。また、センサーによる自動点消灯照明器具 (LED)、自動水栓機能付き手洗い等に更新し、省エネにも配慮している。平成 29(2017)年度には 2 号館 2 階及び 3 階のトイレを上記 6 (フォントをセンчуリー) 号館と同仕様の改修工事を実施した。今後、更に各館のトイレの改修を実施する計画を策定しており、順次改修・更新を実施していく。

以上により、バリアフリーに関しては一部整備困難な箇所を除けば、施設設備についてはおおむね利便性が確保されている。

2 - 5 - ④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の授業開講は、「岡崎女子大学履修規程」に則り開講している。授業の開講におけるクラスサイズは、実技・演習科目は 50 人以下で行い、講義科目は 100 人以下を基本として開講している。学生の教育環境を確保するために、少人数教育できめ細かい学習支援と、学生生活の環境とを確保している。また、選択科目については、1 人以上の

履修者がいれば開講している。

専門ゼミナールにおいては、各ゼミ 1~5 人程度であり、更に教員と学生とのかかわりが持つことができており双方向を意識した授業が行われている。

以上により、本学では授業を行う学生数の適正な管理がなされている。

(3) 2-5 改善・向上方策（将来計画）

古い校舎にはエレベータが設置されておらず、検討課題となっているが、特に 3 号館については耐震補強工事施工済ではあるが、現行の建築基準法上、後付けでの設置が困難となっており、今後、建て替え等も視野に入れた、更なる計画検討が必要となっており、中・長期施設整備計画を次年度に策定し、予算計画とともに理事会への提案を予定している。

校舎内の空調設備について、3 号館、7 号館等の更新時期を迎えており、年次計画に基づき順次（階ごと、系統ごとの）更新を予定している。また、吸水式空調設備により一括制御を行っている 2 号館についても、校舎の築年より稼働しており 25 年を経過しているため、今後、各階、系統別に切り分ける形式での更新計画を策定する必要があり、現在、保守委託業者と検討を始めている。

アメニティ施設については、6 号館 2 階に設置されている購買について、現在（株）紀伊国屋書店に委託しているが、教科書等を含めた書籍・雑誌コーナー拡張と充実の要望もあり、スペースの有効利用及び学生の導線、利便性も鑑み、2 号館 1 階学生ロビー奥に移転する計画を進めている。

2-6 学生の意見・要望への対応

《2-6 の視点》

2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

大学創設の平成 25(2013)年度から、毎年度末に「学生満足度調査アンケート」を実施し、アンケート結果を速やかに集計するとともに、データ分析している。データは、

学生生活や学修状況についての現状や満足度を確認する資料として学生委員会で結果の確認と協議を行い、教職員連絡会議等で報告され、各学科で検討を行い、教学面や学生活動の目標設定の際に参考としている。

学生の学修状況を把握する上では、前期授業終了時に「学修状況アンケート」を実施し、学生の学修状況の実態を把握するとともに、全般的な教育環境の満足度についてデータ化し、教育の充実に役立てている。また、前後期末のそれぞれで、全授業に関して「授業評価アンケート」を実施し、集計結果や学生の意見記述は、各教員に返却され、各教員はそれを受け授業に関する自己評価を行う。集計結果と教員による自己評価は学修支援センターにおいて学生が常時閲覧できるよう整備されている。

また、学修する上での不安や要望を把握するため、年度末（1年生は年度初め）に「学修支援ニーズアンケート」を実施している。学修支援センターで集計、分析した結果は各部署に伝えられ、「基礎学力ステップアップセミナー」（長期休業中に実施）や「ミニ講座」（昼食時間帯に実施）の開講、本学科の「ピアヘルパー養成」の認可取得等として実現している。

更に、1年生対象に実施した「進路希望アンケート」の結果から、本年度より新たにスタートした「学校教育コース」を希望する学生に学力の不安を抱いている者が多いことから、教職・保育職支援センターに付属して「教職支援室」を設置し、小学校の教科書や指導書、関連図書を整備して常に学修できるようにした。ここには、月曜、火曜、木曜の昼食時に担当教員が在室し、学生の相談に応じる体制を整えている。また、「学校教育コース」希望者のために、月に1回、数学と英語の「月例講座」や、国語・社会科・理科・一般教養・論作文を加えた「スプリングセミナー」を開講し、学生の学力を把握・分析するとともに、以降の学修の参考にしている。

上記のように、本学では、学修支援に関する学生の意見・要望を把握し、分析するとともに、検討結果を学生のために活用している。

2 - 6 - ②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身の健康に関する学生の相談は、学生相談室と保健室が窓口となっている。臨床心理士、看護師、養護教諭を配置し、相談体制を整えて個別の状況に応じて密に対応している。

まず、4月に実施する健康診断の問診時に学生の心身の悩みや不安を把握している。悩みや不安があると答えた学生には、保健室内の相談室で、臨床心理士による学生相談を受けるよう案内している。

また、学生相談室や保健室を頻繁に訪れる学生の多くが、心に何らかの不安を抱いている。学生相談室で悩みや不安を聞いたり、保健室で休養したりする等、個別の状況に応じて対応している。

これら、学生相談や保健室利用の状況はデータ化され、学生委員会や学生支援総合ネットワーク会議に報告することによって各教員や各部署が共有するとともに、学生指導の資料として活用している。

経済的支援に関する学生の意見や要望は、学生支援課相談窓口において職員が個別に把握している。奨学金に関する要望や学費未納に関する状況等は、学生委員会や学生支援総合ネットワーク会議において検討され、その結果や情報を本人及び保証人に案内している。経済的な問題によって学生の学業にできる限り影響が出ないよう、各種の経済支援の情報を提供している。

学生生活に関する学生の意見・要望は、「学生満足度調査アンケート」の他に、学内に設けた「意見箱」によっても把握している。「意見箱」はラーニングプラザに設置し、学生が意見をいつでも述べられるようにしてある。意見箱に投函された内容については担当部署に伝えられ、その内容への対応については、掲示板を用いて学生に回答している。

上記のように、学生の心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用は適切になされている。

2 - 6 - ③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望についても「学生満足度調査アンケート」「学修状況アンケート」「授業アンケート」「学生支援ニーズアンケート」「意見箱」等により把握・分析している。それぞれの担当部署において検討を行った後、データを関係部署に提供し、学修環境改善のための参考にしている。

各種アンケート結果によると、本学の学生の学修環境に関する満足度は概ね高いが、学生の学修の多様化により、Wi-Fi 環境の拡大やパソコンの貸し出し、実習で使用する絵本等の教材の貸し出し等の要望もある。通信環境については拡大を進め、パソコンや教材等の貸し出しについても学修支援センターにおいて対応している。

上記のように、学修環境に関する学生の意見・要望にも対応し、かつ適切に整備されている。

(3) 2 - 6 の改善・向上方策（将来計画）

今後、全国的な学生の意識と本学の学生の意識の対比をするため、上記に関する学生の意見・要望についても「学生満足度調査アンケート」「学修状況アンケート」「授業アンケート」「学生支援ニーズアンケート」の質問項目を改めて精査し、学生の意識・実態をより把握するとともに、改善・対策に向けての取組みが必要とされる。

心身に関する健康相談に関しては、学生の意見・要望を適切に把握・分析し、活用するため、学生相談室や保健室、学生支援課、各センターなどのネットワーク整備と連携体制構築が急務である。また、学生の心身における問題や障害について教職員が十分に

理解するため、これらをテーマとした FD、SD 研修会などの取組みも必要である。

[基準 2 の自己評価]

本学は、保育者、幼稚園教諭及び小学校教諭を養成する大学として、ティプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに沿った学生を育てるために、学生の意思を尊重しながら、豊かな学生生活を送ることができるような支援・サービス・整備等を行っている。

学生の受け入れに関しては、定員の充足に向け、引き続き改善努力を要する。学修支援については、学修支援センターによる多様な講座プログラムが積極的に提供されている。キャリア支援については、本人の適性と希望を踏まえたマッチングに配慮し、多方面からのキャリアアップのアプローチが行われ、人間力や社会人力の育成に努めている。学生サービスについては、課外活動の活発化や就学支援のサポート体制を整えることに努め、学生アンケートを踏まえて、改善に努力している。教育環境の整備については、適正に行われており、アクティブ・ラーニングの促進にも効果をもたらしている。以上により、基準 2 を満たしていると思われる。

基準3. 教育課程

領域：卒業認定、教育課程、学修成果

3-1 単位認定、卒業・修了認定等

《3-1の視点》

3-1 ① 教育の目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を概ね満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育の目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーは、小学校教員養成課程の開設に合わせて、平成29(2017)年度に改訂した。

平成28(2016)年度入学生までのディプロマ・ポリシーは以下のように策定していた。

〈ディプロマ・ポリシー〉

- ・現代人としての教養と豊かなコミュニケーション能力を修得した者
- ・専門職としての確かな知識と技能を持ち、教育・保育現場の現代的ニーズに対応し得る保育者の資質を修得した者
- ・自律的学習態度・課題探求能力・実践知を修得した者

平成29(2017)年度には、小学校教員養成課程を開設することに合わせて、ディプロマ・ポリシーを見直すとともに、全学ディプロマ・ポリシーと学部ディプロマ・ポリシーを策定した。平成28(2016)年度以前の入学生にも適用する、従前のものと統合したものとして位置づけている。

〈全学ディプロマ・ポリシー〉

以下の力や資質を獲得したものに学士の学位を授与する。

DP I: 現代人としての教養と豊かなコミュニケーション能力を獲得している。

DP II: 専門分野の確かな知識・技能を持ち、現代社会のニーズに対応し得る専門的職業人の資質を獲得している。

DP III: 主体的で自律的な学習態度・課題探究能力を修得している。

DP IV: 実践知を修得し、社会や地域への貢献力を獲得している。

〈学部ディプロマ・ポリシー〉

以下の力や資質を獲得したものに「学士（こども教育）」の学位を授与する。

DP I:現代人としての教養と豊かなコミュニケーション能力を獲得している。

DP II:専門職としての確かな知識・技能を持ち、教育・保育現場の現代的ニーズに対応し得る教諭・保育者の資質を獲得している。

DP III:自律的学習態度・課題探究能力を修得している。

DPIV:教育・保育分野の実践知を修得し、社会や地域への貢献力を獲得している。

これらのディプロマ・ポリシーについて、学生には冊子「履修要項」において、「大学（学部）で獲得する力」及び「学力の3要素」との対応関係を示しており（後掲）、また冊子「授業内容（シラバス）」各科目において「ディプロマ・ポリシーとの関連」欄を設け、当該科目のねらいや内容がどのディプロマ・ポリシーと関連しているのか、具体的に表記して学生に周知している。

「大学で獲得する力」や「学力の3要素」と全学 DP の関係

全学ディプロマ・ポリシー	DP I	DP II	DP III	DPIV
大学で獲得する力	人間力	専門力	課題探究力	実践力・地域貢献力
学力の3要素				
①知識・技能	◎	◎	○	○
②思考力・判断力・表現力	◎	◎	○	○
③主体性・多様性・協働性	◎	○	○	○

「学部で獲得する力」や「学力の3要素」と学部 DP の関係

学部ディプロマ・ポリシー	DP I	DP II	DP III	DPIV
学部で獲得する力	人間力	教育保育の専門力	課題探究力	教育保育の実践力・地域貢献力
学力の3要素				
①知識・技能	◎	◎	○	○
②思考力・判断力・表現力	◎	◎	○	○
③主体性・多様性・協働性	◎	○	○	○

3-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業

認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定基準は策定されている。進級基準は策定していない。卒業認定基準に該当す

るものとして卒業研究の評価を行っている。

単位認定基準については、学生に対して冊子「履修要項」において示しており、また冊子「授業内容（シラバス）」の各科目において具体的に示しており、学生に周知している。シラバスには身につけてほしい力について、ディプロマ・ポリシーを参照して示されており、学生は、科目ごとに、当該科目がディプロマ・ポリシーに関連するどのような力の涵養を目指しているかを知ることができ、初回の授業でシラバスに基づいて担当教員から説明される。

進級認定は行っていない。学生支援において触れている欠席調査や学生総合支援ネットワーク会議（学生支援課、教務課、保健管理センター、教職・保育職支援センター、学習支援センターからの委員から成る）において学修・学生生活に課題を抱える学生の状況を把握し、情報共有に努めて、クラス指導主任やゼミ担当教員とも連携しながら、就学状況の把握と必要に応じた相談や支援を行っており、4年間を見通して進級等の就学継続の支援として機能させている。

卒業認定は、修得単位の状況及び「学修の記録」の記載内容を、ゼミ担当教員が合わせて確認して、ディプロマ・ポリシーに沿った学びが積み重ねられているかを検認する。併せて、卒業研究の成果とその発表を学修成果のまとめの評価として位置付けている。

なお、保育者・教師の養成において、個々の学生の履修状況を踏まえ、学生が段階的な学びを積み重ねていくことができるよう以下のように定め、指導している。第一に、2年次からの学校教育コースと幼児教育・保育コースへの分属に当たって、履修状況を判断材料の一つとしている。「岡崎女子大学履修規程」第5条の4において、学生の希望コースを重視することを前提としつつ、学校教育コースに進むには、通算GPAが3.0以上、または学年平均以上であることを求めている。第二に、「岡崎女子大学教育職員免許状取得に係る履修の規程」において「教育実習」履修までに履修しておくべき科目を設定し、また実習直前の学期のGPAが小学校教育実習においては2.5、幼稚園教育実習においては2.0であることを求めており、これらの要件が満たされない場合、学科において審議を行い、実習参加を認める場合は実習担当教員が特に指導を行い学科に報告することとしている（第8条、第9条）。「岡崎女子大学保育士資格に係る履修の規程」において「保育実習」履修までに履修しておくべき科目を設定し、また実習直前の学期のGPAが2.0であることを求めており、これらの要件が満たされない場合、学科において審議を行い、実習参加を認める場合は実習担当教員が特に指導を行い学科に報告することとしている（第7条、第8条）。これらについては冊子「実習の手引き」においてもその基準を示しており、年度当初のガイダンス及び関係する授業において学生に周知している。

履修状況を踏まえた学修の積み重ねを確実なものとする指導については、資格・免許の取得に関わる実習について行われているものの、学士取得に向けては進級認定を行っていないなどの課題が残っている。

3-1-③単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

1) 成績評価

成績評価基準は 100 点～60 点までを合格とし、59 点以下を不合格としている。表記は S (100 点～90 点)、A (89 点～80 点)、B (79 点～70 点)、C (69 点～60 点)、F (60 点未満) である。

上記成績評価と連動し、GPA (S=4.0/ A=3.0/ B=2.0/ C=1.0/ F=0) を採用することで、学生個々人の学修到達状況を鮮明に把握し、また学生自身も学修の到達点と課題を明確化できるようになっている。

授業科目の評価については、筆記試験、レポート、実技等、様々な評価を設定している。これはその授業形態、目的によりそれぞれの科目によって異なるため、担当教員が最も適切な判断の基、評価し成績を付与している。科目ごとの評価基準はシラバス上に明記されている。

また、「学修の記録」(履修カルテ)を作成することにより学生は自己評価をすることができる、学習成果の把握を行っている。「学修の記録」(履修カルテ)では、教師・保育者に必要な資質・能力の指標が示され、その達成度についての自己評価が 1～5 の 5 段階で数値化されているので、学期毎に学習成果(自己評価)の査定を行うことができる。

「学修の記録」(履修カルテ)は、(1)卒業必修科目の履修状況、(2)小学校教諭一種免許状取得に必要な科目の履修状況、(3)幼稚園教諭一種免許状取得に必要な科目の履修状況、(4)保育士資格取得に必要な科目の履修状況、(5)保育者に必要な資質・能力の自己評価について記載することとしており、クラス指導主任である教員が検認し、指導している。

なお、単位が認められないケースとして①当該年度において、履修登録がされていない②授業回数の 3 分の 1 を超えて欠席している③学納金を滞納している、こととしている。

2) 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)

年間履修登録単位数の上限として、平成 28(2016)年度入学生までは年間 44 単位ずつを設定している。なお、GPA が 3.5 以上の学生については年間 50 単位を上限としている(「岡崎女子大学履修規程(平成 28(2016)年度以前)」第 4 条 6)。平成 29(2017)年度入学生以降については、各学期に履修登録できる上限を 30 単位とし、さらに前学期の GPA に基づいて、上限単位数に幅を設けて各学生の履修状況に応じた設定としている(「岡崎女子大学履修規程(平成 29(2017)年度以降)第 9 条」)。

- ①3.0 以上の場合、34 単位
- ②2.5-2.9 の場合、32 単位
- ③1.5-2.4 の場合、30 単位
- ④1.5 未満の場合、26 単位

⑤新入生、編入学生、再入学生は 30 単位
進級の認定については実施していない。
卒業要件（単位数）は合計 124 単位以上を設定している（「岡崎女子大学履修規程」第 33 条）。

3) 卒業研究

4 年間の学修の成果として、4 年生は「卒業研究」を履修し（卒業必修）、その審査及び単位認定を行っている。

審査、評価は、原則 3 領域・①論文研究系領域（「卒業論文」24,000 字相当以上）、②表現研究系領域<音楽・造形>（「卒業研究報告書」8,000 字相当以上と成果物、③長期フィールド実習研究系領域（「長期フィールド実習研究報告書」12,000 字相当以上）、に分かれている。1 人の学生に対し主査 1 人、副査 1 人の計 2 名人を置き、主査は原則として学生が所属する専門ゼミナールの担当教員とし、副査は、原則として主査と同じ領域の教員が、基本的にこれにあたることとした。

また、審査、評価に関する配点は、主査 80：副査 20 の割合としている。副査は、担当となった学生の卒業研究の成果物と研究発表（ポスター、実技、展示等）を審査し、その評価（評点、コメント）を主査に書面で伝え、それを受け主査は、同様に評価を行う。そのうえで学科会議にて、評価について審議し承認する。

なお、審査結果に関して、学生は学部長及び学科長に対して異議申し立てができることとし、学部長及び学科長は、学生の異議申し立てに対して調整を行うこととした。平成 29(2017)年度においては 0 人であった。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

①学生の着実な学修の積み重ねを保証するために、履修カルテ及び GPA を活用して、学期ごとの学修状況を確認し、ランク分けするなどして一定の基準に達しない学生について、クラス指導主任と学修支援センター及び学生の学修支援スタッフが連携して、当該学生の状況を把握するとともに、個別の学修支援計画を策定して、その後の学修成果を向上させるよう努める。

②卒業の判定に際して、必要単位の修得に加えて、ディプロマ・ポリシーに基づくアセスメント項目について、教員によって客観性を備えた方法によって評価し、学生の自己評価も参考にしながら総合的に判断するための手順を確立する。

③資格・免許に係る実習だけでなく、学士取得に向けての学修の段階的な積み重ねを確実なものとするために、進級基準を設けて履修指導も合わせて運用するなどの取組みを検討することが求められる。

以上については、平成 28(2016)年度からの課題として継続して認識されており、平成 31(2019)年度からの新課程施行に合わせて、平成 30(2018)年度における検討課題と

している。

3 - 2 教育課程及び教授方法

«3 - 2 の視点»

3 - 2 - ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3 - 2 - ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3 - 2 - ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3 - 2 - ④教養教育の実施

3 - 2 - ⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3 - 2 の自己判定

「基準項目 3 - 2 を満たしている。」

(2) 3 - 2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3 - 2 - ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

建学の精神「自己実現と社会貢献」を踏まえ、「自分の頭で考え、自分の心で感じ、自分の言葉や行動で表現する」という自律的な学習態度を身に付け、教育目的やディプロマ・ポリシーに即した人材養成のため、カリキュラム・ポリシー(CP)として以下の「全学教育課程編成・実施方針」と「学部教育課程編成・実施方針」を策定している。

全学教育課程編成・実施方針

1) 教育課程編成方針

CP I : 教育課程に教養科目と専門科目を置く。

CP II : 基礎的・一般的学習から発展的・研究的学習へという順序性を持つ教育課程を編成する。

2) 教育課程実施方針

CP III : 教室内での学びと実践の場での学びを組み合わせた教育を行う。

CP IV : 学生の学びを引き出す、アクティブ（・）ラーニングを行う。

CP V : シラバスにおいて、举証可能な学習成果と評価方法を示す。

学部教育課程編成・実施方針

1) 教育課程編成方針

CP I : 教育課程に教養科目と専門科目を置く。

CP II : 基礎的・一般的学習から発展的・研究的学習へ、という順序性を持った科目配置とする。

2) 教育課程実施方針

CP III : 教室内での学びと教育・保育現場での実践的な学びを組み合わせた教育を

行う。

CPIV：学生の学びを引き出す、アクティブ・ラーニングを行う。

CPV：シラバスにおいて、举証可能な学習成果と評価方法を示す。

これらのカリキュラム・ポリシーについては、「履修要項」においてディプロマ・ポリシーやアドミッション・ポリシーとともに明記し、大学ホームページにも公開して学生に示すとともに、学内外への周知を図っている。

3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

大学の「建学の精神」「大学の理念」「大学の教育目的」「大学が養成する人材像」に基づいて、学位授与方針である「全学ディプロマ・ポリシー」と「学部ディプロマ・ポリシー」が策定されているが、さらに、これらのディプロマ・ポリシーに基づいて教育課程における編成方針や実施方針を示す「全学カリキュラム・ポリシー」と「学部カリキュラム（・）ポリシー」が策定されており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は保たれている。（なお、本学は単科大学であるため、全学ディプロマ・ポリシーと学部ディプロマ・ポリシーは事実上共通しており、全学カリキュラム・ポリシーと学部カリキュラム・ポリシーもほぼ重なっている。）

「大学で獲得する力」や「学力の3要素」とカリキュラムの関係

カリキュラム	教養科目	専門科目	専門演習科目・研究科目	実習科目・ボランティア科目
大学で獲得する力 学力の3要素	人間力	専門力	課題探究力	実践力・地域貢献力
①知識・技能	◎	◎	○	○
②思考力・判断力・表現力	◎	◎	○	○
③主体性・多様性・協働性	◎	○	○	○

「学部で獲得する力」や「学力の3要素」と学部カリキュラムの関係

カリキュラム	教養科目	専門科目	専門演習科目・研究科目	実習科目・ボランティア科目
学部で獲得する力 学力の3要素	人間力	教育保育の専門力	課題探究力	教育保育の実践力・地域貢献力
①知識・技能	◎	◎	○	○
②思考力・判断力・表現力	◎	◎	○	○
③主体性・多様性・協働性	◎	○	○	○

また、上記の2つの表はディプロマ・ポリシーが示す「大学（学部）で獲得する力」（人間力、専門力、課題探求力、実践力・地域貢献力）と学校教育で広く求められる「学力の3要素」（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性・多様性・協働性）との関係、及びそれらが学部カリキュラムにおける「教養科目」「専門科目」「専門演習科目・研究科目」「実習科目・ボランティア科目」の教科群とどのような関連づけを持つかを示したものである。これらの表は、冊子「授業内容」に記載されて学生に配布されている。また、各科目のシラバスにおいてその科目と学部ディプロマ・ポリシーとの関連が明示されており、当該科目のねらいや内容がディプロマ・ポリシーのどの要素と関連しているのかを、表記して学生に周知している。

以上により、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性については確保されているといえる。

3 - 2 - ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

1) ディプロマ・ポリシーを反映する科目群の設定

学部の教育課程は、「人間力」「専門力」「課題探求力」「実践力・地域貢献力」を育成するための科目群で構成されている。

①「人間力」を育成する教養科目群

現代人に求められるバランスのとれた教養教育を目指して、「基幹教養科目」と「展開教養科目」を配置している。「基幹教養科目」では岡崎女子大学の教育理念を学ぶほか、大学での学びの意義を理解し、大学における基礎的学習スキルの習得を目指す。「展開教養科目」には「外国語科目」「健康とスポーツ科目」「ICT科目」「人文・社会・自然の科目」が置かれ、専門的な学びの基盤となる現代社会に求められる教養に関する科目が配置されている。平成29(2017)年度入学生に関しては、「展開教養科目」として、「アカデミックスキル科目」（旧「ICT科目」）と名称変更し、情報処理に止まらず、幅広く時代のニーズに対応できる科目とした。

②「専門力」を育成する専門科目群

専門職としての知識技能を育成するための主要な専門科目群として、教育学・保育学の学問的基礎となる理論系科目を中心とする「基礎科目」、多様な分野を網羅する「展開科目」、学生の興味関心に応じて選択可能な「応用科目」や「自由科目」、実習に関連する「実習科目」があり、専門職性に関する多様な観点から教科目を構成している。平成29(2017)年度入学生に関しては、小学校教諭免許・幼稚園教諭免許・保育士資格取得に向け、「教育・保育の内容と方法の科目」「子どもと芸術と文化の科目」を置いた。

③「課題探求力」を育成する研究科目群

専門科目の中でも「専門演習科目」と「研究科目」は自律的学習態度・課題探求能力を育成する科目として位置づけられる。学生は自らの関心に応じて選択した「卒業研究系専門ゼミナールⅠ～Ⅳ」での学習を掘り下げる「卒業研究」にまとめ上げる。「論文系専門ゼミナールⅠ～Ⅳ」以外は「表現系専門ゼミナールⅠ～Ⅳ」あるいは「長期フィールド実習系専門ゼミナールⅠ～Ⅳ」を選択する。「長期フィールド実習」においては、通常の「実習」とは異なる長期的な視野で教育・保育現場の日常性の中から学びを深め、学生自身の研究視点に応じた分析と振り返りを行うことが可能となる。

平成29(2017)年度入学生に関しては、「長期フィールド実習」に小学校が加えられ、長期的な視野で学校教育・保育現場の日常性の中から学びを深め、広い視野から研究視点に応じた分析と振り返りを行うことが期待されている。

④「実践力・地域貢献力」を育成する実習科目やボランティア科目群

保育現場や教育現場での実習を行い、実践活動からの「気づき」を学生が獲得し、自律的な実践知を獲得するための科目群が置かれている。「保育実習Ⅰ～Ⅲ」や「教育実習Ⅰ～Ⅱ」「地域貢献とボランティア」などが代表的科目である。平成29(2017)年度入学生に関しては、新たに小学校での教育実習に関する科目が設定された。

2) 入学時から卒業時までの段階的学びを支える教育課程の編成

入学から卒業までの学びの流れにおいて、教育課程は、1年次の導入段階から4年次の自律的な課題探求段階までの順序性を持って構成されている。教養科目と専門科目、理論系科目と支援力や実践力育成の科目などを組み合わせ、学士に相応しい学力と見識、専門分野の知識と技能を養い、四年制大学にふさわしい資質の高い教育者・保育者の育成、すなわちディプロマ・ポリシーの獲得へとつなげていくための一貫性を意図して構成されている。(以下における略語と対応語句は次のとおりである:必(必修)、選必(選択必修)、卒(卒業)、幼(幼稚園教諭一種免許状)、保(保育士資格)、小(小学校教諭一種免許状)、コース必(学校教育コース、幼児教育・保育コース))

①平成26(2014)・27(2015)・28(2016)年度入学生対象カリキュラムにおける学修の流れ

・1年次:大学での学びの基礎を固める

1年次には、4年間の学びを俯瞰し、大学生活への自覚を促す導入教育としての「基礎演習」(卒必)や、建学の精神に触れつつ女性の自立した生き方を考える「女性の生き方」(卒必・保必)を必修として学ぶ。また、「子ども学総論」(卒必・保必)「保育原理」(卒必・保必)「教育と発達の心理学Ⅰ」(卒必・幼必・保必)などで専門分野の土

台となる理論を学ぶほか、専門に関するいくつかの展開科目を学習する。また、「文章表現法」(卒必)「情報処理Ⅰ」(卒必・幼必)「英語総合(基礎)」(卒必・幼必・保必)、その他の教養科目を通して、大学での学びの基礎力や多様な学問分野への関心を広げる。1年次の教育の主眼は、大学での学びの意義・建学の精神や現代女性の生き方・子ども教育の基本理念などを学び、4年間の学修への意欲や自己の将来像への展望を持つこと、また、学士力の土台となる基礎教養や学習技能を獲得することにある。

- ・2年次：多様な専門知識技能を段階的に獲得する

2年次には、「ジェンダー論」(卒必)を通して社会における女性の人権と男女共同参画社会のあり方について学ぶほか、「教育学概論」(卒必・幼必・保必)などで子ども教育学部の教育理念をより深く理解する。また、専門分野の展開科目を幅広く学習するとともに、1年次に続き教養科目を通して学問的な視野を広げ、「教育実習Ⅰ」(幼必)の実習を行う。2年次の教育の主眼は、1年次に触れた子ども教育の理念を未来の教育者・保育者の視点からより深く理解すること、教育実習や保育実習を控えて、専門分野の多様な知識・技能の段階を追った獲得にある。

- ・3年次：実践的で自律的な学びを展開する

3年次は、「教育実習Ⅱ」(幼必)、「保育実習Ⅰb」・「保育実習Ⅱ」・「保育実習Ⅲ」(保必)を履修する。専門に関するいくつかの展開科目を学習するほか、表現力を強化するために「舞台表現の技術」「ストーリー創作の研究」「表現創作(作曲)」、その他の特色ある応用科目が選択科目として設定されている。また、専門ゼミナールでの学習も開始される。「専門ゼミナールⅠ」(卒必)の履修の際には、4年次の「卒業研究」(卒必)と連動する卒業研究系ゼミナールと、「長期フィールド実習」(卒選必)と連動する長期フィールド実習系ゼミナールのいずれかを選択し、「専門ゼミナールⅡ」(卒必)の学習へとつなげていく。3年次の教育の主眼は、実習体験を通して子ども教育学部の教育観を教育・保育の現場や実際の子どもの姿から理解すること、応用科目や専門ゼミナールの選択を通して自主的で自律的な学習段階へと入っていくことである。

- ・4年次：自律学習による学びの総括と教育理念の内在化を目指す

4年次には、3年次のゼミナールでの学習を発展させた「専門ゼミナールⅢ」・「専門ゼミナールⅣ」(卒必)を受講し、それぞれの研究課題を持って「卒業研究」(卒必)または「長期フィールド実習」(卒選必)に主体的に取組み、研究成果を論文や作品などにまとめ上げる。また、「保育・教職実践演習(幼)」において教育現場や保育現場での実践力に直結するための総合的な振り返りを行う。

②平成 29(2017)年度入学生対象カリキュラムにおける変更点

・1 年次：大学での学びの基礎を固める

「英語総合（基礎）」（卒必・幼必・保必）を「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」（小必・幼必・保必）とし、応用力の獲得につなげる。「地域貢献とボランティア」（卒必）において小学校でのボランティアも実施可能となった。

・2 年次：多様な専門知識技能を段階的に獲得する

小学校教諭免許状取得に向け、「教育実習（小）」（小必）を加え、「教育実習Ⅰ（幼）」（幼必）「保育実習Ⅰa」（保必）の実習を行う。（学校教育コースまたは幼児教育・保育コースへの分属決定）

・3 年次：実践的で自律的な学びを展開する

3 年次は、「教育実習Ⅱ（幼）」の他、「保育実習 1b」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」を履修する。専門に関するいくつかの展開科目を学習するほか、表現力を強化するために「表現創作Ⅰ」「表現創作Ⅱ」その他の特色ある応用科目が選択科目として設定されている。また、小学校教育関連の「教科教育法」科目の多くが 3 年次におかれている。「専門ゼミナールⅠ」（卒必、コース必）の履修の際には、4 年次の「卒業研究」（選択）と連動する卒業研究系ゼミナールと、小学校をも含めた「長期フィールド実習」と連動する長期フィールド実習系ゼミナールのいずれかを選択し、「専門ゼミナールⅡ」（卒必、コース必）の学習へつなぐ。

・4 年次：自律学習による学びの総括と教育理念の内在化を目指す

4 年次には、3 年次のゼミナールでの学習を発展させた「専門ゼミナールⅢ」・「専門ゼミナールⅣ」（卒必、コース必）を受講し、それぞれの研究課題を持って「卒業研究」（選択）または「長期フィールド実習」（選択）に主体的に取組み、研究成果を論文や作品などにまとめ上げる。また、学校教育コースでは「教育実習Ⅱ（小）」を履修する。

「保育・教職実践演習（幼）」（幼児教育・保育コース必）「教職実践演習（小）」（学校教育コース必）において教育現場や保育現場での実践力に直結するための総合的な振り返りを行う。

なお、4 年次生の教育の主眼は、自己の研究課題に主体的に取組み、客観的に評価され得る成果にまとめ上げて 4 年間の学びを総括し、その過程で子ども教育学科の教育理念を自分のものへと内在化させるとともに、総合的な「学士力」を獲得し、卒業後も生涯にわたって学び続けるための自律的学習能力の土台を築くことにあり、平成 29(2017) 年度カリキュラムの変更後もその点において変わることはない。

以上より、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成がなされていると言える。

3 - 2 - ④教養教育の実施

1) 教養教育を支える科目群

①平成 26(2014)・27(2015)・28(2016)年度入学生対象カリキュラムにおける教養科目

教養科目は大学における学びの基礎や、現代人に求められるバランスのとれた教養の獲得を目指すための科目群であり、「基幹教養科目」と「展開教養科目」に分けられる。

基幹教養科目は、本学の理念を反映した科目や大学教育への導入となる科目であり、大学での学びの土台となる科目群である。建学の精神や教育目標を知り、女性の生き方について哲学的・心理的な視点から考える「女性の生き方」(卒必・保必)、女性をめぐる社会的課題や男女共同参画社会のあり方などを取りあげる「ジェンダー論」(卒必)、大学での学びの意義や基礎的な学修スキルについての導入指導を行う「基礎演習」(卒必)他がある。

展開教養科目は現代人としての基礎的な教養と多角的な視野を育てるための科目であり、「外国語科目」「健康とスポーツ科目」「ICT 科目」「人文・社会・自然の科目」の 4 群で構成されている。

②平成 29(2017)年度入学生対象カリキュラムにおける教養科目の変更点

平成 29(2017)年度からは基幹教養科目に「地域貢献とボランティア」(卒必・コース必)を置いている。これは、建学の精神「自己実現と社会貢献」にもつながる実践的科目であり、1 年次の段階から教育・保育現場の子どもに接し、地域の人々と接触交流する機会を増やすことを目指している。また、展開教養科目 4 群のうちの「ICT 科目」群の中に「文章表現法」や「コミュニケーション演習」等の科目を加え、「アカデミックスキル科目」という科目群へと名称変更し、日常生活に必要な基礎的な知識や基礎的なアカデミックスキルの獲得を目指す科目群とした。

2) 教養教育充実化のための取組み

教養教育充実化のための取組みとして、大学・短大教養教育充実化検討プロジェクト会議が平成 28(2016)年に設置された。同プロジェクト会議は、副学長の他、大学教員 2 人、短大教員 2 人の計 5 人で構成され、「教養教育の本質、教養教育に求められる要素、教養教育の歴史と現状、教養教育と専門教育の関係、本学における教養教育の課題、本学にとって可能な教養教育の展開方法」などについて、文献分析や意見交換を行なった。

平成 29(2017)年 3 月には本学の現状に沿った教養教育の展開案について、教職員連絡会議において中間報告を行い、5 月には「本学の教養教育をどのように展開すべきかー(一) 専門教育と一般教育の相互性を核とする提言ー」という提言書を学長に提出した。また、同年 12 月の FD 研修会において「教養教育における専門教育と一般教育の接続」をテーマに提案とワーク活動を実施した。また、当日欠席の教員には、参考資料に関する意見レポートの提出を要請した。尚、同プロジェクトは平成 30(2018)年度から、「教養教育充実化検討委員会」となり、常設化されている。

以上より、教養教育は適切に実施され、今後の充実化の検討もなされているといえる。

3 - 2 - ⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

1)教授方法の工夫・開発と効果的な実施

授業方法の工夫・開発に向け、学科全体で、次のような取組みを実施している。

①平成 29(2018)年度入学生からのコース制の採用

平成 29(2018)年度から小学校教諭養成課程を設置したことに伴い、2 年次以降、「学校教育コース」と「幼児教育・保育コース」のいずれかを学生が選択するコース制を置くこととなった。学校教育コースの学生は小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格の取得を目指し、幼児教育・保育コースの学生は幼稚園教諭一種免許状と保育士資格の取得を目指す。前者にとっては学修負担のバランスへの配慮が必要であり、後者にとっては、幼児教育に関するより深い学びの実現が重要となっている。

②アクティブラーニングの導入・実施

演習科目、実習科目に限らず、講義科目においても教授型の一方向的な授業ではなく、応答的、相互主体的に授業を展開することを目標にアクティブラーニングを取り入れている。授業内でのグループ討議、グループ活動や見学・参加型の学外活動等、自らの実験を重視している。

特に、学生の発言を促し、聞く・見る・見る・考える・話す・書くことによる授業内容の修得や様々な考え方や意見があることに触れる機会を持つことから、自己の学びのプロセスに関する明確化・視覚化を図っている。

③少人数教育による行き届いた教育の実施

「専門ゼミナール I ・ II ・ III ・ IV」における少人数教育は、相互理解、思考の深化に費やす時間の確保とともに自己課題への追及に対して意欲的・継続的に取組むことにつながる環境が整っている。

少人数グループ間における仲間の課題への関心や協力姿勢が同僚性を育むことにもなり、効果をもたらしている。

④同系列分野・同一教科目内での評価内容の統一

学生の学びを保障するため、同系列分野あるいは同一教科目内におけるシラバスや授業内容、評価項目やその内容の統一・共有ができる限り図ることによって、教員の違いによる授業到達度の格差をなくす取組みをしている。

⑤学修成果発表としての「子ども教育フォーラム」と卒業研究に向けた交流学修

学生が学修成果を発表し、また専門分野に関する刺激や発見を得るための企画として「子ども教育フォーラム」を年1回開催している。これは、学生が主体的に発信し、互いの学びを深め合う場であり、卒業生へのリカレント教育と地域の子ども達の教育・保育への貢献を目的とした取組みにもなっている。

平成29(2017)年度は、一般公開の形で、教育・保育制度改革をテーマとするシンポジウムと学生による授業成果発表を300人収容のホールで実施した。また、同日に、学内のみの公開で、3年生による専門ゼミナールでの学びの中間発表を行った。これは、上級生と下級生の相互交流的な学修の場となっており、3年生にとっては、下級生へのポスター発表を通して自己の卒業研究の方向性を再確認する機会であり、1、2年生にとっては今後の卒業研究を具体的にイメージして、希望する専門ゼミナールを選択するための貴重な機会となっている。

2)教授方法の改善推進のための組織体制

授業内容方法の改善を図るため、次のような組織的な取組みを実施している。

①授業内容・方法の改善のための体制

教員の資質の維持向上と授業内容・方法の改善を図るため、学長が指名する委員によってファカルティ・ディベロップメント(以下FDという)委員会をおき、FDの推進に係る次の業務を企画、立案、調整し、実施している。その内容は、以下のとおりである。

(ア) FDに関する調査研究(他大学の情報の収集を含む)を実施する。

(イ) 全学生を対象にしたアンケート形式の「学生による授業アンケート」の実施を通して、授業内容の改善と向上を図る。担当教員は、学生から寄せられた意見を可能な限り当該授業での授業改善に活用し、授業終了段階には評価された点や今後の改善点などについて「授業評価に関する自己点検報告書」を提出する。

(ウ) シラバスの内容及び公開の方法の検討を通して、教育内容の改善と向上を図る。

また、教室や教育機器の整備に関する検討を通して、教育環境の改善と向上を図る。

(エ) 教員相互による「授業公開」及びFD研修会の「授業実践発表会」の実施を通して、教育技法の改善と向上を図る。

(才) FD 研修会の「教員座談会」及び「外部講師による講演会」の実施を通して、教育内容の改善と向上及び教育職員の資質開発を図る。

なお、FD 委員会は、これらの「学生による授業アンケート」「授業公開」「授業評価に関する自己点検報告書」等を取りまとめ、学内外に向けたホームページに掲載している。また、これらの「授業公開」「授業実践発表会」「教員座談会」「外部講師による講演会」の内容等を取りまとめ、「FD 活動・研究報告書」を作成している。

②教員相互の授業参観

教員は授業内容や方法の改善のため、相互に授業参観を実施する。授業参観は FD 委員会が定める手順に従って行われ、参観した教員は、授業内容・方法の参考点などに関する報告書を提出する。更に、提出された報告書を元に授業公開者の教員も、授業内容・方法の参考点などに関する報告書を提出する。また、授業参観の成果について研修会等において共有を図る。

③授業評価

学生の授業に対するニーズを定性的・定量的に把握し、各教員が自己的授業の質向上を図るために参考とすることを目的とし、「学生による授業アンケート」結果を参考にし、自己点検評価を実施している。授業評価は授業期間の終盤で実施し、結果を各教員へフィードバックする。教員はアンケート結果を受け、できる限り当該授業での授業改善に活用し、授業期間の終了段階に、評価された点や今後の改善点などに関する報告書を提出する。学生アンケートの結果と教員による報告書は学内の学修支援センターで冊子により公開されている。

④研修会

日常の教育活動をテーマに議論し授業の改善策を考える「教員座談会」、相互の授業実践を紹介し工夫点などの共有化を図る「授業実践発表」「外部講師による講演会」などの研修会を設けるほか、座談会や発表内容を報告書にまとめて、学内に配布し、授業への取組み方について、教員間の意識の共有化と知識・技能の蓄積を図る。

3) 単位制度の実質を保持する工夫

①CAP 制

学生が各科目を計画的に履修し、落ち着いて学習に取組むことができるよう、年間履修登録単位数の上限として、平成 28(2016)年度入学生までは年間 44 単位ずつを設定している。なお、GPA が 3.50 (3.5) 以上の学生については年間 50 単位を上限としている。平成 29(2017)年度入学生以降については、各学期に履修登録できる上限を 30 単位とし、さらに前学期の GPA に基づいて、以下のように上限単位数に幅を設けている。

- (ア) 3.0 以上の場合、34 単位
- (イ) 2.5-2.9 の場合、32 単位
- (ウ) 1.5-2.4 の場合、30 単位
- (エ) 1.5 未満の場合、26 単位
- (オ) 新入生、編入学生、再入学生は 30 単位

②履修指導

履修登録指導については、学生が自己の学習ニーズに合致した受講計画が立てられるよう、毎学年末に学年別の履修ガイダンスを教務課が実施し、各学生が入学時に立てた履修計画を再確認し、再履修科目がある場合は個別に履修科目の調整を行う等、次年度において適切な履修ができるよう細やかな指導を行っている。また、履修計画において、年次途中で資格取得に関する希望を変更する学生については、学科教員、学修支援センター、教務課が連携をとったうえで、学生個人の希望に合わせた履修計画を指導している。

③履修カルテ

学生は各学年の前期末及び後期末に配付される成績通知書を元に、学生自身が学修の経過や大学生活全般を振り返り、「学修の記録（履修カルテ）」に記入することで、これまでの学修の達成状況を認識し、次期に向けた学修の位置付けを確認して、計画的な履修を行っている。

記入の際、学生は各科目と各種資格や学修内容との関連性を把握しつつ、単位の修得状況を確認し、学修項目と到達度に関する自己評価を行う。クラス担当教員及びゼミ担当教員は、各学生の記入した自己評価やコメントを確認し、次年度の履修指導に役立てる体制となっている。4年次後期には、「保育・教職実践演習（幼）」等の科目において、学生は各自の履修カルテに基づいて自己点検し、到達度の分析・評価を行っている。

④学修時間の確保

CAP 制による取得単位数の制限が学生の自習時間の確保につながるよう、授業科目担当者は課題等を示し、授業外学習の促進を図っている。また、学生に対し「授業内容（シラバス）」の全科目に「学習課題（予習・復習）」を記載し、具体的な学修内容が示されている。また、学年暦には 15 回の授業回数が確保され、定期試験のための 16 週目が用意され、休講の場合は確実に補講を実施し、授業時間数を確保している。

以上より、教授方法の工夫・開発と効果的な実施がなされていると評価できる。

(3) 3 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29(2017)年度に 3 方針やカリキュラムの改訂が行われたが、さらに平成 30(2018)年度には教職課程の再課程認定申請が予定されており、それに伴う学部学科のカリキュラム改訂を行う予定である。また、カリキュラム・ポリシーの再検討や、学生自身が体系的な履修計画を設計できるように、学生にわかりやすいカリキュラムマップを作成し、各学期の開始直前に実施する履修ガイダンスにおいて、十分に利用できる内容に周知したい。

また、学修内容の実質的な評価が維持されるとともに、その質の向上が推進されるよう配慮されなければならない。平成 29(2017)年度入学生より「学校教育コース」「幼児教育・保育コース」の 2 コース制を導入したが、双方のコースの授業内容が充実するよう運用上の工夫が求められる。教授方法の工夫・開発・改善については、「学生による授業アンケート」を更に活用し、「モニター学生による授業評価」の導入を検討するほか、「授業公開・授業参観」「FD 研修会」を継続的に活性化し、ICT 利用促進、アカデミックスキルの向上等を図って、IR 活動の成果等を授業に活かしていく必要がある。

3 - 3 学修成果の点検・評価

《3 - 3 の視点》

3 - 3 - ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3 - 3 - ②教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3 - 3 の自己判定

「基準項目 3 - 3 を満たしている。」

(2) 3 - 3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3 - 3 - ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、FD 委員会を設置し、「学生の学修状況のアンケート」の実施や「学修の記録」（履修カルテ）による学修状況の把握とともに、教育等に関する様々なデータを分析し、教育・研究内容及び教育方法の改善・向上を図っている。平成 25(2013)年度より、FD 委員会において学内外の講師による「研修会」を行っている。また、「授業公開」「授業アンケート」の実施とともに各教員が自己点検・評価することで、教育研究活動を一層向上させるよう努めている。

FD 委員会は、大学と短大の合同組織であり、副学長、学部長、事務局長、教職員で構成されており、自己点検・評価委員会、教務委員会、その他関係部署との連携のもと、全学で教育目的の達成のために情報の共有や業務の連携を図っている。また、FD 委員

会の主導により、「授業アンケート」「授業公開」を実施し、教育改善に取組んでいる。

平成 29(2017)年度からの教育課程改定に向けて、平成 28(2016)年度において、カリキュラム・ポリシーを教職員の議論に基づいて改定した。それに基づく教育目的を測定可能な評価項目に具体化してシラバスに反映することで、学修成果を振り返る準拠枠とした。また（、）こうした機能を保証するためにシラバスチェック委員会が、三つのポリシー及び教育目的に照らした点検を行った。

詳細は、以下のとおりである。

1) 学生による「授業アンケート」に基づく教育目的の達成状況の点検・評価

前期、後期ともに授業の13回～15回の期間中に、すべての科目を対象として「授業アンケート」を実施した（但し、受講生10人未満の科目は除く）。アンケートは、20項目の質問（5段階のリッカートスケール）と授業に関する感想や意見の自由記述となっている。なお、平成26(2014)年度に授業アンケートの内容の改善を図り、同年度後期より新しい内容で実施した。設問項目は、①学生自身について②授業について③授業方法、教員について④教育効果についてーを下位領域とする19項目であり、自由記述として①授業で良かったと思う点②改善した方がよいと思う点③教室・校舎等の環境改善への要望ーとなっている。

大学専任教員の担当授業におけるアンケート実施度は高く、全員が実施している。学期の終了後、集計結果データが授業担当教員に返却され、各教員が「授業アンケートの結果報告及び自己点検報告書」を作成し、教務課に提出する。当報告書には、①授業アンケートによる自己点検結果②授業アンケートの結果で優れていた点③授業アンケートの結果で改善すべき点を記入事項とし、各教員が教育目的の達成状況を自己点検するとともに、今後の授業改善方法の検討に活かしている。

また、全学FD委員会において、実施状況や結果が報告され、大学全体としての課題や改善点について検討し、FD研修会や授業改善のための勉強会のテーマとしている。

2) 学生自身への学修状況確認

学生が自らの履修状況を確認し、学修を振り返り、自身の課題を自覚するために「学修の記録」を作成している。学修の記録は教務課に置いてあり、教員が学生の学修状況を確認できるようにしている。学生はクラスミーティングなどの機会を利用して、すべての学生が学期ごとに学修の記録を必ず記入するようにしている。

3) 「授業公開」

平成25(2013)年度より実施されている。実施期間は、当初12月中の1か月間とし任意実施であったが、平成26(2014)年度から専任・非常勤を含めて実施し、専任教員については全員実施とし強化している。しかしながら、授業公開に参加する非常勤講師は少な

いのが現状である。平成29(2017)年度の授業公開は、実施期間を通年とし、継続的に行うことにより、日常的な授業における内容・方法について教職員ほかによる情報交換を行い、授業改善に資することを目的として実施する。また、授業公開・授業参観は、教育内容の充実や教員としての教育力向上を目指すねらいもある。

実施者は当初、事前に「授業公開実施届」を教務課に提出し、受講する学生にも事前に伝達することとしていたが、本年度からこの手続きを簡略化し、参観者が、実施者に参観希望を事前に連絡し、参観後は「授業公開コメント用紙」に意見や感想等を記入し、実施者は、参観者から上記のコメント用紙を受け取り、その内容を踏まえ「授業公開自己評価用紙」に改善点等を記述し、教務課に提出する。このような取組みを通して、各教員が自らの授業を公開し、中立的・客観的にピアレビューを受けることにより、授業運営の改善に活かしている。平成29(2017)年度は、専任・非常勤を合わせて合計36件(うち非常勤0件)の実施件数を得ている。

以上より、教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発が適切になされているといえる。

3 - 3 - ②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

1) フィードバックとその活用

上記の「授業アンケート」「授業公開」の実施については、FD委員会のワーキンググループが中心となって企画し、FD委員会での検討を経て教授会、学部・学科会議で周知され全学的に実施されている。また、実施された取組みの結果は、授業担当者及び関係部署に適宜フィードバックされ、情報の共有化とともに共通認識の醸成を図っている。授業アンケート結果はデータ化して当該教科目担当教員に学期ごとに提供され、教員は「授業アンケートによる自己点検報告書」において、アンケート結果の分析と自己評価を行い、改善方策を示す。これらは全教員分を報告書としてまとめて、学修支援センターで学生及び教職員が閲覧することができる。

また、FD委員会を中心に、関係部署との連携体制のもと、授業アンケート等で明らかになった課題の解決に向けて継続的に検証しており、FDに係る研修会の企画に生かしている。平成29(2017)年度は、アクティブ・ラーニングや教養教育のあり方について研修を行なった。

以上より、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックが適切になされると評価できる。

(3) 基準3-3の改善・向上方策(将来計画)

教育目的の達成状況を踏まえた学修支援体制の改善のスキーム(PDCAサイクル)を確立していくことが求められる。特に、学生による授業アンケートの結果に対するフィ

ードバックとしての「授業アンケートによる自己点検報告書」に記載された改善方策が、年度ごとに着実に改善に向かっているかを検証することと、改善が見られない授業科目について、改善を支援する体制と方策を整備することが望まれる。平成 30（2018）年度は、授業アンケートを学期の中間段階においても実施し、受講中の学生の声をその後の授業に直接フィードバックしていく方法の導入も検討している。また（）今後は IR 委員会を設置し、FD 委員会と連携しつつ、多角的なデータの総合的な分析結果をより一層の授業改善に活用していくことが望まれる。

[基準 3 の自己評価]

本学は「建学の精神」「大学の理念」「大学の教育目的」に従って、ディプロマ・ポリシーを策定、周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定、周知及びその厳正な適用については適切になされているといえる。

カリキュラム・ポリシーの策定と周知、ディプロマ・ポリシーとの一貫性、教育課程の体系的編成、教養教育の実施及び教授方法の工夫・開発と実施については効果的になされている。

授業内容・方法の改善を図るため、授業内容・方法の改善のための体制、教員相互の授業参観、授業評価及び研修会の開催といった組織的な取組みを実施している。

単位制度の実質を保持する工夫として、CAP 制、効果的な履修指導、履修カルテ、学修時間確保の取組みを実施している。

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発として、学生による「授業アンケート」に基づく教育目的の達成状況の点検・評価、学生自身への学修状況確認及び「授業公開」の実施と、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックを実施している。

以上により、基準 3 を満たしている。

基準4. 教員・職員

領域：教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援

4-1 教学マネジメントの機能性

《4-1の視点》

4-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の意思決定に関しては、大学ガバナンス改革答申（平成26(2014)年2月12日中教審答申）や学校教育法等の一部改正（平成27(2015)年4月1日改正施行）を受けて各組織規程等内部規則の点検見直しを行い、学長の最終決定により協議事項等の効果が生じる旨を定めており、業務執行における学長のリーダーシップが確立されている。平成29(2017)年4月には新学長が就任し、建学の精神「自己実現と社会貢献」の理念を受け継ぎつつ学内改革に着手し、学生のさらなる成長と大学の持続的発展を目標とする教学マネジメントを行っている。

学長は、大学全入時代や社会変化に伴う大学改革、特に、学士課程の構築、教育の内部質保証、高大接続、大学の社会的責任等への課題を視野に教学マネジメントを進めている。また、教授会、大学・短期大学運営会議、教職員連絡会議において議長を務め、大学運営における自らの所信や諸課題への対応方針を示して、教職員の理解と協働性の獲得向上に努めている。

教学マネジメントにおいては、建学の精神に基づく三つのポリシーの明確化と一体化、アクティブ・ラーニングの推進、成績評価の厳格化、FD活動や自己点検・評価活動の実質化を通して、入学から卒業に至る学生の学びの質を保証し、学生が自己の成長を実感しつつ社会において自律的・継続的に貢献できる人材となり得ることを目標に、学長としての包括的なリーダーシップを発揮している。

4-1-②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長のリーダーシップを支え、学長を補佐する体制として、副学長及び学長補佐を置き、また、校務の重要課題を審議する学長室会議（学長、副学長、学長戦略企画室長、

大学事務局長により構成) や学長戦略企画室を設置している。副学長は学校教育法第92条第4項に則り、学長の職務を助け、命を受けて校務をつかさどるものであり、必要な場合には学長の代行を務める。学長室会議は学長の校務や諸課題への対応について協議を行い、学長の意思決定を補佐する役割を持つ。学長戦略企画室は、大学のプランディング戦略の検討を行うほか、各部署からの情報を集約するIR機能を持ち、学長の政策決定に寄与している。

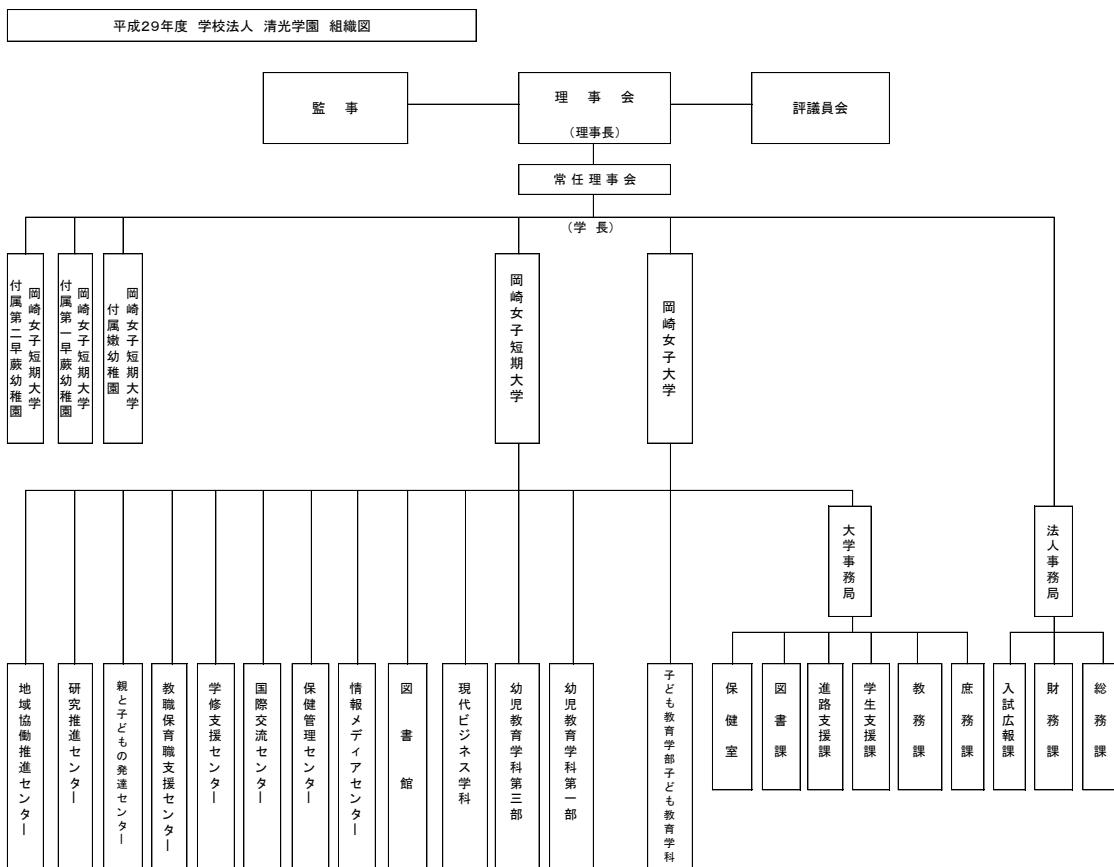
学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するものであり(学校教育法第92条第3項)、教学に関する最終の意思決定権限と責任は学長にあるが、その意思決定に至る諮問機関として、教授会、大学・短期大学運営会議、学科会議、各種委員会、各種センター等を設置している。教授会は、学校教育法第93条第2項に則り、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位授与その他教育研究の重要事項については学長に対して「意見を述べるものとする」とされ、また同条第3項に則り、学長等がつかさどる教育研究に関する事項については学長の求めに応じて「意見を述べることができる」ことが教授会規程において定められている。ガバナンス改革を踏まえて、学長と教授会との権限の適切な分散と責任の明確化が図られ、機能的な校務遂行のための大学の意思決定の仕組みが整えられている。

4 - 1 - ③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

学校法人清光学園の事務組織(次ページ組織図参照)に関しては、平成29(2017)年度より、これまでの「学園事務局」を「法人事務局」(付属幼稚園を含む学園全体を所管する総務課と財務課及び入試広報課で構成)と、「大学事務局」(大学、短期大学の管理運営機能を担当)に分離した。大学事務局長の下、各課には次長及び課長を配し、効率的かつ効果的な執行体制を確保し、円滑な運営に当たっている。教学運営の要としての教務課、学生支援課には部長として教員を配置し、教職員が協働して学生への指導、支援を行う体制を整え、更に、教務委員会によるカリキュラム・時間割編成、学生委員会による学生生活指導・環境整備等の具体的な検討を行っている。また、学生の進路支援体制は、進路支援課と進路支援委員会が連携し、対策講座等の内容検討や就職ガイダンス等キャリア支援に対する業務運営に努めている。各部署の事務分掌は規程により定められているが、各課が業務分担表を作成・確認し、細部の見直しを行うとともに事務の適正化、効率化を図っている。学生生活全般の支援体制については、内容を分かりやすく説明した「学生生活ハンドブック」を作成し周知を図っている。

大学における職員の業務執行の管理体制は、学長、副学長、学部長、学科長、短大学科長、法人事務局長、大学事務局長、事務局各管理職等で構成する「大学・短期大学運営会議」(毎月1回開催)を介して効率的に機能している。例えば、教学に関する重要な案件については、教職協働による各委員会、各センター等で協議・検討・検証が行われ、大学・短期大学運営会議や教授会の意見を聞いて学長の意思決定がなされた後に、

各部局が実施しており、教員組織と事務組織の連携が確保され機能的に業務を遂行している。また、理事会、評議員会、常任理事会において審議決定される法人業務の執行は、理事長、副理事長、総務課、財務課によって遂行されており、適切に機能している。法人・大学を併せて32人の専任事務職員を配置しており、管理職による事務局管理職連絡会議（毎月1回開催）や臨時に事務局全体会議を開催し、実施する業務や各種行事等についての連絡・報告・協議がなされ、部局間の連携を密にして機能的で円滑な業務執行が図られている。



(3) 4 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

大学業務の意思決定の仕組みや運営体制は、学則、教授会規程、大学・短期大学運営会議規程、各委員会規程等の内部規程に基づいて整備されており、学長のリーダーシップが適切に実行されている。教育の質保証に関する課題としては、本学教育をめぐる各種情報を集約分析するための独立したIR推進組織の設置が急がれる。また、自己点検・

評価委員会を中心とする、より具体的なアセスメント活動と PDCA 活動の全学実施が必要である。

学内ガバナンスに関しては、大学ガバナンス改革や学校教育法の一部改正を受けて大学の意思決定の仕組みが学長中心へと改革されたことや、学長と教授会との関係が明確化されたことに関して、今後も継続的に学内理解を深めていく必要がある。職員の配置と役割の明確化に関しては、法人事務局と大学事務局がそれぞれの職務に責任を持つとともに、相互の協働性を適切に発揮することが重要であり、学長の下での教員と職員、法人事務局と大学事務局の連携をさらに強化していく必要がある。

4 - 2 教員の配置・職能開発等

«4 - 2 の視点»

4 - 2 - ①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4 - 2 - ②FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4 - 2 の自己判定

「基準項目 4 - 2 を満たしている。」

(2) 4 - 2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4 - 2 - ①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

1) 教員配置の考え方

学士力に求められる確かな教養を涵養し幅広い知識技能を教授するという目的に沿った教員配置を目指している。また、小学校教諭・幼稚園教諭や保育士養成のための職業教育を行い、専門分野に関する学生の知識技能を深め、研究活動を支援するに相応しい教員の配置を意図して、教養科目と専門科目のバランスに配慮した教員配置を行なっている。理論系科目と実技・実習科目などの担当教員のバランスにも配慮している。平成 29(2017)年度は、基準教員数 17 人に対し、22 人の教員が配置されており、そのうち博士の学位を持つものが 6 人、修士が 14 人、学士が 2 人であり、研究力と指導力のある教員編成となっている。

2) 教員の採用・昇任等

平成 30(2018)年度に向けた専任教員の採用・昇任に関しては、平成 29(2017)年度に（それまでの AC 委員会に代わり）「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学教員資格審査委員会」が設置されて、教員候補者や昇任候補者の資格審査を行った。教員採用は公募を原則とし、採用・昇任の資格審査にあたっては、学長が指名する委員によって構成される選考委員会が設置され、選考基準に基づいて候補者の適格性を判断し、教員資格審査

委員会での意見聴取を経て学長が決定している。

3) 教養科目における教員配置

教養科目に関しては、文学・英語・情報処理・体育・文化人類学などの分野に専任教員を配置している。基幹教養科目である「女性の生き方」、日本語の文章力を高めるための「文章表現法」、現代の国際化と情報化に対応するための「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英語総合（中級）」「英語総合（発展）」「情報処理Ⅰ」「情報処理Ⅱ」などの科目、心身の健康を考えるための「体育実技Ⅱ」「保健体育講義」など、教養科目の中でも本学が特に重視する科目を中心に専任教員を配置している。「女性の生き方」に関しては岡崎女子大学の建学の精神を踏まえつつ、現代女性の生き方を哲学的視点から説き得る教員を、また「文章表現法」に関しては国語教育の豊かな経験を持つ員を配置している。

4) 専門科目における教員配置

専門科目では、教育学・保育学・心理学・福祉・障害児教育・音楽・美術・児童文学・児童文化・教育実習・保育実習などの分野に専任教員を配置している。また、平成29(2017)年度より小学校教員養成課程を設置したことに伴い、小学校及び中学校での豊富な指導実績を持つ専任教員2人（算数担当と理科担当）を教授として新たに採用している。平成29(2017)年度は小学校教員養成課程の設置に伴うカリキュラムの大幅な変更があったが、学校教育コースの始動は平成30(2018)年度からとなるため、平成29(2017)年度の教員配置の基本的な方針は平成28(2017)年度と並行している。

①基礎科目

基礎科目では、「子ども学総論」「教育学概論」「教育人間学」「保育原理」「教育と発達の心理学Ⅰ」「教育と発達の心理学Ⅱ」「社会福祉論」などの科目に専任教員を配置している。特に、主要科目である「教育学概論」「教育人間学」「保育原理」などに関しては充分な学識と経験を備えた教員を配置している。

②展開科目

専任教員が担当する主な展開科目としては「教育と発達の科目」群では「保育者論」、「発達と援助の科目」群のうちの「教育・保育相談」「相談援助Ⅰ」「相談援助Ⅱ」、「教育・保育の内容と方法の科目」群に属する「教育方法論」「乳児保育Ⅰ」「乳児保育Ⅱ」「障がい児保育Ⅰ」「障がい児保育Ⅱ」「保育内容総論」「保育内容演習『言葉』」「保育方法論」、そして「子どもの芸術と文化の科目」群のすべての科目が挙げられる。

③応用科目

応用科目群では、「児童文学」「表現創作（作曲）」「情報メディアと表現」「教育調査

と統計」を、また自由科目群では「実践音楽演習」を専任教員が担当している。実習科目については、専任教員 4 人と助手 1 人の充実した人員配置となっており、「教育実習指導 I」「教育実習指導 II」「教育実習 I」「教育実習 II」「保育実習指導 I a」「保育実習指導 I b」「保育実習指導 II」「保育実習指導 III」「保育実習 I a」「保育実習 I b」「保育実習 II」「保育実習 III」に専任教員を配置している。

④専門演習科目・研究科目

専門演習科目群に属する「専門ゼミナール I」「専門ゼミナール II」「専門ゼミナール III」「専門ゼミナール IV」では専任教員が必ず指導を担当している。また、研究科目である「卒業研究」「長期フィールド実習」「保育・教職実践演習（幼）」も専任教員が中核となって指導を行っている。学生が 3 年次と 4 年次に履修する専門ゼミナールには「卒業研究」とつながる 12 領域と、「長期フィールド実習」つながる 4 領域の二種類があり、合計 16 人の専任教員が配置されている。「長期フィールド実習」に関しては「専門ゼミナール」担当の実習系教員 4 人と、教育学系専任教員 1 人及び助手 1 人の計 6 人が担当している。

5) 担当科目数について

教員の過重負担を避けるため、適正な担当科目数の維持にも配慮している。担当コマ数は、短大の兼担科目と合わせて教員一人当たり年間 12 コマとしている。実習教員のコマ数が増える傾向があるが、実習巡回なども原則として学科教員全員で分担することなどにより、実習教員と他教科担当教員との負担のバランスを整え、負担軽減への配慮を行っている。学長、副学長、学部長は当該業務との兼ね合いから担当コマ数を軽減している。

6) 専任教員の年齢構成と定年規程の関係

①年齢構成

専任教員は、40 代から 60 代までの幅広い年齢構成となっている。22 人のうち 40 代が 6 人、50 代が 6 人、60 代が 8 人という構成であり、比較的バランスのとれた年齢配置になっているが、人数としては 60 代が中心であり、若い世代の教員も確保してバランスを取る必要がある。表①は平成 29(2017)年 4 月時点における年齢構成を示したものであり、記載された教員のほか、専任の実習助手（50 代）が 1 人配置されている。

完成年度後も、バランスの取れた適正な人員の配置と補充に努めることとしている。

表① 平成 29(2017)年度における教員構成

	30代	40代	50代	60代	70代	合計
教授	0	0	7	8	1	16
准教授	0	3	2	0	0	5
講師	0	1	0	0	0	1
助教	0	0	0	0	0	0
合計	0	4	9	8	1	22

②定年規程

本学教職員の定年は、(学) 定年規程第 3 条及び第 4 条により、満 63 歳の学年末と定められているが、平成 22(2010)年の定年規程一部改正により、定年後の再雇用を希望する教職員には理事会の議を経て 2 年、あるいはそれを超える期間（70 歳を限度とする）の再雇用が認められた。なお、学長に関する年齢制限等の規程はないが、最長 2 期 6 年の任期が定められている。

4 - 2 - ②FD (Faculty Development) はじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

1) ファカルティ・ディベロップメント委員会

①活動状況

平成 27(2015)年度より併設短大との合同委員会として「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会」(以下「FD 委員会」) が設置されている。平成 29(2017)年度の委員会は、副学長、大学教員 3 人、短大教員 4 人、副理事長、職員 1 人の計 10 人で構成された。

②委員会の開催状況

第 1 回の FD 委員会は平成 29(2017)年 4 月 14 日 (金) に開催され、その後、平成 29(2017)年度の FD 委員会は、全員参加体制で計 11 回開催された。委員会内には「授業アンケート検討ワーキンググループ」「授業公開検討ワーキンググループ」「FD 研修会検討ワーキンググループ」「ICT 利用促進ワーキンググループ」が置かれ、適宜、部会が開催された。

③審議事項

FD 委員会の主な審議事項は、(ア) 学生による授業評価の実施方法・評価項目の見直し・結果の公表方法、(イ) 授業公開の時期と方法、(ウ) FD 研修会の開催方法であった。

2) FD活動

①取組み内容

主な FD 活動として、(ア) FD 研修会、(イ) 授業公開、(ウ) 講師懇談会、(エ) 学生による授業アンケートを実施した。

②FD活動の実施方法

(ア) FD 研修会は、専任の大学教員・短大教員・事務職員を対象に 10 月・12 月・3 月の年 3 回実施され、教員・学外学識者が講師となり、提案とグループ討議、または講演と質疑応答などの方法で行われた。

(イ) 授業公開は、通年を公開期間とし、授業参観者は少なくとも各期 1 回の参観を実施して「授業公開コメント」を提出し、授業公開者は「授業公開自己評価」を提出した。

(ウ) 講師懇談会は、専任及び非常勤講師を対象に大学・短大で合同開催され、次年度の授業説明、講演会と交流会という形式で行われた。

③研修会等の開催状況

(ア) 平成 29(2017)年度は計 3 回の FD 研修会を開催した。第 1 回研修会 (10 月 18 日実施、21 人参加) は、「アクティブ・ラーニングと高等教育」をテーマとし、海外でのアクティブ・ラーニングの取組み事例の紹介や、グループによる意見交換・課題の共有を行った。第 2 回研修会 (12 月 20 日実施、23 人参加) では「専門教育と教養教育の連携」をテーマに、大学・短大教養教育充実化検討プロジェクト会議による「本学の教養教育をどのように展開すべきか」と題する発表があり、グループワークを通した意見交換を行った。第 3 回研修会 (3 月 9 日実施、20 人参加) では、テーマを「今後の地方大学のあるべき姿、生き残る方策とは：日本の大学政策は転換点を迎えた」とし、外部講師によるレクチャーを中心とする研修が行われた。

(イ) 授業公開は、20 人の専任教員が行い、授業公開コメントも提出された。

(ウ) 講師懇談会は、平成 30(2018)年 3 月 23 日に大学・短大の専任教員と非常勤講師を対象に、説明会・講演会・交流会の形式で実施され、参加総数 78 人の内、大学専任教員の参加は助手を含めて 23 人であった。

④学生による授業評価アンケート

学生による授業評価アンケートは全開講科目に関して前期と後期の第 13 回目～15 回目の授業において実施された。アンケートは 19 項目に関する 5 段階の数値評価と 3 項目の自由記述で構成され、評価用紙の回収は学生が行う方針とした。学生評価の結果は大学全体の平均点とともに各教員に返却され、教員は授業評価結果を通して授業の自己点検を行い、「自己点検報告書」を提出する。学生評価の結果と教員による自己点検報告書は学修支援センターにて常時、学生や教員に開示されている。

3) FD 活動を通した成果

FD 活動の成果としては、教育課程の見直しが行われ、全学ディプロマ・ポリシーや学部学科ディプロマ・ポリシーを反映させた授業科目毎の学修指標を次年度シラバスに明記する方針が徹底されたことが挙げられる。また、3回の FD 研修会では、多様な授業改善方法の提案がなされてアクティブ・ラーニングへの取組みが活発化した。

更に、授業公開を通して教員間の情報交換や教材・教授法の共通化などの工夫も進んだ。学生の授業評価アンケートによる授業満足度は大学平均で前期は 5 段階評価の 4.22、後期も 4.22 であり、前年度と同様におおむね良好であった。

(3) 4 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

専任教員の年齢バランスは、現状では適正な範囲とはいえない、高い年齢層に偏っている面がある。必要な教員の確保に計画的に取組みながら、若手教員の採用とその育成や、保育・教育現場における実践経験を持つ教員の配置等、保育・教育の専門職を養成する大学として長期的かつ実質的に機能する人事を進める必要がある。

FD 等、教員の職能開発については着実に進めてきているが、研修会への参加率や授業参観の実施率が 100% でないことなどに課題が見られる。年度を追って FD 活動の充実化が進んでいるが、その実質を担保するための適正な運用と ICT 利用促進などによる効率的かつ綿密な仕組みづくりに、今後とも努力していく必要がある。

4 - 3 職員の研修

《4 - 3 の視点》

4 - 3 - ①SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4 - 3 の自己判定

「基準項目 4 - 3 を満たしている。」

(2) 4 - 3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4 - 3 - ①SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学設置基準の改正による SD の義務化を踏まえて、職員の専門的な資質・能力向上を図るため「SD 委員会」を設置し、事務局職員研修制度を定めて組織的に取組んでいる。日々の業務の課題、改善に努めることはもとより、OJT の活用、学内研修会 (FD と共同実施)、グループ別学内研修の実施、他大学訪問調査、学外研修に積極的に参加している。また、職員個人のスキル向上のため、研修のための諸費用、書籍購入費等の予算を計上している。

SD研修では、中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」への対応に係る教育の質の向上（IR、大学ポートレート）や三つのポリシーの策定と学修成果、大学ガバナンス改革、高大接続改革への対応等の研修が中心となっている。平成29（2017）年度は、私立大学協会や日本私立短期大学協会主催の各研修会に参加し、グループ別研修としては、「教学マネジメント」「三つのポリシーに基づく自己点検評価と内部質保証」「業務領域の知見獲得」「学生の厚生補導」の4グループの班別研修を実施した。また、外部講師による研修として「PDCAサイクル入門研修（平成29(2017)年9月12日」を実施したほか、内部講師による研修として「高等教育政策の諸動向及び私立大学の将来像について（平成30(2018)年2月22日）」を実施した。大学訪問調査では、岐阜経済大学（平成29(2017)年7月14日）、共愛学園前橋国際大学（平成29(2017)年9月21日）を訪れて、情報交換・施設見学等を行い、本学の改革に向けての示唆を得た。

（3）4-3の改善・向上方策（将来計画）

学生の多様化への対応、大学改革における内部質保証への取組みなど、職員には業務の高度化・複雑化に伴う資質能力の向上が求められている。職員の職能開発にあたっては、職員の専門性の向上を図り、教育・経営の様々な面での積極的参画を図っていくべきであるが、研修の体系化やPDCAの実施、時間の確保等その環境整備を行うことが課題となっている。今後のSD活動においては、教員と職員との協働関係を一層強化し、FD活動との一体化を通じた教職協働による実施体制の構築が必要である。また、研修の効果が実際の業務に生かせるよう更なる充実向上への努力が求められている。

4-4 研究支援

《4-4の視点》

4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③研究活動への資源配分

（1）4-4の自己判定

「基準項目4-4を満たしている。」

（2）4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境における整備としては、各研究者に個人研究室の使用が認められており、勤務日の内の1日を研究日とすることが認められている。また、研究を適正に運営・管理するための諸規程や研究支援のための組織が整備され機能している。

1) 研究に関する諸規程の整備

科学研究費の適正な運営及び管理に関する文部科学省通知等に即して、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理指針」の他、研究に関する諸規程等が整備されている。具体的には、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費（競争的資金等）の適正な取扱いに関する規程」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費（競争的資金）の管理・監査体制」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理委員会規程」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費に係る間接経費取扱い規程」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学における研究活動に関する不正行為防止等に関する規程」（平成 29(2017)年 2 月一部改正）、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費内部監査規程」「研究データの保存等に関するガイドライン」その他である。

2) 研究推進センターによる研究支援

教員の研究活動を推進するために個人研究費、研究助成に関する支援及び管理を行う機関として、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究推進センター（以下「研究推進センター」）が設置（平成 25(2013)年 4 月）され、研究助成に関する支援、研究倫理、外部資金導入、研究業績管理等について組織的な取組みを行ってきた。さらに、平成 29(2017)年 5 月 29 日付の規程の一部改正により、同センターの業務に、研究推進に関する全学的方針や、適正な研究実施体制及び研究支援体制の確保に係る業務が加わることとなった。研究推進センターは年度当初大学教員 3 人、短大教員 4 人、職員 2 人の計 9 人の構成でスタートしたが、5 月 29 日のセンター規程の一部改正により、学長と副学長が構成員として加わり、研究推進についての体制が一層強化された。

平成 29(2017)年度、研究推進センターでは、主に、①研究費使用ルールの整備、②外部資金獲得支援の推進、③効果的な研究支援の在り方の検討、④投稿規程の見直しと研究紀要投稿用フォーマットの整備、⑤研究発表会・研究交流会の企画・運営に関する業務を実施した。また、研究費執行ルールの徹底、不正防止、科学研究費助成の推進等のための研修会（平成 29(2017)年 6 月 21 日開催）を実施した。研修会では「研究費執行に係る学内ルール、不正防止に係る本学の取組み」「科学研究費の改訂（平成 30(2018)年度）について」「研究活動におけるコンプライアンス、競争的資金のガイドライン、不正使用・不正受給とそれに伴うペナルティ等」などが扱われた。

また、教員の研究業績の管理、情報公開、各監督官庁への報告書作成業務等の効率化を推進するため、平成 26(2014)年度から「研究業績プロ」システム（研究者情報データベース）を導入している。

3) 競争的資金獲得のための支援

研究推進センターが中心となって競争的資金獲得のための様々な支援を実施してい

る。研究計画書の作成方法・科学研究費等の申請準備や採択後の支援については、常に見直しを行い、平成 29(2017)年度はそれまでの全体研修会スタイルから個別サポート体制に切り替え、コンサルタント会社の協力を得て、面談や添削等の支援を行った。それにより、平成 30 年度の科学研究費助成事業への申請者は 6 件となり、前年度の 1.5 倍の応募件数となった。なお、大学における平成 29(2017)年度科学研究費採択状況（継続を含む）は以下の通りである。

担当		研究種目名	教員名	課題番号	課題名	終了年度
代表	継続	基盤研究(C)	小原 優子	16K04322	養育者的情動認知発達プログラムの開発-子どもの発達特徴との関連と臨床的応用-	2019
分担		基盤研究(C)	岸本 美紀 (代:小原 優子)	16K04322	養育者的情動認知発達プログラムの開発-子どもの発達特徴との関連と臨床的応用-	2019
分担	継続	基盤研究(C)	小宮 富子 (代:塩澤 正)	15K02804	国際英語論に基づくアプローチの有効性—英語学習者の心的障壁克服の実証	2017
分担	継続	基盤研究(C)	小原 優子 (代:小山 里織)	16K12103	父親の養育スキル向上におけるメカニズムの解明	2019
代表	継続	挑戦的萌芽研究	白石 さや	15K13214	21世紀の教育を考える:親になったデジタル世代の未来社会へのイメージと教育戦略	2017
分担	新規	基盤研究(A)	白石 さや (代:平野 健一郎)	17K04658	東アジア「知のプラットフォーム」の現状に関する研究	2020

4) 研究紀要等の発行

本学所属の研究者や関係者の研究成果を発表する学術誌として「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究紀要」を発行している。平成 29(2017)年度は第 51 号を発行し、12 件の研究論文や報告等が掲載された。同誌の編集責任は研究推進センターが負い、論文の査読にあたっては、研究推進センター所属教員と図書委員会所属教員が協働で担当した。また、地域協働推進センターにおいても研究誌「地域協働研究」を発行しており、平成 29(2017)年度は第 4 号が発行され、15 件の研究論文や報告等が掲載された。

5) 研究発表会・研究交流会の実施

研究交流を活発にし、共同研究を促進するための機会として、研究発表会及び研究交流会を実施した（平成 30(2018)年 3 月 7 日開催）。研究発表会では 2 人の本学教員の研究発表があり、その後の研究交流会では「本学における研究推進の課題と今後の在り方」「機関リポジトリの活用」をテーマに教職員からの話題提供を受け、本学における研究活性化のための意見交換や研究交流が行われた。

4 - 4 - ②研究倫理の確立と厳正な運用

研究活動における不正行為の防止には、研究者一人一人の認識を高めることが重要で

あり、研究推進センターが窓口となり、不正行為防止のための多様な支援を実施している。教職員連絡会議や研修会等を通して、不正行為防止等に関する規程・研究倫理委員会規程・研究倫理調査委員会の役割などの周知に努めており、現在のところ不正行為、不正使用に係る相談窓口（研究推進センター）、通報窓口（総務課）への相談はない。

研究倫理意識の確立を意図して「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理指針」が定められており、(1)本学の責務として、研究倫理意識を高め不正行為防止の管理措置と不正行為が認められた場合の原因究明と説明責任を果たさねばならないことや、(2)研究者の責務及び行動規範として、特定不正行為の禁止と研究調査データの管理、研究費の適正使用、契約遵守と守秘義務、研究成果の発表と厳正なオーサーシップ、審査の公正、安全配慮、生命倫理の尊重、差別・ハラスメントの排除、インフォームド・コンセントの必要性、個人情報の保護、利益相反の回避等が、同指針に明記されている。

人を対象とする研究に関しては、主に個人情報の扱いに関する倫理上の配慮を確認する仕組みとして「研究倫理審査」を実施しており、研究者が研究倫理委員会に「研究倫理審査申請書」を提出して、研究倫理委員長の承認を受けることを義務づけている。平成29(2017)年度は15件の研究倫理審査申請があった。研究データの保存に関しては、ガイドラインを定めて実施している。

また、学部学生を対象とする研究倫理教育についてはゼミ指導担当教員を通してなされるとともに、平成29(2017)年10月4日には、学部が主体となり、4年生全員を集めて研究倫理に関する指導を行った。

4-4-③研究活動への資源配分

研究者は研究を通して科学技術・学術の振興に貢献し、学生教育に還元していくことが求められており、研究費を有効かつ効率的に活用し、適正に管理し、研究成果を社会に還元していく必要がある。そのための資源配分として、本学では、個人研究費として教員一人につき25万円を上限とした研究費予算を計上している。平成29(2017)年度は教員22人、5,300千円の助成申請があり、執行額は4,508千円（執行率85%）であった。

尚、個人研究費の配分に加えて、上記4-4-①③)で示したように、本学では科学研究費等の競争的研究資金の獲得を強く推奨しており、研究推進センターが中心となって多様な支援を実施し、成果を挙げている。

(3)4-4の改善・向上方策（将来計画）

研究倫理意識の改革や研究不正防止に関しては研究者個人の自己規律のみでなく、大学の管理運営における責任の明確化と研究不正防止への実効性のある組織体制の確立が必要である。更なる研究倫理教育の推進やコンプライアンス教育の推進向上、文部科学省からの「体制整備等自己評価チェックリスト」を基本に、日常業務におけるルール

の確認、更に、責任体制、適正な管理運営、不正行為防止等に関して見直しを行うことが必要であると考えている。そのためには規程の再確認も必要であり、平成 30(2018)年度には関連規程のさらなる見直しが予定されている。

研究支援体制に関しては、平成 30(2018)年度の組織改編により、「研究推進センター」が「研究支援室」に移行し、研究支援業務を図書研究委員会と連携して遂行する形となる。今後は、新組織での円滑な業務運営に向けて効率的なシステム作りが課題となると思われる。

また、地域協働推進センターが発行してきた研究誌「地域協働研究」と「研究紀要」との統合化も議論されており、今後の方針決定が必要である。加えて、研究支援活動としては、科学研究費助成で不採択となった研究者への申請支援の強化なども検討課題である。

[基準 4 の自己評価]

大学ガバナンス改革答申（平成 26(2014)年 2 月中教審答申）を受けて学校教育法等の一部が改正されたことに伴い、本学では教授会機能の明確化を図るために学則や教授会規程等内部諸規則の改正を行って平成 27(2015)年度から新たな教学マネジメントが実施されている。大学の意思決定については学長が最終的に決定しその効力を生じるものであることを規程に定めており、学長のリーダーシップが確立、発揮されている。また、そのリーダーシップを支える仕組みとして、副学長を配置し、学長室会議、学長戦略企画室を設置している。

大学・短期大学運営会議では、各部局、各センター、各委員会での教学に係る事項について情報共有と意見交換を行い、これらの教員組織と事務組織の連携が確保され教職協働によって業務が遂行されている。よって権限の適切な分散と責任の明確化に配慮したマネジメントが構築され、機能しているといえる。

教員の配置については、大学設置基準、教育職員免許法、指定保育士養成施設指定基準を満たし、教育目的及び教育課程に即した採用、昇任を行っている。FD に関しては、ファカルティ・ディベロップメント委員会を設置して教員の教育力向上のための活動を行っている。SD 活動についても、義務化を踏まえて、SD 委員会による職能開発の取組みが行われており、FD 活動と SD 活動の一体化が進められている。研究支援では、内部規則が整備され研究環境の確保と資源配分、適切な運営管理が行われている。特に、研究倫理の確立と不正行為の防止については研究倫理教育やコンプライアンス教育を行い厳正に運用している。以上から、教学マネジメントの確立、教員、職員に係る本基準はこれを満たしている。

基準5. 経営・管理と財務

領域：経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計

5-1 経営の規律と誠実性

《5-1の視点》

5-1-①経営の規律と誠実性の維持

5-1-②使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①経営の規律と誠実性の維持

学校法人の管理運営体制は、「学校法人清光学園寄附行為」「理事会規程」に基づき理事会が意思決定機関として業務を決し、諮問機関として評議員会が設置されている。理事長は、この法人を代表し、その業務を総理し、理事長以外の理事は、本法人の業務について、この法人を代表しない。また、理事会、評議員会とも同族での構成はなく、理事と監事は兼任していない。理事、監事、評議員の選任も寄附行為に基づいて適切に行われており、会議の開催、出席率も良好である。また、監事の監査、公認会計士による会計監査、内部監査も適切に行っている。従って、経営の規律と誠実性は保たれており、維持継続に問題はない。

5-1-②使命・目的の実現への継続的努力

本学の使命・目的は建学の精神「自己実現と社会貢献」に基づく人材の育成である。これは、深い人間理解と共感力を備えた品格ある女性、高い使命感と倫理観を持つ専門的職業人、知的探究心と実践力を持ち社会を支える指導的人材になることであり、学長を中心として教授会、各委員会、FD委員会等学内諸会議における教職員への周知、「履修要項」、ホームページによる学生、保護者等への周知を実行し、大学全体で共有し継続的努力を行っている。

5-1-③環境保全、人権、安全への配慮

環境保全では、学生のための快適な学修環境や教員の研究環境に配慮し、教職員にとっても働きやすい環境整備に配慮している。大学全体の電気使用量が把握できるデマンド表示装置を総務課に設置し、規定値を越えた場合にアラームが鳴る設定にしており、集中制御装置により必要度の低いエアコンのオフにより節電、省エネルギーに努めている。また、6号館に増築したカフェテリア、ラーニングプラザ、図書館、2号館事務室

等は照明を LED 化している。

人権については、「就業規則」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学人権擁護規程」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学個人情報の保護に関する規程」「学校法人清光学園公益通報保護に関する規程」等の規程により保障している。また、組織内に人権問題委員会が置かれ、委員による定期的な会議と対応、外部講師によるハラスメント等についての研修会を毎年開催し、啓蒙に努めている。

安全については、学校保健安全法や消防法等の法令を遵守するとともに、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学大規模地震対応消防計画」を策定し、年度版を毎年教職員に配布し、周知している。年1回の健康診断（全教職員並びに全学生）の受診のほか、労働安全衛生法改正により教職員安全衛生管理規程を制定し、ストレスチェックを実施している。また、避難訓練、法定回数による消防設備点検、電気設備点検、学内3箇所に設置したAEDの点検及び教職員対象の講習会を定期的に実施している。地震災害への対応として、本学内で昭和56(1981)年以前に建築された建物の耐震改修工事が完了し、すべての建物が新耐震基準に適合している。

(3) 5 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

本学園は、経営の規律について諸規程の整備を図るとともに、それに基づき誠実に運営している。特に岡崎女子大学設置に伴い学園の運営に係る諸規程の整備充実を図ってきたところである。今後も引き続き諸規則等の法令遵守を維持するとともに、大学の質的転換、学校法人会計基準改正、マイナンバー制度導入、高大接続改革等への対応について誠実に取組んでいく考えである。また、改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度導入（平成27(2015)年12月1日改正施行）に伴う教職員への職場環境安全配慮にも対応していく。平成29(2017)年度では、学校法人清光学園教職員安全衛生管理規程及び衛生委員会規程により教職員の健康保持の推進を図るとともに、ストレスチェック（心理的負担の程度を把握するための検査）による教職員の把握に努めた。また、海外研修の学生安全の点から海外研修危機管理マニュアルを作成した。引き続き一層の情報公開を進め社会的説明責任を果たしていく。

5 - 2 理事会の機能

《5 - 2 の視点》

5 - 2 - ① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5 - 2 の自己判定

「基準項目 5 - 2 を満たしている。」

(2) 5 - 2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5 - 2 - ① 使命・目的の達成に向けて戦略的・意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人の管理運営体制は、理事会を中心として成されている。理事会は、法令及び寄附行為により、学校法人業務の意思決定機関であり、業務執行機関となっている。理事長は、この法人を代表し、その業務を総理し、理事長以外の理事は、本法人の業務について、この法人を代表しない。また、役員、評議員の選任は寄附行為により適切に行われており、理事会、評議員会とも同族での構成はなく、理事と監事は兼任していない。理事会は、寄附行為、理事会規程により会議（5月、8月、10月、12月、2月、3月の定例会6回、必要に応じて臨時会）を開催している。平成29(2017)年度では、理事長の選任、決算、予算のほか、岡崎女子短期大学学則改正、諸規程、中長期計画検討等、7回開催した。理事会規程第7条では、1項1号から15号まで、付議事項について規定している。理事会の円滑な運営を図るため理事会を補佐する体制として日常的に協議を行う機関として常任理事会（原則月2回開催）を置き、法人の業務、理事会から付託された事項を決定し実施している。また、大学と理事会の意思疎通を図るために大学運営協議会を開催し（原則月1回）。それぞれ、議事録を作成し、決定事項は学内に周知している。したがって、諸規程により学校法人の管理運営体制は確立されていると判断している。岡崎女子大学設置に伴う寄附行為変更認可申請に係る大学設置・学校法人審議会学校法人分科会面接審査（平成24(2012)年7月24日）において、また、開学後の履行状況（文部科学省平成30(2018)年2月23日付通知）について、学校法人の管理運営体制の在り方について特に指摘された意見はなかった。理事会の開催は、寄附行為の規程に基づき理事長が招集し、開催日の1～2カ月程前に書面にて、日時、場所、議案を明示して通知している。また、理事、監事が全員出席できるように、予め日程調整を行って決定している。そして、理事長が、寄附行為第16条4項において、議長となる。各理事は学校法人のために善良なる管理者の注意義務をもって職務忠実義務を履行している。理事の出席状況は良好であるが、止むを得ない事情により出席できない場合は、理事会の付議事項について議案ごとに賛否を記した委任状の提出をもって出席と認めている。従って、理事会は、戦略的な意思決定機関として学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督し、寄附行為及び理事会規程により適切に運営を行っている。

(3) 5 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は適正に機能していると判断しており、監事機能の強化による連携、監査の充実に努めている。岡崎女子大学開設以降、理事、評議員人数が増加したが、理事会、評議員会の運営については、全員出席の確保を重点課題とし、日程を調整、理事会機能の強化を図っている。他の課題は特に認識していない。監事の理事会出席については、6回開催された理事会にはすべて出席して意見を述べている。引き続き役員の全員出席を原則に理事会日程を決定する等配慮して進めることとする。

5 - 3 管理運営の円滑化と相互チェック

《5 - 3 の視点》

5 - 3 - ①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5 - 3 - ②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5 - 3 の自己判定

「基準項目 5 - 3 を満たしている。」

(2) 5 - 3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5 - 3 - ①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学校法人のガバナンスは、理事会のもと「常任理事会」「大学運営協議会」（理事会と大学の意思疎通を図るために設置）により、業務の意思決定の明確化、敏速化がなされ、機能の強化と向上が図られている。常任理事会は、主に学内理事をもって構成し、決定事項、協議内容は、理事会において承認決定を受けている。理事会の意思は教職員への周知がなされコミュニケーションが図られている。文部科学省による大学設置に伴う履行状況通知にも管理運営に関する改善事項、留意事項はなく、ガバナンスは適切に機能しているものと判断している。理事長は理事会、評議員会、常任理事会を寄附行為、内部規則等により適切に運営している。理事会（管理部門）と大学（教学部門）の情報の共有化や意思疎通を図るため、大学運営協議会を毎月 1 回定例開催し理事会の審議決定事項を報告し、学部長、学科長から意見を聴取している。一方、学長は教育研究の運営に関する審議機関である大学・短期大学運営会議の中で各委員会、各センター、各部局、各学科からの報告や提案についての発言、質問、意見を受け止め、教職員の提案などをくみ上げる仕組みが整備され運営改善に反映しており、学長のリーダーシップが管理部門、教学部門に発揮できる体制が実現できている。また、ボトムアップの点では、教育職員、事務職員が各委員会、各センターにおいてともに提案審議し、それらが大学・短期大学運営会議、常任理事会に諮られることから、学長のリーダーシップとボトムアップの両面でバランスのとれた運営が実施され、各管理運営機関の意思決定が円滑になされている。

5 - 3 - ②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人と大学の各管理運営機関の相互チェックの体制は理事会、監事、評議員会が機能しているが、更に、意思疎通と連携を保つために置いている大学運営協議会（理事長、副理事長、学長、副学長、学部長、各学科長、法人事務局長、大学事務局長で構成）でも相互のチェックの機能を果たしている。また、大学の運営機関である、教授会、大学・短期大学運営会議、教職員連絡会議では、法人事務局長、大学事務局長他管理職が出席し意見を述べ、相互チェックとともに連携が図られている。

監事については、寄附行為第8条に基づきこの法人の理事、職員以外の者であって理事会によって選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任し二人（公認会計士、弁護士）が就任している。監事は、理事会及び評議員会に出席するとともに学校法人の業務（教学関係事項を含む）、財産の状況について意見を述べている。監事の出席については、理事会開催日程を監事の意見を聴いて決定しており、必ず一人は出席している。監査の内容は、監事監査規程により実施されており、監査報告書は内部監査、独立監査人監査（公認会計士監査）の意見を聴き、会計年度終了後2ヶ月以内に作成され、理事会及び評議員会に報告される。また、監査意見は、その都度各理事会に報告されている。

評議員会は、寄附行為第19条により、諮問事項は第21条により、評議員の選任については第23条により実行がなされ、出席状況も良好であり適切に運営されている。評議員には、大学教授、短期大学教授、事務局管理職、付属幼稚園長・学外の学識経験者や実務経験者が選任されていることからも、相互のチェックによるガバナンスがなされている。特に第21条の諮問事項にあっては、理事会決定の前にあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないことから注意を払っている。諮問事項は以下のとおりである。

1. 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）
2. 事業計画
3. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
4. 寄附行為の変更
5. 寄附金品の募集に関する事項
6. 合併
7. 収益事業に関する重要事項
8. 解散（合併又は破産に依る解散を除く）した場合における残余財産の帰属者の選定
9. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会が必要と認めた事項

（3）5-3の改善・向上方策（将来計画）

寄附行為、理事会規程、常任理事会規程、大学運営協議会規則等規程により適切な運営がなされているが、理事会機能の更なる強化を図るために、理事、監事との連絡調整を図り、理事会に全員の役員が出席できるよう引き続きその改善努力を行う。チェック体制の強化を図るために内部監査の充実や情報の共有化等を実施し学校法人のガバナンス機能強化に取組んでいく。また、学園の運営を円滑に進めるため管理部門、教学部門における情報の共有化、コミュニケーション等を引き続き的確に図る努力をする。監事の理事会出席については、開催された理事会にはすべて出席して意見を述べている。また、チェック体制の強化を図るために内部監査の充実に努める。

5 - 4 財務基盤と収支

《5 - 4 の視点》

5 - 4 - ①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5 - 4 - ②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5 - 4 の自己判定

「基準項目 5 - 4 を満たしている。」

(2) 5 - 4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5 - 4 - ①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園には岡崎女子大学、岡崎女子短期大学、岡崎女子短期大学付属嫩幼稚園、岡崎女子短期大学付属第一早蕨幼稚園、岡崎女子短期大学付属第二早蕨幼稚園を設置している。大学は開学して 5 年であるが入学定員未充足が続いていることから、学園全体の財政状況に影響している。適切な財務運営の確立には学生生徒等の確保が大前提となる。平成 29(2017)年度の在籍数は、大学が収容定員比 0.74、短期大学が 0.99、付属嫩幼稚園が 0.84、付属第一早蕨幼稚園が 1.07、付属第二早蕨幼稚園が 1.07 となっている。このように、大学部門での学生数不足が、厳しい財政状況悪化の要因となっており、改善へ向けての最優先課題である。そのため学園の中長期計画においても、学生募集方法の見直し、人件費及び奨学費等経費の縮減を図り財政状況改善への確立に向けて努力している。以下は法人全体の学生数の推移を示したものである。

法人全体の学生数の推移 (各年度 5 月 1 日現在 単位: 人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
定員	1,618	1,618	1,618	1,718	1,818	1,808
学生数	1,506	1,514	1,530	1,607	1,679	1,661

学校別学生数の推移及び平成 25(2013)年度を 100 とした場合の平成 29(2017)年度の割合

(各年度 5 月 1 日現在 単位: 人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	割 合
岡崎女子大学	63	149	207	276	296	(74.0)
岡崎女子短期大学	815	748	743	730	686	84.2
付属嫩幼稚園	175	171	168	165	171	97.7
付属第一早蕨幼稚園	288	289	297	298	298	103.5
付属第二早蕨幼稚園	173	173	192	210	210	121.4

※岡崎女子大学の割合 () は、収容定員を 100 とした場合のもの

5 - 4 - ②安定した財政基盤の確立と収支バランスの確保

学園全体の財政状況は教育研究活動のキャッシュフローが、平成 25(2013)年度（岡崎女子大学開設）初めて支出超過となり、以後引き続きマイナスとなっている。従って、繰越支払資金は、平成 29(2017)年度が 15 億 6,758 万円（前年度 3,400 万円減少）となり、減少傾向が続いている。その主な理由は、岡崎女子大学子ども教育学部及び岡崎女子短期大学現代ビジネス学科の入学定員未充足の継続と教職員増加による人件費増加等経費支出の増加である。総合的な財務分析、定量的経営判断指標(B3)では急速に下降しているが、流動比率、負債比率を考慮すれば教育運営に支障はない判断している。採算性を示す収支状況における基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）は、マイナスの状態が継続しており、平成 29(2017)年度では、大学が完成年度を迎えてなお定員未充足（収容定員 0.74）であり、支出経費の抑制に努めたものの 2 億 3,718 万円（事業活動収支差額比率 -15.3%）の支出超過となった。学園の財政状況に鑑み、平成 27(2015)年 8 月理事会において、岡崎女子大学子ども教育学部は開設以来入学定員の充足が図られないことから、平成 28(2016)年度以降の 5 か年の中長期計画、財政の見直しを行った。また、岡崎女子短期大学現代ビジネス学科においても入学定員の未充足という現況から入学定員を 80 人から 70 人へと減少させ、更に平成 31 年度から 50 人へと減少する方針を定め、経営改善の取組み計画の見直しを行った。学生の確保に重点を置き収入の安定化を図り、支出面での人件費、教育研究経費、管理経費等の縮減検討、とりわけ人件費支出、奨学費支出、等経費の具体的な目標を掲げて平成 31(2019)年度には、資金収支において黒字化がなされる計画としている。

そのような状況の中、経営改善への取組みとして、平成 27(2015)年度では、教育研究経費支出及び管理経費支出について予算の 5% 執行削減を実施し、また、平成 28(2016)年度予算要求 5% 減、29(2017)年度 4% 減の予算要求を行った。特に、奨学費支出（学生の経済的修学支援を行うための奨学金制度：授業料減免の応急経済支援、公務員試験対策支援奨学金、奨学生奨学金）について、年々その増加が著しかったことから、学生生徒等納付金収入の 5% を予算の目途として当該人数の上限を定めて抑制した。

財源では、岡崎女子大学の設置経費支出等により運用資産余裕比率、積立率がともに低下しているが、自己資金の充実、資産構成、負債への備え、負債の割合の観点から見て、自己資金構成比率（自己資金÷総資金）92.2%、流動資産構成比率（流動資産÷総資産）21.7%、流動比率（流動資産÷流動負債）759%、前受金保有率（前受金÷現預金）1448.8 %、総負債比率（総負債÷総資産）7.8% であり、財務分析を見る限り、学園の存続を可能とする財源が維持されていると判断している。財政健全化の維持を図るためには、入学者の安定確保と退学者防止、基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）の改善、人件費支出改善、校舎施設設備等改善整備、情報環境への対応の計画的取組みが必要である。

法人全体の収支推移

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
基本金組入前当年度収支差額 (帰属収支差額)	△349,981	△225,670	△237,122	△233,171	△237,184
当年度収支差額 (消費収支差額)	△559,663	△252,564	△296,321	△264,569	△261,308

本学の学生数の推移

(各年度 5 月 1 日現在 単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
定員	—	100	200	300	400	400
学生数	—	63	149	207	276	296

本学の収支推移

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
基本金組入前当年度収支差額 (帰属収支差額)	△305,344	△198,488	△181,914	△188,078	△169,154
当年度収支差額 (消費収支差額)	△311,280	△229,203	△202,626	△202,839	△169,810

消費収支計算関係比率 (法人全体)

		平成 28 年度事業団集計結果					
比率		平成 28 年度	平成 29 年度	大学法人	規模別	地域別	判定
1. 人件費比率	人件費	73.5%	71.9%	49.8%	47.1%	51.5%	低い方が良い
	経常収入						
2. 教育研究経費比率	教育研究経費	33.0%	35.2%	39.0%	46.3%	35.9%	高い方が良い
	経常収入						
3. 管理経費比率	管理経費	7.8%	8.2%	7.1%	5.8%	7.3%	低い方が良い
	経常収入						
4. 事業活動収支差額比率 (帰属収支差額比率)	基本金組入前当年度収支差額	-14.2%	-15.1%	4.7%	1.4%	6.4%	高い方が良い
	事業活動収入						
5. 基本金組入後収支比率 (消費収支比率)	事業活動支出	116.4%	116.9%	107.1%	106.6%	110.9%	低い方が良い
	事業活動収入－基本金組入額						

(3) 5 - 4 の改善・向上方策（将来計画）

学園の中長期計画により従来の短期大学に加えて新たに平成 25(2013)年度大学の設置を行ったが、当初から入学者の定員確保が出来ず財政状況が厳しい状況にある。当面の課題は大学の財政改善である。学生数は、年々入学定員に近づく入学者の確保（平成 30(2018)年度では 98 人がなされ增加しているので更に大学教育の三つのポリシーと教育内容の受験生への浸透、学生の満足度、教育の質向上を図るよう努力をしていく。また、進路、就業支援の強化を図った結果、就職内定率は 100% となっており出口保証がなされているので、引き続き、学生満足度の向上の取組み、出口保証を行って入学定員充足を目指して収入の確保、経費支出の抑制に取組むこととする。

5 - 5 会計

«5 - 5 の視点»

5 - 5 - ①会計処理の適正な実施

5 - 5 - ②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5 - 5 の自己判定

「基準項目 5 - 5 を満たしている。」

(2) 5 - 5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5 - 5 - ①会計処理の適正な実施

本学園の会計処理は、学校法人会計基準に準拠しつつ「学校法人清光学園経理規程」「学校法人清光学園経理規程施行細則」「学校法人清光学園固定資産及び物品管理規程」「固定資産及び物品調達規程」に則り適正に実施している。日常の会計処理において、疑問点、不明点がある場合は、学園担当の公認会計士や学園監事、内部監査人に隨時質問・相談し、回答、指導を受けている。また、租税についても内部監査人（税理士）や所轄税務署に判断を求めるなどして適切な会計処理に努めている。

5 - 5 - ②会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園における会計監査については、監事監査、公認会計士監査、内部監査の三様の体制が整備されている。私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査は、外部監事 2 名人（弁護士、公認会計士）により本学園寄附行為第 15 条（監事の職務）及び学校法人清光学園監事監査規程により適切に業務を履行している。監事は、理事会・評議員会に出席し、経営面に限らず、教学面を含めた学校法人全体について意見表明をしている。また、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査法人による会計監査は、公認会計士 2 人により 130 時間にわたり学園の個別の会計処理から法人の運営管理に至るまで実施されている。

監査には財務担当理事、法人事務局長、財務課長他財務課職員、総務課職員が立ち会い説明する体制をとっている。内部監査では、コンプライアンスの観点から外部者（税理士1人）により毎月1回実施する体制をとっている。財務担当理事及び法人事務局が立ち会い、必要に応じて各部門の担当者が説明している。特に予算計画、購入の必要性の点、研究費、公的研究費の取り扱いについては厳正に実施している。それぞれの監査の結果については、その都度3者に報告がなされ、監事、公認会計士、内部監査人との連携、情報の共有が図られている。また、監事相互の情報交換もなされ、監事間の連携、理事会との意思疎通も図られている。従って、会計監査の体制整備が図られ厳正に実施されている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理、会計監査の体制と厳正な実施については適正に行われており、今後も事務職員の更なる会計知識の向上を図るとともに監査法人及び監事との連携を強化し引き続き適正な会計処理を実施する。

[基準5の自己評価]

経営の規律と誠実性について、本学の建学の精神、学校法人清光学園行動憲章のもと、教育基本法、学校教育法、私立学校法はじめ、諸法令を遵守し組織体制を構築し諸規程を整備している。そのためチェック体制の構築整備やガバナンス機能も強化されている。管理・運営については、理事会の適正な機能が図られており、大学の意思決定の仕組みも学長のリーダーシップのもと明確化が図られている。教職員のコミュニケーションも図られ情報公開（教育情報、財務情報）も適切になされている。全体として業務執行の体制は適正に維持されている。また、財務については、大学の入学定員確保による財政基盤の強化が更に必要であるが、支出の抑制を実施して財政健全化に向けて更に努力する。会計では、学校法人会計基準、経理規程等諸規程を遵守し、適切な会計処理を実施しており、また、三様監査体制による監査も厳正に実施されている。以上により、経営・管理と財務に関する諸事項において基準5を満たしている。

基準 6. 内部質保証

領域：組織体制、自己点検・評価、PDCA サイクル

6-1 内部質保証の組織体制

《6-1 の視点》

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証のための自己点検・評価活動に関しては、学校教育法第 109 条に則り、学則第 2 条において「本学は、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。」と定めている。また、学校教育法施行規則第 166 条の趣旨を踏まえて内部質保証のための組織や責任体制の整備に努めている。

学長は、学長室会議（学長・副学長・学長戦略企画室長・大学事務局長で構成）において内部質保証をめぐる全学的事項に関する検討を行い、全学的な方針を定めて学内の取組みを統括している。大学・短期大学運営会議では、短大を含む学部や学科の教育課程・教育方法等の課題が共有されると同時に、内部質保証に関する学長の全学の方針が共有されて、学科会議や各種委員会、各関連部署での具体的な取組みへとつながっている。また、学長の諮問機関として「学長戦略企画室」が設置され、大学ブランディング力の強化策や各部署の課題、学生の学修傾向などの分析を行っている。

また、総合的な自己点検・評価を行う組織として「岡崎女子大学自己点検・評価委員会」が設置されており、「岡崎女子大学自己点検・評価委員会規程」に従って自己点検評価活動を進めている。同委員会は学長・副学長・学部長・学科長・その他教員 1 人と事務局長及び職員 1 人で構成されており、学長が委員長を務めている。

本学は平成 25(2013)年 4 月に設置された新設大学であるため、完成年度を迎える平成 28(2016)年度までの 4 年間、設置計画履行状況を自己点検・自己管理するための組織として「AC 委員会」を置き、自己点検・評価委員会と協働しつつ履行状況の確認を行ってきた。平成 29(2017)年度からは主に自己点検・評価委員会が設置計画履行状況の確認・点検を引き継ぎ、改善に向けた評価活動を担当している。

教員の教育力を高めるための自己点検・評価活動は「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学ファカルティ・ディベロPMENT委員会」が担当し、学生による授業評価の分析を行うとともに、研修会の開催や教員相互の授業公開などを実施している。また、全学的及び学科単位の教育課程編成方針や教育課程実施方針が個々のシラバスに適切に反映さ

れていることを確認するために「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学シラバスチェック委員会」が設置され、シラバスの検分作業を実施している。事務局における自己点検・評価に関しては、各部署を単位として、事業計画の達成度と課題に関する自己点検・評価を実施している。

上記のとおり、学長のリーダーシップの下で、内部質保証のための自己点検・評価に基づく PDCA を実施する組織が適切に整備され、責任体制が確立している。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29(2017)年度は「学長戦略企画室」が IR 機能を含めた多様な分析活動を実施してきたが、平成 30(2018)年度からは大学の中長期計画や財政上の中長期計画等を策定する「経営戦略室」と、教学面での諸データを分析する「IR 推進室」を分離させる方針が決定しており、前者を法人に、後者を大学に置く形となる。今後の内部質保証の取組みにおいては IR 推進室の重要性が高まるものと思われる。

本学は小規模大学であるため、人的・物的リソースにも限りがあるが、社会における大学改革の大きな動きに誠実に対応する責任は等しく負っている。新しい改革活動を学内に導入する際に、学内の多様な組織や教職員に迅速かつ明確な説明を行い、目的や方法への理解を深め、相互のコミュニケーションを図りつつ、改革改善活動を進める努力の継続が求められている。

6-2 部質保証のための自己点検・評価

《6-2 の視点》

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR (Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価活動には大学全体や部署単位で行うものと、教職員個人で実施するものがあり、大学全体のものとしては、年次毎に実施する自己点検・評価報告書の作成とそれに向けた各学科・各部署等での自己点検・評価活動がある。

1)組織単位での自己点検・評価活動

年次毎の自己点検・評価報告書の執筆については、大学自己点検・評価委員会を中心に多くの学科教員や事務職員が協力し、完成版は全専任教職員に配布され共有されている。また、学科・各委員会・各センターに関しては、年度毎の事業報告・事業計画・予算案の提出が義務づけられており、それらの作成時に前年度の活動の振り返りと課題の点検を行い、予算ヒアリングの場において、理事長・副理事長・学長・副学長に改善対応策の説明がなされている。また、事務局各部署に関しては、理事長・副理事長・総務課が中心となってヒアリングを実施している。これらに基づく学園の事業計画書や事業報告書は学内ホームページに掲載されて学内で共有されるとともに、学外にも公開されている。

また「学長戦略企画室」が事務局各部署からの大学改革・改善意見を集約する調査を行い、重要度や緊急度に応じた分析と提案を行った。その内容は「組織・人事評価、経費削減案、管理運営、施設整備、教務・学生支援、学生募集対策、図書館の在り方」などの広範囲に及び、学長室会議、大学・短期大学運営会議、教職員連絡会議などで提示され、共有がなされた。

また、平成 29(2017)年度は、学内改革活動の一環として、学長・副学長と、各委員会やセンターの長との面談が実施され、より詳細な現状確認や課題共有がなされた。それらを基に学内組織の部分的な再編案が提案され、大学・短期大学運営会議や教職員連絡会議における学長説明や意見聴取を経て、平成 30(2018)年度からの部分的組織改編や複数機関の設置場所の移動計画が策定された。

2)個人単位での自己点検・評価活動

子ども教育学部では、年度末に各教員が学科における自己の活動に関する点検・評価を実施し、年間の教育活動（授業・学生指導等）や学務活動（委員会活動・事業分担等）のまとめと課題の振り返りを行い、学部長・学科長に提出し、学科会議において共有している。

平成 30(2018)年度からは学科での教育活動や学務活動のみでなく、「教員による自己評価」として、教育・研究・管理運営・社会貢献などに関する総合的な自己点検・評価活動の導入が予定されており、検討が進められている。

事務局職員に関する個人単位の自己点検・評価も平成 28(2016)年度に実施されており、個人による報告書が理事長・副理事長に提出された。

上記のとおり、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は適切に実施されており、その結果は学内において概ね共有されている。

6-2-②IR (Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では各部署が独自のデータ収集や分析を行っており、自己点検・評価委員会は主

にそれらのデータを活用して自己点検・評価活動を実施し、自己点検・評価報告書にまとめる役割を果たしている。

1) FD 関連の調査

FD活動に関しては、学生による授業評価アンケートを実施して集計や分析を行っている他、教員間の授業公開に関する報告文が収集されて、教員相互の授業改善資料となっている。学生の学修状況については、「学修状況調査」を毎年実施している他、「学修の記録」を学期毎に学生自身が記録することにより、学生が自己の学修達成度を自覚できると同時に、学生個々人の学修状況を大学が把握するための基礎データとなっている。

2) 学生生活・入試関連の調査

学生生活に関しては学生支援課が中心となって「学生生活満足度調査」を実施し集計分析を行っている他、学生の休退学者数やその理由などについての記録も重視し、前年度との比較を行っている。入試広報課は平成 25(2013)年度から 29(2017)年度の高校別・地域別・入試方法別の志願者数・入学者数の動向を集計分析している他、オープンキャンパスに参加する高校生や保護者、入試説明会での高校教員の意見、高校訪問の際の進路指導教員の意見などの集約分析を行ない、学生募集活動の改善に向けた努力を行い、競合する他大学との比較を視野に本学の強みや弱みの分析も実施している。

3) その他の部署における調査

進路支援課では大学 1 期生となる平成 28(2016)年度卒業生と 2 期生となる平成 29(2017)年度卒業生の就職状況や公務員試験（保育職）の合格状況の分析、及び卒業後の就労状況の分析を行っている。

また、教務・学生支援・図書館・総務・財務等の各部署がそれぞれの分掌に応じて教育活動・学生生活・大学運営に関する基本的なデータを収集して、分析を行っており、それらは自己点検・評価のためのエビデンスとなっている。

4) 入試と公務員合格率との関連性の調査

平成 28(2016)年度からは学長戦略企画室において短期大学生を対象とした入試選抜制度と G P A や公務員採用試験合格率等の関係の調査を行っており、大学も第 1 期生と 2 期生が卒業したことにより、同様の調査・分析を開始している。

5) 新学務システムの導入

小規模大学である本学にとって専属の職員を配置した IR 推進室の設置は負担が大きくあまり実際的ではないとの判断から、これまでには、それぞれの部署において責任を持って多様なデータ収集と分析を行う方法をとってきた。しかし、平成 29(2017)年度に

新しい学務システムが導入されたことにより、データの分析と各部署・各委員会・学科などにおける分析結果の共有がより効率的になるものと思われ、平成 30(2018)年度には IR 推進室の設置も決定していることから、データの集約化が進展するものと思われる。

上記のとおり、IR などを活用した調査・データの収集と分析が進められている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

エビデンスに基づく自己点検・評価を行うにあたり、今後はさらに包括的・組織的なエビデンスの収集が必要である。資料収集にあたっては「自己点検・評価委員会」と各部署や平成 30(2018)年度に設置予定の「IR 推進室」との一層の連携が求められる。アクセスメント・ポリシーの策定も必要であり、それに即して各部署でどのような資料やエビデンスの収集が必要かについての検討を行い、より適切な IR 活動を行い、計画的な収集を行っていく必要がある。また、教職員だけではなく、学生や卒業生、就職先である幼稚園や各種施設、岡崎市等の自治体等のステークホルダーからの意見聴取もより重要となっている。

平成 30(2018)年度には教職課程の再課程認定申請が予定されており、カリキュラムの見直しが必須となる。今後は、現行カリキュラムの課題の分析、教養教育と専門教育の新たな関係の模索、社会や学生のニーズに合致した授業展開や地域活動の検討などに關しても、IR 活動が重要性を増すと思われる。また、小学校教諭養成課程である「学校教育コース」の授業が平成 30(2018)年度から本格始動することもあり、小学校教諭養成課程の内部質保証に焦点をあてた評価への取組みも必要となる。

6-3 内部質保証の機能性

《6-3 の視点》

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

「教育・学修等が適切な水準にあるか、水準に満たない部分に関して自ら改善するプロセスがあるか、またそれらを恒常的かつ継続的に実施できるか」を担保する内部質保

証の構築のため、本学では自己点検・評価活動を実施し、エビデンスに基づく現状の把握と具体的な改善策の実践、その後の再評価につなぐ PDCA サイクルの仕組みを機能させ、さらなる改善に向けた努力を行っている。

1)自己点検・評価委員会による PDCA 活動

平成 29(2017)年度に関しては平成 28(2016)年度の自己点検・評価を通して明確化した課題や改善点を自己点検・評価委員会が整理し、平成 29(2017)年度内に実施し得た項目、平成 30(2018)年度に向けて実施すべき項目などの確認を行い、PDCA サイクルの視覚化を目指した。平成 28(2016)年度報告書で「今後の課題」として示された事項に関しては、「『岡崎女子大学平成 28(2016)年度自己点検・評価報告書』に基づく平成 29(2017)年度への改善対応状況表」として一覧化され、対応方法に関して自己点検・評価委員会において分析し、関連部署等に伝達され共有されている。

2)三つのポリシーの見直しとシラバスチェックの厳格化

教育の内部質保証に関しては全学および学部学科の三つのポリシーの見直しを行い、文部科学省によって示されている「学力の 3 要素」を含む形へと変更した。また、三つのポリシーの内のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシー(教育課程編成方針・教育課程実施方針)がシラバスを通して個別授業に適切に反映されているかをシラバスチェック委員会がチェックし、教育における PDCA サイクルの適切な循環を目指した。

3)大学設置計画履行状況等調査での改善意見への対応

平成 29(2017)年 2 月の文部科学省による「設置計画履行状況等の調査(平成 28(2016)年度)」において、「子ども教育学部子ども教育学科の定員充足率の平均が 0.7 倍未満となっていることから、学生確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討すること」との「改善意見」が示されたことを受け、入学定員管理を本学における最重要課題の一つと位置付けてきた。入学者数の推移は、大学開設初年度の平成 25(2013)年度が 63 人、平成 26(2014)年度が 86 人、平成 27(2015)年度が 60 人、平成 28(2016)年度が 69 人であったが、平成 29(2017)年度は 88 人、平成 30(2018)年度は 98 人(編入学者 2 人を含めると 100 人)となり、平成 30(2018)年 4 月段階では開学後 6 年間の定員充足率の平均は、0.77 倍となっている。

とりわけ平成 27(2015)年度以降は、入学者減少の理由を探り、内部質保証や本学の社会発信力を高めるための全学レベル・学科レベル・教職員レベルの反省と改革への取組みが一層真剣になされてきた。入試広報課や入試委員会を中心とする現状分析と改善策の策定、学長戦略企画室におけるブランディング強化策の提案などがなされ、強い危機感の高まりと全学的な改革意識が平成 28(2016)年度・29(2017)年度の入学生増加につながり、また第 1 期生である平成 28(2016)年度卒業生の就職率が 100% でかつ公務

員（保育職）合格率が59%（公務員就職率51%）という全国的にも高い成績であったことも、平成30(2018)年度の入学者増への要因になったと判断している。

上記のとおり、大学設置計画履行状況等調査での改善意見への対応も含めて、内部質保証のための学部学科と大学全体のPDCAサイクルは概ね成立しており、機能性を保持しているといえる。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の機能性確保に向けて、平成30(2018)年度に実施すべき課題としては、全学及び学科の「アセスメント・ポリシー」の策定が挙げられる。三つのポリシーを起点に「学生の学修成果の評価について、その目的・達成すべき質的水準・評価の実施方法」などについて早急に定める必要がある。具体的には、

- ①期待される学修成果を明確に表明する
- ②学修成果の達成度の判断基準またはベンチマークを確立する
- ③学修達成状況に関する根拠資料等、複数の測定値を活用する
- ④学修アセスメントの結果を全学的及び部署単位で共有する
- ⑤学修アセスメントの結果から改善計画を策定して予算化する

などの手順が求められる。

また、数値化の難しい学修領域に関してはループリックの活用を原則化することや、「学修の記録」を再構築し、学生の学びをより効果的に次の学修につないでいくシステムとしての機能を高める必要がある。教員に関しては、学生による授業評価とそれに関する自己評価のみでなく、「教員による総合的な自己評価」システムの定着化が望まれる。また、単位の実質化を重視し、学生の適正な学修時間の確保を図り、シラバスへの反映を確認するサイクルの維持が必要であり、学修成果の評価には学生や学外者などのステークホルダーの意見を取り入れる活動も拡大していく必要がある。組織改編や改革改善活動に伴う学内規程の改訂についても、学長室会議を中心とした包括的で迅速な対応が求められている。

[基準6の自己評価]

本学では、大学の使命・目的に即した視点に立って、内部質保証を行うための組織が適切に整備され、責任体制が保持されている。内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は適切に実施されており、その結果は学内において共有されている。IRなどを活用した調査・データの収集と分析が各部署を中心に実施されており、内部質保証のための学部、学科と大学全体のPDCAサイクルは概ね成立しており、その機能を保持している。以上から、本学は基準6を満たしている。

基準A. 地域との協働活動

A-1 地域協働活動の広がりと実績

《A-1 の視点》

A-1-①地域との協働活動の内容

(1) A-1 自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は平成 25(2013)年に「自己実現と社会貢献」を建学の精神として開学した。この建学の精神に則り、本学では地域社会とつながり、子育ての様々なニーズに応えられる人材育成を行っている。その中で主に地域と連携した教育活動を行うために地域協働活動に力を入れている。地域協働については、市町村の行政機関や地域の市民団体との協働活動だけではなく、地域の一人ひとりとのつながりを大切にしてともに活動し、支援していくことも含まれると考えている。その実践の場として、平成 26(2014)年に地域協働推進センターを設置した。地域協働推進センターでは、様々な地域連携活動を企画・実施するとともに、学生ボランティアのコーディネートなどを行っている。地域協働推進センターでの主な活動は、「夏休み親子教室」「岡崎市市民大学講座」「たつみがおかふるさと夏祭り」「岡崎平和祈念式典」「笑話浪漫サロン」「大学祭への参加」「各種ボランティア活動」である。また、地域の子育てを支援し実践力のある人材育成のために親と子どもの発達支援センターを平成 25 (2013) 年に開設し活動している。親と子どもの発達支援センターにおける主な活動は、「自由開放」「子育て実践講座」「みんなで子育て」「個別相談」などである。

1) 地域協働推進センターの活動

○夏休み親子教室

本学を会場として、夏休みの一日を地域の親と子どもが一緒に楽しむ活動である。平成 29(2017)年度のこの催しには、地域の親子 94 組 (220 人) が参加した。内容は、「親子で楽しむ運動遊び (32 組の親子が参加)」「砂で遊ぼう (15 組の親子が参加)」「Ozobot で遊んで学ぶプログラミング (21 組の親子が参加)」「水のふしぎをたいけんしよう (10 組の親子が参加)」「マジックシートを作ろう (16 組の親子が参加)」であった。体育、造形、プログラミング、科学、保育など、様々な領域の本学教員により、親と子がともに気軽に楽しむ時間を共有する中で家族支援を行うものである。学生ボランティアは、参加者の案内や遊びの補助を行った。

○岡崎市市民大学講座

岡崎市と連携して、開放講座（市民向けの公開講座）を開催している。平成 29(2017)

年度は「イギリス英語と北米・アメリカ英語、違いはどこから来たの？」とのテーマで、市民とともに学び合う場を提供する講座を開催した。

○岡崎大学懇話会共催講演会

岡崎大学懇話会との共催の講演会として「21世紀交流サロン・葵丘」を平成30(2018)年2月16日(金)に開催した。「現在の子どもと家庭を取り巻く社会状況について～児童虐待問題を中心に～」というテーマで本学教員が講演した。

○たつみがおかふるさと夏祭り

近隣地区の竜美丘地区の市民と協力し、岡崎市竜美丘会館において夏祭りを開催した。11人の参加学生が参加する子どもたちの世話をしながら、催し物(親子の制作活動やバルンアートサークルによる実演など)を実施した。

○笑話浪漫サロン

本事業は平成28年(2016)年度、岡崎市市制100周年記念事業「新世紀岡崎チャレンジ100プロジェクト」に採択され開始した。本事業は地域の方々が参加しやすくするために岡崎市内の各地に出向く「出張型サロン」である。また、高齢者から子どもまで幅広い世代の参加者を募り、高齢者と子どもたちをつなぐ活動でもある。この事業のために学生が中心となり「笑話浪漫サロン・オカジョ隊」を結成し、教職員も活動をサポートした。事業の内容は学生が考え、サロンに向けての準備や当日の進行など、学生が活発に活動した。

平成29(2017)年度の活動は以下の3回を実施した。

・第1回笑話浪漫サロン

平成29(2017)年10月7日(土) 岡崎市北部地域福祉センターにて開催

岩津高校家庭クラブとのコラボ

＜内容＞秋のリース作り・岩津すごろく

季節のおやつで岩津の秋を楽しみながらふれあいましょう！

・第2回笑話浪漫サロン

平成29(2017)年11月18日(土) 特別養護老人ホーム愛厚ホームにて開催

岡崎東高校ボランティアサークルJRCとのコラボ

＜内容＞身近にあるもので楽器を作って演奏しよう！

みんなで歌おう！秋の食べ物

・第3回笑話浪漫サロン

平成30(2018)年2月24日(土) 岡崎女子大学にて開催

＜内容＞自分で作ったユニフォームを着て、リアルで大きな野球盤で遊ぼう！！

岡崎にちなんだおやつを食べよう！

○大学祭への参加

平成29(2017)年11月4日(土)・5日(日)に行った本学の丘咲祭(大学祭)において、地域の高齢者、障がい者などが参加した。

・笑話浪漫館、杉くんの駄菓子屋

地域の高齢者が製作した作品や卒業生らによる手作り作品を展示、販売を行うブースに集う幅広い年齢層の方々と学生の交流とともに、地域の障がい者の店舗「杉くんの駄菓子屋」と特定非営利法人 BAOBA の出店がなされた。

○各種ボランティア

岡崎市を中心とした様々な団体が主催する催し物において、託児など様々なボランティア活動を求められ、学生を募り実施している。昨年度の主なボランティア活動は以下のようなものである。

・岡崎市主催の地域交流センター六ツ美分館・悠紀の里で行われた「ゆき収穫祭」でのブースの手伝い、プレイルームの受付、アンケート係等を行った。活動日は平成 29(2017)年 10 月 1 日、15 日（日）であった。

・岡崎市で行われた発達障がい・不登校を支える会「ゆい」主催の講演会での託児ボランティアを行った。活動は平成 30(2018)年 1 月 7 日（日）が学生 6 人、3 月 18 日（日）が学生 5 人であった。

・岡崎市図書館で行われたりぶらサポータークラブ主催の「外国人のど自慢大会」において、データ入力、会場での誘導、着ぐるみを着ての活動などを行った。活動日は平成 30(2018)年 2 月 4 日（日）で参加学生は 4 人であった。

・岡崎市主催で岡崎市地域交流センター六ツ美分館悠紀の里で行われた「ゆきフェスタ」での受付及び着物の着付けモデルを行った。活動日は平成 30(2018)年 2 月 25 日（日）で参加学生は 2 人であった。

・岡崎市社会福祉協議会主催の岡崎市福祉ふれあいまつりにおいて受付等を行った。活動日は平成 30(2018)年 3 月 24 日（土）で参加学生は 2 人であった。

○広報紙「地域とともに」の発行

本学の地域協働活動の周知と地域との絆を深めたいとの願いを持って、広報誌「地域とともに」を平成 29(2017)年度は 2 回、発行した。広報紙は近隣の市町村、県内の他大学、本学の学生の保護者などに配布した。

2) 親と子どもの発達センターの活動

○自由開放

親と子どもの発達センターを地域の親子に開放し、自由に使って遊んでもらっている。平成 29(2017)年度は 85 回の自由開放日を設定した。子どもが食事をする際は、カフェテリアに用意したたくさんのベビーチェアを利用して親子で食事をしてもらえるようにしてある。このような場を用意することにより、学生や他の子どもたち、養育者の相互交流が広がっている。

○子育て実践講座

親子のコミュニケーションを豊かにし、子育てが楽しくなる親子のふれあい遊びなど

を本学教員などが講師として担当する講座である。平成 29(2017)年度は 6 回の講座を開催した。親が講座に参加している間、子どもの託児を学生が行い、親子遊びの場に参加するなど学生の実践の場にもなっている。

○みんなで子育て

大学のゼミの学生が主体となり学んだことを基にして自律的に企画・活動する親子で楽しめる講座を行っている。体を使う遊びや制作活動など、参加する子どもや親たちの交流を大切にする講座である。平成 29(2017)年度は 19 回開催した。

○個別相談

子育てや子どもの発達についての保護者の相談に臨床心理士や言語聴覚士が対応している。個別相談は臨床心理士による育児相談・発達相談と言語聴覚士によることばの相談を毎月 1 回ずつ行っている。これらの相談は本学教員などが対応している。平成 29(2017)年度の育児相談・発達相談は 12 回 17 件、ことばの相談は 12 回 23 件行った。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の地域協働活動は、大学周辺の地域、岡崎市やいくつかの団体と協働しながら広がりをみせている。しかしながら、活動を広げることばかりに終始せず、今後は学生が協力・参加することによって、大学周辺の地域や岡崎市をさらに身近に感じることや、人の役に立つことと学生が喜びに感じることを中核において、持続・継続できる意味のある活動の定着を目標にしたい。そのために、地域協働活動の精選とともにそれぞれの活動内容の計画・実施・振り返りを行い、改善に努めたい。

A-2 地域協働活動の教育成果

《A-2 の視点》

A-2-① 地域協働活動における教育の内容

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の建学の精神である「自己実現と社会貢献」には、自身の力を發揮し、社会人として輝きを放つ人材に育つ、という意味が含まれている。そのための在学中の実践内容として、地域協働活動が有効である。本学が行う地域協働活動は、社会に貢献すると同時に教育的視点も持たなければならない。そして、その教育的視点は、在学生ばかりではなく、卒業生、教育・保育現場やその関係機関で働く人、あるいは働く人としている人々にとっても大切である。

本学で行っている教育的な地域協働活動は、以下のとおりである。

○「学生フォーラム」での学生による研究発表

平成 29(2017)年度は、「岡崎大学懇話会」による「学生フォーラム」が本学において開催された。学生フォーラムは、学生による研究・活動報告会であり、地域協働推進センターが、その運営ボランティアのコーディネーターや学生の研究発表、研究展示への支援を行った。

○ウインドウディスプレイ展示への協力

平成 30(2018)年 2 月から 3 月末まで、岡崎信用金庫根石支店において、「築山御前と岡崎信康」とのテーマで、公募ののち採用されたウインドウディスプレイ展示のコーディネーターを任せられた。授業における制作・造形活動を地域展示のテーマに合わせて実践的に応用した。

○岡崎女子大学「子ども教育フォーラム」での授業成果発表

平成 29(2017)年 12 月 10 日 (日)、第 5 回岡崎女子大学子ども教育フォーラムを開催した。第二部において、「舞台表現の技術」「体育 II」「英語総合」「保育・教職実践演習」の授業成果発表が行われた。日頃の授業内容を学内外の人々に向けて発表することにより、学習意欲が高まり、学生それぞれが様々な役割を持って活動する場ともなった。

○長期フィールド実習

卒業研究ゼミナールのうち、長期フィールド実習を選択した 4 年生は、保育所・幼稚園・こども園・施設等において、4 月中旬から 11 月中旬の週 1 回（合計 22 回）、実習先に出向き、子どもたちと関わりながら、自己課題の解決に向けて実習を行っている。その記録や考察等については、実習後、各ゼミナールにおいて話し合われるほか、担当教員が実習先を訪問し、カンファレンスにおいても行われる。長期フィールド実習は、学生と保育・教育現場等の相互の学びの場になっている。

○地域協働推進センター紀要「地域協働研究第 4 号」の発行

本学に関わる教職員による保育や教育現場や地域に関する研究をまとめ、地域協働推進センター紀要「地域協働研究第 4 号」を平成 30(2018)年 3 月に発行した。本号には研究論文 9 編、研究ノート 2 編、報告 3 編が収録されている。このような地域協働に関する研究の研究成果を学外に発信していくことも重要である。

○研究助成

岡崎大学懇話会の研究助成に関する本学における取りまとめを地域協働推進センターにて行った。平成 29(2017)年度は「保育者と保護者の働く意識について—岡崎市における幼稚園・保育園を対象にして—」というテーマで本学教員が研究を行った。平成 30 年 3 月 19 日 (月) に報告会が行われ、63 人が参加した。

○講習・講座

・教員免許状更新講習

教員免許更新制が導入され、さらに幼稚園教諭免許状を保有している認可保育所の保育士も免許状更新講習を受講できるようになった。本学では教員として必要な資質や能

力が保持できるよう教員免許状更新講習を開設している。平成 29(2017)年度は 7 月 31 日から 8 月 4 日に 7 つの講習を行った。

・保育士資格取得特例講座

認定こども園法の改正に伴い、平成 31(2019)度末までの「保育教諭」資格取得ための経過措置が設けられている。本学では幼稚園教諭の免許状のみ有する人を支援するために、保育士資格取得のための保育士資格取得特例講座を開設している。平成 29(2017)年度は「乳児保育」「保健と食と栄養」「相談支援」「福祉と養護」の 4 つの講座を行った。

・愛知県現任保育士研修

愛知県から愛知県現任保育士研修運営協議会が委託され研修を実施している。この研修は保育士として就労した後に自身の資質向上のために重要なものである。保育士を養成している本学にとって、卒業生の自己研鑽のために大切なものとして位置づけている。平成 29(2017)年度、本学ではいくつかの現任保育士研修の中の「中堅後期保育士研修」と「キャリアアップ研修 幼児教育分野、マネジメント分野、保護者支援・子育て支援分野」を行った。中堅後期保育士研修は平成 29(2017)年 9 月 4 日（月）から 9 月 8 日（金）まで本学などの教員が交代で担当して行った。

キャリアアップ研修は幼児教育分野が平成 29(2017)年 9 月から 10 月の土曜日、マネジメント分野が平成 29(2017)年 10 月の土曜日、保護者支援・子育て支援分野が平成 29(2017)年 11 月から 12 月の土曜日に開講した。

・岡崎市定期講座講習

岡崎市からの委託事業として市立保育園勤務の保育士を対象に定期講座講習を開催している。平成 29(2017)年度は 6 月 23 日（金）、8 月 25 日（金）、10 月 20 日（金）、12 月 15 日（金）に「からだ（健康・身体表現）」「音楽表現」「造形表現」「環境」「人間関係・言葉」の 5 つのコースを実施した。講習の受講者総数は 61 人であった。講座終了後、保育所の実習訪問などの際に、この講習で学んだことを現場に戻り、実践に生かしていることがわかっている。

・子育て支援員研修

平成 27(2015)年度から子育て支援員研修を都道府県や市町村が実施することとなった。この研修を受講することにより、多様な保育や子育て支援分野に従事することができる。この研修は子育てに関する基礎的なことを学ぶ「基本研修」と各事業の特性に応じた「専門研修」によって構成されている。本学教員の子育てに関する専門的知識等が地域の子育てに関わる職員養成に生かされる研修である。平成 29(2017)年度は岡崎市と碧南市の子育て支援員研修を行った。岡崎市の基本研修は平成 29(2017)年 8 月 21 日（月）、22 日（火）に実施し 26 人が受講した。専門研修は平成 29(2017)年 9 月 4 日（月）から 6 日（水）まで実施し 25 人が受講した。また、碧南市の基本研修は平成 30(2018)年 2 月 26 日（月）、27 日（火）に実施し 32 人が受講した。専門研修は平成 30(2018)

年2月28日（水）から3月2日（金）まで実施し13人が受講した。

（3）A-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学が行う地域協働活動として、地域協働推進センターを拠点に学生・教職員とともに社会に貢献する意識を強く持ちたい。これまでの地域や関係機関との関係性を考慮し、教職協働の下、学生が意欲的に地域活動を行うことができるような支援を行う必要がある。今後も地域や行政機関との安定した連携・協力はもちろん、常に教育的視点を持つて学生や卒業生、地域や愛知県全体に向けた活動や講習を企画・運営するために、日程調整や人材確保、協力要請に努める。

【基準Aの自己評価】

地域協働活動には市町村や地域の市民団体から依頼があり共に活動するものと、大学自ら考え地域に働きかけて活動するものがある。本学は行政機関や地城市民団体からの依頼も多い。このことから地域の中で大学の存在意義が認められていると思われる。また、本学が主体となって地域に働きかけて活動しているものもいくつも行っている。本学における地域協働活動は広がりつつあり、地域貢献を行う大学を今後も目指していく。

本学の学生にとって地域協働の様々な活動は学びにつながり、経験したことが卒業後の実践に数多く生かされている。教職員も地域とつながることにより新たな研究課題を発見することにもなっている。一方、多くの講座の開催などにより教職員の専門性が生かされ、地域からの要請に応えた様々な場面で教職員だけでなく学生も地域に貢献している。本学における地域協働活動は大学と地域との相互の教育的な効果がある。このような地域協働活動の教育成果を念頭に置いて今後も地域貢献を行う大学を目指していく。

これらのことから本学は基準Aを満たしている。